JP INSURANCE かんぽ生命

保険法の施行に伴う取扱いの変更に関する特則(甲)

「ご契約のしおり・約款」とともに、大切に保管してください。
今回の取扱いの変更に際して、お客さまに手続していただくことはございません。

平成22年4月1日より、
新たに保険法(平成20年法律第56号)が施行されます。

この保険法の施行に伴い、お客さまのかんぽ生命の保険契約については、
平成22年4月1日から**「保険法の施行に伴う取扱いの変更に関する特則(甲)」**
が適用されます。

平成22年4月1日版

株式会社 かんぽ生命保険

保険法の施行に伴う取扱いの変更に関する特則（甲）

（平成22年４月１日制定）

目　次

第１章　総則（第１条・第２条）

第２章　基本契約に関する特則

第１節　終身保険の基本契約に関する特則

第１款　普通終身保険の基本契約に関する特則（第３条－第７条）

第２款　特別終身保険の基本契約に関する特則（第８条－第12条）

第２節　介護保険金付終身保険の基本契約に関する特則（第13条－第17条）

第３節　普通定期保険の基本契約に関する特則（第18条－第22条）

第４節　養老保険の基本契約に関する特則

第１款　普通養老保険の基本契約に関する特則（第23条－第27条）

第２款　特別養老保険の基本契約に関する特則（第28条－第32条）

第３款　特定養老保険の基本契約に関する特則（第33条－第37条）

第５節　学資保険の基本契約に関する特則

第１款　学資保険の基本契約に関する特則（第38条－第42条）

第２款　育英年金付学資保険の基本契約に関する特則（第43条－第47条）

第６節　夫婦保険の基本契約に関する特則（第48条－第51条）

第７節　終身年金保険付終身保険の基本契約に関する特則（第52条－第56条）

第８節　夫婦年金保険付夫婦保険の基本契約に関する特則（第57条－第60条）

第９節　終身年金保険の基本契約に関する特則

第１款　即時終身年金保険の基本契約に関する特則（第61条・第62条）

第２款　据置終身年金保険の基本契約に関する特則（第63条－第66条）

第10節　介護割増年金付終身年金保険の基本契約に関する特則（第67条－第70条）

第11節　定期年金保険の基本契約に関する特則

第１款　即時定期年金保険の基本契約に関する特則（第71条・第72条）

第２款　据置定期年金保険の基本契約に関する特則（第73条－第76条）

第12節　夫婦年金保険の基本契約に関する特則

第１款　即時夫婦年金保険の基本契約に関する特則（第77条・第78条）

第２款　据置夫婦年金保険の基本契約に関する特則（第79条－第82条）

第13節　財形貯蓄保険の基本契約に関する特則

第１款　財形積立貯蓄保険の基本契約に関する特則（第83条－第87条）

第２款　財形住宅貯蓄保険の基本契約に関する特則（第88条－第92条）

第14節　財形終身年金保険の基本契約に関する特則（第93条－第95条）

第３章　特約に関する特則

第１節　災害特約に関する特則（第96条－第100条）

第２節　介護特約に関する特則（第101条－第105条）

第３節　傷害入院特約に関する特則（第106条－第110条）

第４節　疾病入院特約に関する特則（第111条－第115条）

第５節　疾病傷害入院特約に関する特則（第116条－第120条）

第６節　無配当傷害入院特約に関する特則（第121条－第125条）

第７節　無配当疾病傷害入院特約に関する特則（第126条－第130条）

第１章　総則

（趣旨）

第１条　この特則条項は、基本契約又は特約の申込みを保険法の施行日前に承諾した場合において、その基本契約又は特約の契約日が同法の施行日前である基本契約又は特約について、保険法の施行に伴い変更する取扱いに関する事項について定めます。

（特則の付加）

第２条　この特則は、基本契約又は特約の申込みを保険法の施行日前に承諾した場合において、その基本契約又は特約の契約日が同法の施行日前であるものに対し、同法の施行時に付加します。

２　この特則が付加されたときは、それぞれ基本契約の保険種類又は特約種類に応じて適用されている普通保険約款又は特約条項の規定にかかわらず、第２章以下の定めるとおり取り扱います。

第２章　基本契約に関する特則

第１節　終身保険の基本契約に関する特則

第１款　普通終身保険の基本契約に関する特則

（終身保険普通保険約款の読替え）

第３条　普通終身保険の基本契約においては終身保険普通保険約款の次の規定は、保険法の施行日以後は、それぞれ次のとおり読み替えて適用します。

読替えを行う条項	読替後の規定
第21条	**（重大事由による契約の解除）** **第21条**　会社は、次のいずれかの重大事由が生じた場合には、将来に向かって基本契約を解除することができます。 (1)　保険契約者、被保険者（被保険者が故意に死亡し、又は死亡しようとした場合は、重大事由に含みません。）又は保険金受取人が、この基本契約の死亡保険金を詐取する目的又は他人に詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をした場合。 (2)　保険契約者、被保険者又は保険金受取人が、会社にこの基本契約の保険料を払込免除とさせる目的で事故招致（未遂を含みます。）をした場合。 (3)　この基本契約の保険金又は保険料の払込免除の請求に関し、保険金受取人に詐欺行為（未遂を含みます。）があった場合。 (4)　この基本契約に付加されている特約若しくは他の保険契約が重大事由によって解除され、又は保険契約者、被保険者若しくは保険金受取人が他の保険者との間で締結した保険契約若しくは共済契約がその契約の重大事由により解除されるなどにより、会社の保険契約者、被保険者又は保険金受取人に対する信頼を損ない、この基本契約を継続することを期待しえない前３号に掲げる事由と同等の重大な事由がある場合。 ２　会社は、前項各号に掲げる事由がある場合には、保険金の支払事由又は保険料の払込免除の規定に該当する事由が生じた後においても、前項の規定によりこの基本契約を解除することができます。この場合、同項各号に掲げる事由の発生時以後に生じた保険金の支払事由又は保険料の払込免除事由について、会社は、次のとおり取り扱います。 (1)　その保険金を支払いません。また、既にその保険金の支払をしたときは、その返還を請求することができます。 (2)　保険料を払込免除としません。また、既に保険料を払込免除としたときは、その保険料の払込みを請求することができます。 ３　第１項の規定による基本契約の解除については、前条第１項及び第２項の規定を準用します。
第22条	**（加入限度額超過による契約の解除）** **第22条**　会社は、基本契約の保険金額が、加入限度額（郵政民営化法及び同法施行令の定める被保険者１人当たりの保険金額をいいます。以下同じとします。）を超える場合（他の保険契約の保険金額その他の金額との合計額が加入限度額を超える場合を含みます。以下同じとします。）には、その超える基本契約を将来に向かって解除することができます。 ２　前項の規定による基本契約の解除については、第20条第１項及び第２項の規定を準用します。

２　普通終身保険の基本契約においては、終身保険普通保険約款の次の規定は、保険法の施行日以後の復活の申込み（同法の施行の際現にされている復活の申込みを含みます。）の際の告知について、それぞれ次のとおり読み替えて適用します。

読替えを行う条項	読替後の規定
第17条	**（告知義務）** **第17条**　保険契約者又は被保険者は、基本契約の締結又は復活の際、保険金の支払事由又は保険料の払込免除事由の発生の可能性に関する重要な事項のうち会社所定の質問表（告知書）に掲げる質問事項について、その質問表（告知書）により告知することを要します。
第18条	**（告知義務違反による契約の解除）** **第18条**　保険契約者又は被保険者が、前条の告知の際、会社所定の質問表（告知書）の質問事項について故意又は重大な過失によって事実を告げず、又は事実でないことを告げたときは、会社は、将来に向かって基本契約を解除することができます。 ２　会社は、次のいずれかの場合には、前項の規定による基本契約の解除をすることができません。 (1)　会社が、基本契約の締結又は復活の際、解除の原因となる事実を知り、又は過失によってこれを知らなかったとき。 (2)　保険媒介者（会社のために保険契約の締結の媒介を行うことができる者（会社のために保険契約の締結の代理を行うことができる者を除きます。）をいいます。以下この条において同じとします。）が、保険契約者又は被保険者が前条の告知をすることを妨げたとき。

	(3) 保険媒介者が、保険契約者又は被保険者に対し、前条の告知をしないことを勧めたとき、又は事実でないことを告げることを勧めたとき。 (4) 会社が解除の原因を知った時から１か月が経過したとき。 (5) 基本契約が責任開始の日（復活した基本契約にあっては、その復活に係る責任開始の日）から起算して２年以上継続したとき（その期間内に被保険者が別表第２第１号に定める身体障害の状態又は重度障害の状態になった場合において、その者について前項の解除の原因たる事実の存するときを除きます。）。 ３　前項第２号又は第３号の場合において、それぞれに規定する保険媒介者の行為がなかったとしても、保険契約者又は被保険者が、前条の告知の際、会社所定の質問表（告知書）に掲げる質問事項について、事実を告げなかったか又は事実でないことを告げたと認められるときは、前項の規定を適用しません。
第19条	**（解除の効果）** **第19条**　会社は、前条の解除の原因となる事実がある場合には、死亡保険金の支払事由又は保険料の払込免除事由が生じた後でも、基本契約を解除することができます。この場合、会社は、次のとおり取り扱います。 (1) その死亡保険金を支払いません。また、既にその死亡保険金の支払をしたときは、その返還を請求することができます。 (2) 保険料を払込免除としません。また、既に保険料を払込免除としたときは、その保険料の払込みを請求することができます。 ２　前項にかかわらず、保険契約者、被保険者又は死亡保険金受取人が、死亡保険金の支払事由又は保険料の払込免除事由の発生の原因がその解除の原因となった事実に基づかないことを証明したときは、その死亡保険金を支払い、又は保険料を払込免除とします。
第20条	**（解除の相手方）** **第20条**　第18条の規定による基本契約の解除は、保険契約者又はその法定代理人に対する通知により行います。 ２　前項の場合において、保険契約者若しくはその法定代理人を知ることができないとき、又はこれらの者の所在を知ることができないときその他正当な理由により保険契約者又はその法定代理人に通知できないときは、被保険者、死亡保険金受取人又はそれらの法定代理人に通知します。

３　普通終身保険の基本契約においては、保険法の施行日以後に復活の申込み（同法の施行の際現にされている復活の申込みを含みます。）があり、かつ、その申込みを承諾した場合には、終身保険普通保険約款の次の規定は、その申込時からそれぞれ次のとおり読み替えて適用する。

読替えを行う条項	読替後の規定
第23条	**（詐欺による取消し）** **第23条**　保険契約者、被保険者又は保険金受取人の詐欺により基本契約の締結又は復活が行われたときは、会社は、その基本契約又は復活を取り消すことができます。この場合、既に払い込んだ保険料は払い戻しません。
第28条	**（保険金受取人の変更）** **第28条**　保険契約者は、保険金の支払事由が発生するまでは、被保険者の同意を得た上で、会社に対する通知により、保険金受取人を変更することができます。ただし、保険契約者が保険金受取人の変更をしない旨の意思を会社に対して表示しているときは、その意思表示後は、保険金受取人を変更することができません。 ２　保険契約者が前項の通知をしようとするときは、次の必要書類を会社又は会社の指定した場所に提出してください。 (1) 会社所定の通知書 (2) 保険契約者の印鑑証明書又は健康保険証 (3) 保険証券 ３　第１項の通知が会社に到達した場合には、保険金受取人はその通知が発信された時に遡って変更されます。ただし、その通知が会社に到達する前に変更前の保険金受取人に保険金を支払ったときは、その支払後に変更後の保険金受取人から保険金の請求を受けても、会社はこれを支払いません。 ４　第１項に定めるほか、保険契約者は、保険金の支払事由が発生するまでは、法律上有効な遺言により、保険金受取人を変更することができます。 ５　前項の保険金受取人の変更は、被保険者の同意がなければ、その効力を生じません。 ６　前２項による保険金受取人の変更は、保険契約者が死亡した後、保険契約者の相続人が会社に通知しなければ、これを会社に対抗することができません。 ７　保険契約者の相続人が前項の通知をしようとするときは、次の必要書類を会社又は会社の指定した場所に提出してください。 (1) 会社所定の通知書 (2) 保険契約者の戸籍抄本 (3) 保険契約者の遺言書

	(4) 保険証券 8　第２項及び前項の場合において、必要書類が基本契約の締結時に既に提出されている場合その他会社が定める場合には、第２項及び前項の書類の一部の省略又はこれらの書類に代わるべき書類の提出を認めることがあります。また、会社が必要と認めた場合には、第２項及び前項の書類以外の書類の提出を求めることがあります。
第51条	**（消滅時効の援用）** **第51条**　保険金等の支払又は保険料の払込免除を請求する権利の消滅時効が完成した場合であっても、会社は、その時効の援用を２年間はすることがありません。

（保険証券の記載事項）

第４条　普通終身保険の復活の申込みを承諾したとき（保険法の施行日以後に承諾したときに限ります。）に交付する保険証券には、終身保険普通保険約款に定めるところによるほか、次の事項を記載します。

(1) 会社名
(2) 保険契約者の氏名又は名称
(3) 被保険者の氏名
(4) 保険金受取人の氏名又は名称
(5) 支払事由
(6) 保険期間
(7) 保険金の額
(8) 保険料及びその払込方法
(9) 契約日
(10) 保険証券を作成した年月日

（保険金受取人に関する特則）

第５条　保険法の施行の際、現に保険金受取人が指定されていない場合（指定された保険金受取人が死亡し更に保険金受取人の指定がない場合を含みます。）には、その施行の時に、保険契約者から、死亡保険金については終身保険普通保険約款第16条に定める被保険者の遺族を、重度障害による死亡保険金については被保険者をそれぞれの保険金受取人とする指定があったものとみなします。

２　死亡保険金受取人が保険金の支払事由の発生以前に死亡したときにおいて、終身保険普通保険約款第16条に定める死亡保険金の保険金受取人がいないときは、死亡保険金受取人の死亡時の法定相続人を死亡保険金受取人とします。

３　前項により死亡保険金受取人となった者が死亡した場合に、この者に法定相続人がいないときは、同項により死亡保険金受取人となった者のうち生存している他の死亡保険金受取人を死亡保険金受取人とします。

４　保険金受取人となった者が同じ順位に２人以上いるときは、その受取割合は均等とします。

（保険金受取人による基本契約の存続）

第６条　保険契約者以外の者でこの基本契約の解約をすることができる者（以下「債権者等」といいます。）による基本契約の解約（保険法の施行日前に解約の通知を行ったものを除きます。）は、解約の通知が会社に到達した時から１か月を経過した日に効力を生じます。

２　前項の解約が通知された場合でも、通知の時において次のすべてを満たす死亡保険金受取人が、保険契約者の同意を得て、前項の期間が経過するまでの間に、その解約の通知が会社に到達した日に解約の効力が生じたとすれば会社が債権者等に支払うべき金額を債権者等に支払い、かつ会社にその旨を通知したときは、前項の解約はその効力を生じません。

(1) 保険契約者若しくは被保険者の親族又は被保険者本人であること
(2) 保険契約者でないこと

３　死亡保険金受取人が前項の通知をしようとするときは、別表に定める必要書類を会社又は会社の指定した場所に提出してください。

４　第１項の解約の通知が会社に到達した日以後、その解約の効力が生じ又は第２項により効力が生じなくなるまでの間に、保険金の支払事由が生じ、会社が保険金を支払うべきときは、その支払うべき金額の限度で、同項の金額を債権者等に支払います。この場合、その支払うべき金額から債権者等に支払った金額を差し引いた残額を、保険金受取人に支払います。

（保険金等の支払期限等）

第７条　保険法の施行日以後に発生した保険金等（保険金、返戻金、契約者配当金その他この基本契約に基づく諸支払金をいいます。以下この条において同じとします。）の支払事由による保険金等は、終身保険普通保険約款に定める必要書類が会社に到着した日の翌日からその日を含めて５営業日以内に、会社又は会社の指定した場所で支払います。

２　保険金を支払うために次表の事項の確認が必要な場合において、基本契約の締結時から保険金請求時までに会社に提出された書類だけではその確認ができないときは、次のとおり確認（会社の指定した医師による診断を含みます。）を行います。この場合には、前項にかかわらず、保険金等を支払うべき期限は、前項の必要書類が会社に到着した日の翌日からその日を含めて45日を経過する日とし、会社は、保険金等を請求した者にその旨を通知します。

保険金を支払うために確認が必要な場合	確認する事項
(1) 保険金の支払事由発生の有無の確認が必要な場合	保険金の支払事由に該当する事実の有無
(2) 保険金の免責事由に該当する可能性がある場合	保険金の支払事由が発生するに至った原因
(3) 告知義務違反に該当する可能性がある場合	会社が告知を求めた事項及び告知義務違反に至った原因
(4) この約款に定める重大事由、詐欺又は不法取得目的に該当する可能性がある場合	前２号に定める事項又は保険契約者、被保険者若しくは保険金受取人の基本契約締結の目的若しくは保険金請求の意図に関する基本契約の締結時から保険金請求時までにおける事実

３　前項の確認をするため、次の特別な照会や調査が不可欠な場合には、前２項の規定にかかわらず、保険金等を支払うべき期限は、第１項の必要書類が会社に到着した日の翌日からその日を含めてそれぞれ次の各号に定める日数（当該各号のうち複数に該当する場合であっても、180日とします。）を経過する日とし、会社は、保険金等を請求した者にその旨を通知します。

⑴　前項第２号から第４号までに定める事項について弁護士法その他の法令に基づく照会　180日

⑵　前項第１号、第２号又は第４号に定める事項に関し、保険契約者、被保険者又は保険金受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等から明らかである場合における、その刑事手続の結果の照会　180日

⑶　前項に定める事項についての日本国外における調査　180日

４　前２項の必要な事項の確認に際し、保険契約者、被保険者又は保険金受取人が正当な理由なくその確認を妨げ、又はこれに応じなかったとき（会社の指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます。）は、会社は、これによりその必要な事項の確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は保険金等は支払いません。

５　保険料の払込免除については、前４項の規定を準用します。

第２款　特別終身保険の基本契約に関する特則

（終身保険普通保険約款の読替え）

第８条　特別終身保険の基本契約においては終身保険普通保険約款の次の規定は、保険法の施行日以後は、それぞれ次のとおり読み替えて適用します。

読替えを行う条項	読替後の規定
第21条	**（重大事由による契約の解除）** **第21条**　会社は、次のいずれかの重大事由が生じた場合には、将来に向かって基本契約を解除することができます。 ⑴　保険契約者、被保険者（被保険者が故意に死亡し、又は死亡しようとした場合は、重大事由に含みません。）又は保険金受取人が、この基本契約の死亡保険金を詐取する目的又は他人に詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をした場合。 ⑵　保険契約者、被保険者又は保険金受取人が、会社にこの基本契約の保険料を払込免除とさせる目的で事故招致（未遂を含みます。）をした場合。 ⑶　この基本契約の保険金又は保険料の払込免除の請求に関し、保険金受取人に詐欺行為（未遂を含みます。）があった場合。 ⑷　この基本契約に付加されている特約若しくは他の保険契約が重大事由によって解除され、又は保険契約者、被保険者若しくは保険金受取人が他の保険者との間で締結した保険契約若しくは共済契約がその契約の重大事由により解除されるなどにより、会社の保険契約者、被保険者又は保険金受取人に対する信頼を損ない、この基本契約を継続することを期待しえない前３号に掲げる事由と同等の重大な事由がある場合。 ２　会社は、前項各号に掲げる事由がある場合には、保険金の支払事由又は保険料の払込免除の規定に該当する事由が生じた後においても、前項の規定によりこの基本契約を解除することができます。この場合、同項各号に掲げる事由の発生時以後に生じた保険金の支払事由又は保険料の払込免除事由について、会社は、次のとおり取り扱います。 ⑴　その保険金を支払いません。また、既にその保険金の支払をしたときは、その返還を請求することができます。 ⑵　保険料を払込免除としません。また、既に保険料を払込免除としたときは、その保険料の払込みを請求することができます。 ３　第１項の規定による基本契約の解除については、前条第１項及び第２項の規定を準用します。
第22条	**（加入限度額超過による契約の解除）** **第22条**　会社は、基本契約の保険金額が、加入限度額（郵政民営化法及び同法施行令の定める被保険者１人当たりの保険金額をいいます。以下同じとします。）を超える場合（他の保険契約の保険金額その他の金額との合計額が加入限度額を超える場合を含みます。以下同じとします。）には、その超える基本契約を将来に向かって解除することができます。 ２　前項の規定による基本契約の解除については、第20条第１項及び第２項の規定を準用します。

２　特別終身保険の基本契約においては、終身保険普通保険約款の次の規定は、保険法の施行日以後の復活の申込み（同法の施行の際現にされている復活の申込みを含みます。）の際の告知について、それぞれ次のとおり読み替えて適用します。

読替えを行う条項	読替後の規定
第17条	**（告知義務）** **第17条**　保険契約者又は被保険者は、基本契約の締結又は復活の際、保険金の支払事由又は保険料の払込免除事由の発生の可能性に関する重要な事項のうち会社所定の質問表（告知書）に掲げる質問事項について、その質問表（告知書）により告知することを要します。
第18条	**（告知義務違反による契約の解除）** **第18条**　保険契約者又は被保険者が、前条の告知の際、会社所定の質問表（告知書）の質問事項について故意又は重大な過失によって事実を告げず、又は事実でないことを告げたときは、会社は、将来に向かって基本契約を解除することができます。

	２　会社は、次のいずれかの場合には、前項の規定による基本契約の解除をすることができません。 (1) 会社が、基本契約の締結又は復活の際、解除の原因となる事実を知り、又は過失によってこれを知らなかったとき。 (2) 保険媒介者（会社のために保険契約の締結の媒介を行うことができる者（会社のために保険契約の締結の代理を行うことができる者を除きます。）をいいます。以下この条において同じとします。）が、保険契約者又は被保険者が前条の告知をすることを妨げたとき。 (3) 保険媒介者が、保険契約者又は被保険者に対し、前条の告知をしないことを勧めたとき、又は事実でないことを告げることを勧めたとき。 (4) 会社が解除の原因を知った時から１か月が経過したとき。 (5) 基本契約が責任開始の日（復活した基本契約にあっては、その復活に係る責任開始の日）から起算して２年以上継続したとき（その期間内に被保険者が別表第２第１号に定める身体障害の状態又は重度障害の状態になった場合において、その者について前項の解除の原因たる事実の存するときを除きます。）。 ３　前項第２号又は第３号の場合において、それぞれに規定する保険媒介者の行為がなかったとしても、保険契約者又は被保険者が、前条の告知の際、会社所定の質問表（告知書）に掲げる質問事項について、事実を告げなかったか又は事実でないことを告げたと認められるときは、前項の規定を適用しません。
第19条	**（解除の効果）** **第19条**　会社は、前条の解除の原因となる事実がある場合には、死亡保険金の支払事由又は保険料の払込免除事由が生じた後でも、基本契約を解除することができます。この場合、会社は、次のとおり取り扱います。 (1) その死亡保険金を支払いません。また、既にその死亡保険金の支払をしたときは、その返還を請求することができます。 (2) 保険料を払込免除としません。また、既に保険料を払込免除としたときは、その保険料の払込みを請求することができます。 ２　前項にかかわらず、保険契約者、被保険者又は死亡保険金受取人が、死亡保険金の支払事由又は保険料の払込免除事由の発生の原因がその解除の原因となった事実に基づかないことを証明したときは、その死亡保険金を支払い、又は保険料を払込免除とします。
第20条	**（解除の相手方）** **第20条**　第18条の規定による基本契約の解除は、保険契約者又はその法定代理人に対する通知により行います。 ２　前項の場合において、保険契約者若しくはその法定代理人を知ることができないとき、又はこれらの者の所在を知ることができないときその他正当な理由により保険契約者又はその法定代理人に通知できないときは、被保険者、死亡保険金受取人又はそれらの法定代理人に通知します。

３　特別終身保険の基本契約においては、保険法の施行日以後に復活の申込み（同法の施行の際現にされている復活の申込みを含みます。）があり、かつ、その申込みを承諾した場合には、終身保険普通保険約款の次の規定は、その申込時からそれぞれ次のとおり読み替えて適用する。

読替えを行う条項	読替後の規定
第23条	**（詐欺による取消し）** **第23条**　保険契約者、被保険者又は保険金受取人の詐欺により基本契約の締結又は復活が行われたときは、会社は、その基本契約又は復活を取り消すことができます。この場合、既に払い込んだ保険料は払い戻しません。
第28条	**（保険金受取人の変更）** **第28条**　保険契約者は、保険金の支払事由が発生するまでは、被保険者の同意を得た上で、会社に対する通知により、保険金受取人を変更することができます。ただし、保険契約者が保険金受取人の変更をしない旨の意思を会社に対して表示しているときは、その意思表示後は、保険金受取人を変更することができません。 ２　保険契約者が前項の通知をしようとするときは、次の必要書類を会社又は会社の指定した場所に提出してください。 (1) 会社所定の通知書 (2) 保険契約者の印鑑証明書又は健康保険証 (3) 保険証券 ３　第１項の通知が会社に到達した場合には、保険金受取人はその通知が発信された時に遡って変更されます。ただし、その通知が会社に到達する前に変更前の保険金受取人に保険金を支払ったときは、その支払後に変更後の保険金受取人から保険金の請求を受けても、会社はこれを支払いません。 ４　第１項に定めるほか、保険契約者は、保険金の支払事由が発生するまでは、法律上有効な遺言により、保険金受取人を変更することができます。 ５　前項の保険金受取人の変更は、被保険者の同意がなければ、その効力を生じません。

	６　前２項による保険金受取人の変更は、保険契約者が死亡した後、保険契約者の相続人が会社に通知しなければ、これを会社に対抗することができません。 ７　保険契約者の相続人が前項の通知をしようとするときは、次の必要書類を会社又は会社の指定した場所に提出してください。 ⑴　会社所定の通知書 ⑵　保険契約者の戸籍抄本 ⑶　保険契約者の遺言書 ⑷　保険証券 ８　第２項及び前項の場合において、必要書類が基本契約の締結時に既に提出されている場合その他会社が定める場合には、第２項及び前項の書類の一部の省略又はこれらの書類に代わるべき書類の提出を認めることがあります。また、会社が必要と認めた場合には、第２項及び前項の書類以外の書類の提出を求めることがあります。
第51条	**（消滅時効の援用）** **第51条**　保険金等の支払又は保険料の払込免除を請求する権利の消滅時効が完成した場合であっても、会社は、その時効の援用を２年間はすることがありません。

（保険証券の記載事項）

第９条　特別終身保険の復活の申込みを承諾したとき（保険法の施行日以後に承諾したときに限ります。）に交付する保険証券には、終身保険普通保険約款に定めるところによるほか、次の事項を記載します。

⑴　会社名
⑵　保険契約者の氏名又は名称
⑶　被保険者の氏名
⑷　保険金受取人の氏名又は名称
⑸　支払事由
⑹　保険期間
⑺　保険金の額
⑻　保険料及びその払込方法
⑼　契約日
⑽　保険証券を作成した年月日

（保険金受取人に関する特則）

第10条　保険法の施行の際、現に保険金受取人が指定されていない場合（指定された保険金受取人が死亡し更に保険金受取人の指定がない場合を含みます。）には、その施行の時に、保険契約者から、死亡保険金については終身保険普通保険約款第16条に定める被保険者の遺族を、重度障害による死亡保険金又は生存保険金については被保険者をそれぞれの保険金受取人とする指定があったものとみなします。

２　死亡保険金受取人が保険金の支払事由の発生以前に死亡したときにおいて、終身保険普通保険約款第16条に定める死亡保険金の保険金受取人がいないときは、死亡保険金受取人の死亡時の法定相続人を死亡保険金受取人とします。

３　前項により死亡保険金受取人となった者が死亡した場合に、この者に法定相続人がいないときは、同項により死亡保険金受取人となった者のうち生存している他の死亡保険金受取人を死亡保険金受取人とします。

４　保険金受取人となった者が同じ順位に２人以上いるときは、その受取割合は均等とします。

（保険金受取人による基本契約の存続）

第11条　保険契約者以外の者でこの基本契約の解約をすることができる者（以下「債権者等」といいます。）による基本契約の解約（保険法の施行日前に解約の通知を行ったものを除きます。）は、解約の通知が会社に到達した時から１か月を経過した日に効力を生じます。

２　前項の解約が通知された場合でも、通知の時において次のすべてを満たす死亡保険金受取人が、保険契約者の同意を得て、前項の期間が経過するまでの間に、その解約の通知が会社に到達した日に解約の効力が生じたとすれば会社が債権者等に支払うべき金額を債権者等に支払い、かつ会社にその旨を通知したときは、前項の解約はその効力を生じません。

⑴　保険契約者若しくは被保険者の親族又は被保険者本人であること
⑵　保険契約者でないこと

３　死亡保険金受取人が前項の通知をしようとするときは、別表に定める必要書類を会社又は会社の指定した場所に提出してください。

４　第１項の解約の通知が会社に到達した日以後、その解約の効力が生じ又は第２項により効力が生じなくなるまでの間に、保険金の支払事由が生じ、会社が保険金を支払うべきときは、その支払うべき金額の限度で、同項の金額を債権者等に支払います。この場合、その支払うべき金額から債権者等に支払った金額を差し引いた残額を、保険金受取人に支払います。

５　前項の支払事由が生存保険金に係るものであり、その生存保険金の額が第２項の金額よりも少ない場合には、第２項の死亡保険金受取人が債権者等に支払う金額は、第２項の金額から、その生存保険金の額を差し引いた金額とします。

（保険金等の支払期限等）

第12条　保険法の施行日以後に発生した保険金等（保険金、返戻金、契約者配当金その他この基本契約に基づく諸支払金をいいます。以下この条において同じとします。）の支払事由による保険金等は、終身保険普通保険約款に定める必要書類が会社に到着した日の翌日からその日を含めて５営業日以内に、会社又は会社の指定した場所で支払います。

２　保険金を支払うために次表の事項の確認が必要な場合において、基本契約の締結時から保険金請求時までに会社に提出された書類だけではその確認ができないときは、次のとおり確認（会社の指定した医師による診断を含みます。）を行

います。この場合には、前項にかかわらず、保険金等を支払うべき期限は、前項の必要書類が会社に到着した日の翌日からその日を含めて45日を経過する日とし、会社は、保険金等を請求した者にその旨を通知します。

保険金を支払うために確認が必要な場合	確認する事項
(1) 保険金の支払事由発生の有無の確認が必要な場合	保険金の支払事由に該当する事実の有無
(2) 保険金の免責事由に該当する可能性がある場合	保険金の支払事由が発生するに至った原因
(3) 告知義務違反に該当する可能性がある場合	会社が告知を求めた事項及び告知義務違反に至った原因
(4) この約款に定める重大事由、詐欺又は不法取得目的に該当する可能性がある場合	前２号に定める事項又は保険契約者、被保険者若しくは保険金受取人の基本契約締結の目的若しくは保険金請求の意図に関する基本契約の締結時から保険金請求時までにおける事実

３　前項の確認をするため、次の特別な照会や調査が不可欠な場合には、前２項の規定にかかわらず、保険金等を支払うべき期限は、第１項の必要書類が会社に到着した日の翌日からその日を含めてそれぞれ次の各号に定める日数（当該各号のうち複数に該当する場合であっても、180日とします。）を経過する日とし、会社は、保険金等を請求した者にその旨を通知します。

(1) 前項第２号から第４号までに定める事項について弁護士法その他の法令に基づく照会　180日

(2) 前項第１号、第２号又は第４号に定める事項に関し、保険契約者、被保険者又は保険金受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等から明らかである場合における、その刑事手続の結果の照会　180日

(3) 前項に定める事項についての日本国外における調査　180日

４　前２項の必要な事項の確認に際し、保険契約者、被保険者又は保険金受取人が正当な理由なくその確認を妨げ、又はこれに応じなかったとき（会社の指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます。）は、会社は、これによりその必要な事項の確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は保険金等を支払いません。

５　保険料の払込免除については、前４項の規定を準用します。

第２節　介護保険金付終身保険の基本契約に関する特則

（介護保険金付終身保険普通保険約款の読替え）

第13条　介護保険金付終身保険の基本契約においては、介護保険金付終身保険普通保険約款の次の規定は、保険法の施行日以後は、それぞれ次のとおり読み替えて適用します。

読替えを行う条項	読替後の規定
第22条	**（重大事由による契約の解除）** **第22条**　会社は、次のいずれかの重大事由が生じた場合には、将来に向かって基本契約を解除することができます。 (1) 保険契約者、被保険者（被保険者が故意に死亡し、又は死亡しようとした場合は、重大事由に含みません。）又は保険金受取人が、この基本契約の保険金を詐取する目的又は他人に詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をした場合。 (2) 保険契約者、被保険者又は保険金受取人が、会社にこの基本契約の保険料を払込免除とさせる目的で事故招致（未遂を含みます。）をした場合。 (3) この基本契約の保険金又は保険料の払込免除の請求に関し、保険金受取人に詐欺行為（未遂を含みます。）があった場合。 (4) この基本契約に付加されている特約若しくは他の保険契約が重大事由によって解除され、又は保険契約者、被保険者若しくは保険金受取人が他の保険者との間で締結した保険契約若しくは共済契約がその契約の重大事由により解除されるなどにより、会社の保険契約者、被保険者又は保険金受取人に対する信頼を損ない、この基本契約を継続することを期待しえない前３号に掲げる事由と同等の重大な事由がある場合 ２　会社は、前項各号に掲げる事由がある場合には、保険金の支払事由又は保険料の払込免除事由が生じた後でも、基本契約を解除することができます。この場合、同項各号に掲げる事由の発生時以後に生じた保険金の支払事由又は保険料の払込免除事由について、会社は、次のとおり取り扱います。 (1) その保険金を支払いません。また、既にその保険金の支払をしたときは、その返還を請求することができます。 (2) 保険料を払込免除としません。また、既に保険料を払込免除としたときは、その保険料の払込みを請求することができます。 ３　第１項の規定による基本契約の解除については、前条第１項及び第２項の規定を準用します。
第23条	**（加入限度額超過による契約の解除）** **第23条**　会社は、基本契約の保険金額が加入限度額（郵政民営化法および同施行令の定める被保険者１人当たりの保険金額をいいます。以下同じとします。）を超える場合（他の保険契約の保険金額その他の金額との合計額が加入限度額を超える場合を含みます。以下同じとします。）には、その超える基本契約を将来に向かって解除することができます。 ２　前項の規定による基本契約の解除については、第21条第１項及び第２項の規定を準用します。

２　介護保険金付終身保険の基本契約においては、介護保険金付終身保険普通保険約款の次の規定は、保険法の施行日以後の復活の申込み（同法の施行の際現にされている復活の申込みを含みます。）の際の告知について、それぞれ次のとおり読み替えて適用します。

読替えを行う条項	読替後の規定
第18条	**（告知義務）** **第18条**　保険契約者又は被保険者は、基本契約の締結又は復活の際、保険金の支払事由又は保険料の払込免除事由の発生の可能性に関する重要な事項のうち会社所定の質問表（告知書）に掲げる質問事項について、その質問表（告知書）により告知することを要します。
第19条	**（告知義務違反による契約の解除）** **第19条**　保険契約者又は被保険者が、前条の告知の際、会社所定の質問表（告知書）に掲げる質問事項について故意又は重大な過失によって事実を告げず、又は事実でないことを告げたときは、会社は、将来に向かって基本契約を解除することができます。 ２　会社は、次のいずれかの場合には、前項の規定による基本契約の解除をすることができません。 ⑴　会社が、基本契約の締結又は復活の際、解除の原因となる事実を知り、又は過失によってこれを知らなかったとき。 ⑵　保険媒介者（会社のために保険契約の締結の媒介を行うことができる者（会社のために保険契約の締結の代理を行うことができる者を除きます。）をいいます。以下この条において同じとします。）が、保険契約者又は被保険者が前条の告知をすることを妨げたとき。 ⑶　保険媒介者が、保険契約者又は被保険者に対し、前条の告知をしないことを勧めたとき、又は事実でないことを告げることを勧めたとき。 ⑷　会社が解除の原因を知った時から１か月が経過したとき。 ⑸　基本契約が責任開始の日（復活した基本契約にあっては、その復活に係る責任開始の日）から起算して２年以上継続したとき（その期間内に被保険者が別表第２第１号に定める身体障害の状態若しくは重度障害の状態になった場合又は被保険者の特定要介護状態が180日継続した場合において、その者について前項の解除の原因たる事実の存するときを除きます。）。 ３　前項第２号又は第３号の場合において、それぞれに規定する保険媒介者の行為がなかったとしても、保険契約者又は被保険者が、前条の告知の際、会社所定の質問表（告知書）に掲げる質問事項について、事実を告げなかったか又は事実でないことを告げたと認められるときは、同項の規定を適用しません。
第20条	**（解除の効果）** **第20条**　会社は、前条第１項の解除の原因となる事実がある場合には、死亡保険金若しくは介護保険金の支払事由又は保険料の払込免除事由が生じた後でも、基本契約を解除することができます。この場合、会社は、次のとおり取り扱います。 ⑴　その死亡保険金又は介護保険金を支払いません。また、既にその死亡保険金又は介護保険金の支払をしたときは、その返還を請求することができます。 ⑵　保険料を払込免除としません。また、既に保険料を払込免除としたときは、その保険料の払込みを請求することができます。 ２　前項にかかわらず、保険契約者、被保険者又は死亡保険金受取人若しくは介護保険金受取人が、死亡保険金若しくは介護保険金の支払事由又は保険料の払込免除事由の発生の原因がその解除の原因となった事実に基づかないことを証明したときは、その死亡保険金若しくは介護保険金を支払い、又は保険料を払込免除とします。
第21条	**（解除の相手方）** **第21条**　第19条の規定による基本契約の解除は、保険契約者又はその法定代理人に対する通知により行います。 ２　前項の場合において、保険契約者若しくはその法定代理人を知ることができないとき、又はこれらの者の所在を知ることができないときその他正当な理由により保険契約者又はその法定代理人に通知できないときは、被保険者、死亡保険金受取人若しくは介護保険金受取人又はそれらの法定代理人に通知します。

３　介護保険金付終身保険の基本契約においては、保険法の施行日以後に復活の申込み（同法の施行の際現にされている復活の申込みを含みます。）があり、かつ、その申込みを承諾した場合には、介護保険金付終身保険普通保険約款の次の規定は、その申込時からそれぞれ次のとおり読み替えて適用する。

読替えを行う条項	読替後の規定
第24条	**（詐欺による取消し）** **第24条**　保険契約者、被保険者又は保険金受取人の詐欺により基本契約の締結又は復活が行われたときは、会社は、その基本契約又は復活を取り消すことができます。この場合、既に払い込んだ保険料は払い戻しません。
第29条	**（保険金受取人の変更）** **第29条**　保険契約者は、保険金の支払事由が発生するまでは、被保険者の同意を得た上で、会社に対する通知により、保険金受取人を変更することができます。ただし、保険契約者が保険

	金受取人の変更をしない旨の意思を会社に対して表示しているときは、その意思表示後は、保険金受取人を変更することができません。 ２　保険契約者が前項の通知をしようとするときは、次の必要書類を会社又は会社の指定した場所に提出してください。 (1) 会社所定の通知書 (2) 保険契約者の印鑑証明書又は健康保険証 (3) 保険証券 ３　第１項の通知が会社に到達した場合には、保険金受取人はその通知が発信された時に遡って変更されます。ただし、その通知が会社に到達する前に変更前の保険金受取人に保険金を支払ったときは、その支払後に変更後の保険金受取人から保険金の請求を受けても、会社はこれを支払いません。 ４　第１項に定めるほか、保険契約者は、保険金の支払事由が発生するまでは、法律上有効な遺言により、保険金受取人を変更することができます。 ５　前項の保険金受取人の変更は、被保険者の同意がなければ、その効力を生じません。 ６　前２項による保険金受取人の変更は、保険契約者が死亡した後、保険契約者の相続人が会社に通知しなければ、これを会社に対抗することができません。 ７　保険契約者の相続人が前項の通知をしようとするときは、次の必要書類を会社又は会社の指定した場所に提出してください。 (1) 会社所定の通知書 (2) 保険契約者の戸籍抄本 (3) 保険契約者の遺言書 (4) 保険証券 ８　第２項及び前項の場合において、必要書類が基本契約の締結時に既に提出されている場合その他会社が定める場合には、第２項及び前項の規定にかかわらず、第２項及び前項の書類の一部の省略又はこれらの書類に代わるべき書類の提出を認めることがあります。また、会社が必要と認めた場合には、第２項及び前項の書類以外の書類の提出を求めることがあります。
第51条	**（消滅時効の援用）** **第51条**　保険金等の支払又は保険料の払込免除を請求する権利の消滅時効が完成した場合であっても、会社は、その時効の援用を２年間はすることがありません。

（保険証券の記載事項）

第14条　介護保険金付終身保険の復活の申込みを承諾したとき（保険法の施行日以後に承諾したときに限ります。）に交付する保険証券には、介護保険金付終身保険普通保険約款に定めるところによるほか、次の事項を記載します。

(1) 会社名
(2) 保険契約者の氏名又は名称
(3) 被保険者の氏名
(4) 保険金受取人の氏名又は名称
(5) 支払事由
(6) 保険期間
(7) 保険金の額
(8) 保険料及びその払込方法
(9) 契約日
(10) 保険証券を作成した年月日

（保険金受取人に関する特則）

第15条　保険法の施行の際、現に保険金受取人が指定されていない場合（指定された保険金受取人が死亡し更に保険金受取人の指定がない場合を含みます。）には、その施行の時に、保険契約者から、死亡保険金については介護保険金付終身保険普通保険約款第17条に定める被保険者の遺族を、生存保険金又は介護保険金については被保険者をそれぞれの保険金受取人とする指定があったものとみなします。

２　死亡保険金受取人が保険金の支払事由の発生以前に死亡したときにおいて、介護保険金付終身保険普通保険約款第17条に定める死亡保険金の死亡保険金受取人がいないときは、死亡保険金受取人の死亡時の法定相続人を死亡保険金受取人とします。

３　前項により死亡保険金受取人となった者が死亡した場合に、この者に法定相続人がいないときは、同項により死亡保険金受取人となった者のうち生存している他の死亡保険金受取人を死亡保険金受取人とします。

４　死亡保険金受取人となった者が同じ順位に２人以上いるときは、その受取割合は均等とします。

（保険金受取人による基本契約の存続）

第16条　保険契約者以外の者でこの基本契約の解約をすることができる者（以下「債権者等」といいます。）による基本契約の解約（保険法の施行日前に解約の通知を行ったものを除きます。）は、解約の通知が会社に到達した時から１か月を経過した日に効力を生じます。

２　前項の解約が通知された場合でも、通知の時において次のすべてを満たす死亡保険金受取人又は介護保険金受取人が、保険契約者の同意を得て、前項の期間が経過するまでの間に、その解約の通知が会社に到達した日に解約の効力が生じたとすれば会社が債権者等に支払うべき金額を債権者等に支払い、かつ会社にその旨を通知したときは、前項の解約はその効力を生じません。

⑴ 保険契約者若しくは被保険者の親族又は被保険者本人であること
⑵ 保険契約者でないこと

3 死亡保険金受取人又は介護保険金受取人が前項の通知をしようとするときは、別表に定める必要書類を会社又は会社の指定した場所に提出してください。

4 第１項の解約の通知が会社に到達した日以後、その解約の効力が生じ又は第２項により効力が生じなくなるまでの間に、死亡保険金又は生存保険金の支払事由が生じ、会社が保険金を支払うべきときは、その支払うべき金額の限度で、同項の金額を債権者等に支払います。この場合、その支払うべき金額から債権者等に支払った金額を差し引いた残額を、保険金受取人に支払います。

5 前項の支払事由が生存保険金に係るものであり、その生存保険金の額が第２項の金額よりも少ない場合には、第２項の死亡保険金受取人又は介護保険金受取人が債権者等に支払う金額は、第２項の金額から、その生存保険金の額を差し引いた金額とします。

（保険金等の支払期限等）

第17条 保険法の施行日以後に発生した保険金等（保険金、返戻金、契約者配当金その他この基本契約に基づく諸支払金をいいます。以下この条において同じとします。）の支払事由による保険金等は、介護保険金付終身保険普通保険約款に定める必要書類が会社に到着した日の翌日からその日を含めて５営業日以内に、会社又は会社の指定した場所で支払います。

2 保険金を支払うために次表の事項の確認が必要な場合において、基本契約の締結時から保険金請求時までに会社に提出された書類だけではその確認ができないときは、次のとおり確認（会社の指定した医師による診断を含みます。）を行います。この場合には、前項にかかわらず、保険金等を支払うべき期限は、前項の必要書類が会社に到着した日の翌日からその日を含めて45日を経過する日とし、会社は、保険金等を請求した者にその旨を通知します。

保険金を支払うために確認が必要な場合	確認する事項
⑴ 保険金の支払事由発生の有無の確認が必要な場合	保険金の支払事由に該当する事実の有無
⑵ 介護保険金の支払事由発生の有無の確認が必要な場合	介護保険金付終身保険普通保険約款第13条所定の介護保険金の支払事由に該当する事実の有無
⑶ 保険金の免責事由に該当する可能性がある場合	保険金の支払事由が発生するに至った原因
⑷ 告知義務違反に該当する可能性がある場合	会社が告知を求めた事項及び告知義務違反に至った原因
⑸ この約款に定める重大事由、詐欺又は不法取得目的に該当する可能性がある場合	前２号に定める事項又は保険契約者、被保険者若しくは保険金受取人の基本契約締結の目的若しくは保険金請求の意図に関する基本契約の締結時から保険金請求時までにおける事実

3 前項の確認をするため、次の特別な照会や調査が不可欠な場合には、前２項の規定にかかわらず、保険金等を支払うべき期限は、第１項の必要書類が会社に到着した日の翌日からその日を含めてそれぞれ次の各号に定める日数（当該各号のうち複数に該当する場合であっても、180日とします。）を経過する日とし、会社は、保険金等を請求した者にその旨を通知します。
⑴ 前項第３号から第５号までに定める事項について弁護士法その他の法令に基づく照会　180日
⑵ 前項第１号、第２号、第３号又は第５号に定める事項に関し、保険契約者、被保険者又は保険金受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等から明らかである場合における、その刑事手続の結果の照会　180日
⑶ 前項に定める事項についての日本国外における調査　180日

4 前２項の必要な事項の確認に際し、保険契約者、被保険者又は保険金受取人が正当な理由なくその確認を妨げ、又はこれに応じなかったとき（会社の指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます。）は、会社は、これによりその必要な事項の確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は保険金等は支払いません。

5 保険料の払込免除については、前４項の規定を準用します。

第３節　普通定期保険の基本契約に関する特則

（普通定期保険普通保険約款の読替え）

第18条 普通定期保険の基本契約においては、普通定期保険普通保険約款の次の規定は、保険法の施行日以後は、それぞれ次のとおり読み替えて適用します。

読替えを行う条項	読替後の規定
第21条	**（重大事由による契約の解除）** **第21条** 会社は、次のいずれかの重大事由が生じた場合には、将来に向かって基本契約を解除することができます。 ⑴ 保険契約者、被保険者（被保険者が故意に死亡し、又は死亡しようとした場合は、重大事由に含みません。）又は保険金受取人が、この基本契約の保険金を詐取する目的又は他人に詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をした場合。 ⑵ 保険契約者、被保険者又は保険金受取人が、会社にこの基本契約の保険料を払込免除とさせる目的で事故招致（未遂を含みます。）をした場合。 ⑶ この基本契約の保険金又は保険料の払込免除の請求に関し、保険金受取人に詐欺行為（未遂を含みます。）があった場合。

	(4) この基本契約に付加されている特約若しくは他の保険契約が重大事由によって解除され、又は保険契約者、被保険者若しくは保険金受取人が他の保険者との間で締結した保険契約若しくは共済契約がその契約の重大事由により解除されるなどにより、会社の保険契約者、被保険者又は保険金受取人に対する信頼を損ない、この基本契約を継続することを期待しえない前３号に掲げる事由と同等の重大な事由がある場合 ２　会社は、前項各号に掲げる事由がある場合には、保険金の支払事由又は保険料の払込免除事由が生じた後でも、基本契約を解除することができます。この場合、同項各号に掲げる事由の発生時以後に生じた保険金の支払事由又は保険料の払込免除事由について、会社は、次のとおり取り扱います。 (1) その保険金を支払いません。また、既にその保険金の支払をしたときは、その返還を請求することができます。 (2) 保険料を払込免除としません。また、既に保険料を払込免除としたときは、その保険料の払込みを請求することができます。 ３　第１項の規定による基本契約の解除については、前条第１項及び第２項の規定を準用します。
第22条	**（加入限度額超過による契約の解除）** **第22条**　会社は、基本契約の保険金額が加入限度額（郵政民営化法および同施行令の定める被保険者１人当たりの保険金額をいいます。以下同じとします。）を超える場合（他の保険契約の保険金額その他の金額との合計額が加入限度額を超える場合を含みます。以下同じとします。）には、その超える基本契約を将来に向かって解除することができます。 ２　前項の規定による基本契約の解除については、第20条第１項及び第２項の規定を準用します。

２　普通定期保険の基本契約においては、普通定期保険普通保険約款の次の規定は、保険法の施行日以後の復活の申込み（同法の施行の際現にされている復活の申込みを含みます。）の際の告知について、それぞれ次のとおり読み替えて適用します。

読替えを行う条項	読替後の規定
第17条	**（告知義務）** **第17条**　保険契約者又は被保険者は、基本契約の締結又は復活の際、保険金の支払事由又は保険料の払込免除事由の発生の可能性に関する重要な事項のうち会社所定の質問表（告知書）に掲げる質問事項について、その質問表（告知書）により告知することを要します。
第18条	**（告知義務違反による契約の解除）** **第18条**　保険契約者又は被保険者が、前条の告知の際、会社所定の質問表（告知書）に掲げる質問事項について故意又は重大な過失によって事実を告げず、又は事実でないことを告げたときは、会社は、将来に向かって基本契約を解除することができます。 ２　会社は、次のいずれかの場合には、前項の規定による基本契約の解除をすることができません。 (1) 会社が、基本契約の締結又は復活の際、解除の原因となる事実を知り、又は過失によってこれを知らなかったとき。 (2) 保険媒介者（会社のために保険契約の締結の媒介を行うことができる者（会社のために保険契約の締結の代理を行うことができる者を除きます。）をいいます。以下この条において同じとします。）が、保険契約者又は被保険者が前条の告知をすることを妨げたとき。 (3) 保険媒介者が、保険契約者又は被保険者に対し、前条の告知をしないことを勧めたとき、又は事実でないことを告げることを勧めたとき。 (4) 会社が解除の原因を知った時から１か月が経過したとき。 (5) 基本契約が責任開始の日（復活した基本契約にあっては、その復活に係る責任開始の日）から起算して２年以上継続したとき（その期間内に被保険者が別表第２第１号に定める身体障害の状態又は重度障害の状態になった場合において、その者について前項の解除の原因たる事実の存するときを除きます。）。 ３　前項第２号又は第３号の場合において、それぞれに規定する保険媒介者の行為がなかったとしても、保険契約者又は被保険者が、前条の告知の際、会社所定の質問表（告知書）に掲げる質問事項について、事実を告げなかったか又は事実でないことを告げたと認められるときは、同項の規定を適用しません。
第19条	**（解除の効果）** **第19条**　会社は、前条第１項の解除の原因となる事実がある場合には、保険金の支払事由又は保険料の払込免除事由が生じた後でも、基本契約を解除することができます。この場合、会社は、次のとおり取り扱います。 (1) その保険金を支払いません。また、既にその保険金の支払をしたときは、その返還を請求することができます。 (2) 保険料を払込免除としません。また、既に保険料を払込免除としたときは、その保険料の払込みを請求することができます。 ２　前項にかかわらず、保険契約者、被保険者又は保険金受取人が、保険金の支払事由又は保険料の払込免除事由の発生の原因がその解除の原因となった事実に基づかないことを証明したときは、その保険金を支払い、又は保険料を払込免除とします。

第20条	**（解除の相手方）** **第20条**　第18条の規定による基本契約の解除は、保険契約者又はその法定代理人に対する通知により行います。 ２　前項の場合において、保険契約者若しくはその法定代理人を知ることができないとき、又はこれらの者の所在を知ることができないときその他正当な理由により保険契約者又はその法定代理人に通知できないときは、被保険者、保険金受取人又はそれらの法定代理人に通知します。

３　普通定期保険の基本契約においては、保険法の施行日以後に復活の申込み（同法の施行の際現にされている復活の申込みを含みます。）があり、かつ、その申込みを承諾した場合には、普通定期保険普通保険約款の次の規定は、その申込時からそれぞれ次のとおり読み替えて適用する。

読替えを行う条項	読替後の規定
第23条	**（詐欺による取消し）** **第23条**　保険契約者、被保険者又は保険金受取人の詐欺により基本契約の締結又は復活が行われたときは、会社は、その基本契約又は復活を取り消すことができます。この場合、既に払い込んだ保険料は払い戻しません。
第28条	**（保険金受取人の変更）** **第28条**　保険契約者は、保険金の支払事由が発生するまでは、被保険者の同意を得た上で、会社に対する通知により、保険金受取人を変更することができます。ただし、保険契約者が保険金受取人の変更をしない旨の意思を会社に対して表示しているときは、その意思表示後は、保険金受取人を変更することができません。 ２　保険契約者が前項の通知をしようとするときは、次の必要書類を会社又は会社の指定した場所に提出してください。 ⑴　会社所定の通知書 ⑵　保険契約者の印鑑証明書又は健康保険証 ⑶　保険証券 ３　第１項の通知が会社に到達した場合には、保険金受取人はその通知が発信された時に遡って変更されます。ただし、その通知が会社に到達する前に変更前の保険金受取人に保険金を支払ったときは、その支払後に変更後の保険金受取人から保険金の請求を受けても、会社はこれを支払いません。 ４　第１項に定めるほか、保険契約者は、保険金の支払事由が発生するまでは、法律上有効な遺言により、保険金受取人を変更することができます。 ５　前項の保険金受取人の変更は、被保険者の同意がなければ、その効力を生じません。 ６　前２項による保険金受取人の変更は、保険契約者が死亡した後、保険契約者の相続人が会社に通知しなければ、これを会社に対抗することができません。 ７　保険契約者の相続人が前項の通知をしようとするときは、次の必要書類を会社又は会社の指定した場所に提出してください。 ⑴　会社所定の通知書 ⑵　保険契約者の戸籍抄本 ⑶　保険契約者の遺言書 ⑷　保険証券 ８　第２項及び前項の場合において、必要書類が基本契約の締結時に既に提出されている場合その他会社が定める場合には、第２項及び前項の規定にかかわらず、第２項及び前項の書類の一部の省略又はこれらの書類に代わるべき書類の提出を認めることがあります。また、会社が必要と認めた場合には、第２項及び前項の書類以外の書類の提出を求めることがあります。
第44条	**（消滅時効の援用）** **第44条**　保険金等の支払又は保険料の払込免除を請求する権利の消滅時効が完成した場合であっても、会社は、その時効の援用を２年間はすることがありません。

（保険証券の記載事項）

第19条　普通定期保険の復活の申込みを承諾したとき（保険法の施行日以後に承諾したときに限ります。）に交付する保険証券には、普通定期保険普通保険約款に定めるところによるほか、次の事項を記載します。

⑴　会社名
⑵　保険契約者の氏名又は名称
⑶　被保険者の氏名
⑷　保険金受取人の氏名又は名称
⑸　支払事由
⑹　保険期間
⑺　保険金の額
⑻　保険料及びその払込方法
⑼　契約日
⑽　保険証券を作成した年月日

（保険金受取人に関する特則）

第20条　保険法の施行の際、現に保険金受取人が指定されていない場合（指定された保険金受取人が死亡し更に保険金受取人の指定がない場合を含みます。）には、その施行の時に、保険契約者から、保険金については普通定期保険普通

保険約款第16条に定める被保険者の遺族を、重度障害による保険金については被保険者をそれぞれの保険金受取人とする指定があったものとみなします。

2　保険金受取人が保険金の支払事由の発生以前に死亡したときにおいて、普通定期保険普通保険約款第16条に定める保険金の保険金受取人がいないときは、保険金受取人の死亡時の法定相続人を保険金受取人とします。

3　前項により保険金受取人となった者が死亡した場合に、この者に法定相続人がいないときは、同項により保険金受取人となった者のうち生存している他の保険金受取人を保険金受取人とします。

4　保険金受取人となった者が同じ順位に２人以上いるときは、その受取割合は均等とします。

（保険金受取人による基本契約の存続）

第21条　保険契約者以外の者でこの基本契約の解約をすることができる者（以下「債権者等」といいます。）による基本契約の解約（保険法の施行日前に解約の通知を行ったものを除きます。）は、解約の通知が会社に到達した時から１か月を経過した日に効力を生じます。

2　前項の解約が通知された場合でも、通知の時において次のすべてを満たす保険金受取人が、保険契約者の同意を得て、前項の期間が経過するまでの間に、その解約の通知が会社に到達した日に解約の効力が生じたとすれば会社が債権者等に支払うべき金額を債権者等に支払い、かつ会社にその旨を通知したときは、前項の解約はその効力を生じません。

(1)　保険契約者若しくは被保険者の親族又は被保険者本人であること

(2)　保険契約者でないこと

3　保険金受取人が前項の通知をしようとするときは、別表に定める必要書類を会社又は会社の指定した場所に提出してください。

4　第１項の解約の通知が会社に到達した日以後、その解約の効力が生じ又は第２項により効力が生じなくなるまでの間に、保険金の支払事由が生じ、会社が保険金を支払うべきときは、その支払うべき金額の限度で、同項の金額を債権者等に支払います。この場合、その支払うべき金額から債権者等に支払った金額を差し引いた残額を、保険金受取人に支払います。

（保険金等の支払期限等）

第22条　保険法の施行日以後に発生した保険金等（保険金、返戻金、契約者配当金その他この基本契約に基づく諸支払金をいいます。以下この条において同じとします。）の支払事由による保険金等は、普通定期保険普通保険約款に定める必要書類が会社に到着した日の翌日からその日を含めて５営業日以内に、会社又は会社の指定した場所で支払います。

2　保険金を支払うために次表の事項の確認が必要な場合において、基本契約の締結時から保険金請求時までに会社に提出された書類だけではその確認ができないときは、次のとおり確認（会社の指定した医師による診断を含みます。）を行います。この場合には、前項にかかわらず、保険金等を支払うべき期限は、前項の必要書類が会社に到着した日の翌日からその日を含めて45日を経過する日とし、会社は、保険金等を請求した者にその旨を通知します。

保険金を支払うために確認が必要な場合	確認する事項
(1)　保険金の支払事由発生の有無の確認が必要な場合	保険金の支払事由に該当する事実の有無
(2)　保険金の免責事由に該当する可能性がある場合	保険金の支払事由が発生するに至った原因
(3)　告知義務違反に該当する可能性がある場合	会社が告知を求めた事項及び告知義務違反に至った原因
(4)　この約款に定める重大事由、詐欺又は不法取得目的に該当する可能性がある場合	前２号に定める事項又は保険契約者、被保険者若しくは保険金受取人の基本契約締結の目的若しくは保険金請求の意図に関する基本契約の締結時から保険金請求時までにおける事実

3　前項の確認をするため、次の特別な照会や調査が不可欠な場合には、前２項の規定にかかわらず、保険金等を支払うべき期限は、第１項の必要書類が会社に到着した日の翌日からその日を含めてそれぞれ次の各号に定める日数（当該各号のうち複数に該当する場合であっても、180日とします。）を経過する日とし、会社は、保険金等を請求した者にその旨を通知します。

(1)　前項第２号から第４号までに定める事項について弁護士法その他の法令に基づく照会　180日

(2)　前項第１号、第２号又は第４号に定める事項に関し、保険契約者、被保険者又は保険金受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等から明らかである場合における、その刑事手続の結果の照会　180日

(3)　前項に定める事項についての日本国外における調査　180日

4　前２項の必要な事項の確認に際し、保険契約者、被保険者又は保険金受取人が正当な理由なくその確認を妨げ、又はこれに応じなかったとき（会社の指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます。）は、会社は、これによりその必要な事項の確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は保険金等は支払いません。

5　保険料の払込免除については、前４項の規定を準用します。

第４節　養老保険の基本契約に関する特則

第１款　普通養老保険の基本契約に関する特則

（養老保険普通保険約款の読替え）

第23条　普通養老保険の基本契約においては、養老保険普通保険約款の次の規定は、保険法の施行日以後は、それぞれ次のとおり読み替えて適用します。

読替えを行う条項	読替後の規定
第23条	**（重大事由による契約の解除）** **第23条**　会社は、次のいずれかの重大事由が生じた場合には、将来に向かって基本契約を解除することができます。 ⑴ 保険契約者、被保険者（被保険者が故意に死亡し、又は死亡しようとした場合は、重大事由に含みません。）又は保険金受取人が、この基本契約の死亡保険金を詐取する目的又は他人に詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をした場合。 ⑵ 保険契約者、被保険者又は保険金受取人が、会社にこの基本契約の保険料を払込免除とさせる目的で事故招致（未遂を含みます。）をした場合。 ⑶ この基本契約の保険金又は保険料の払込免除の請求に関し、保険金受取人に詐欺行為（未遂を含みます。）があった場合。 ⑷ この基本契約に付加されている特約若しくは他の保険契約が重大事由によって解除され、又は保険契約者、被保険者若しくは保険金受取人が他の保険者との間で締結した保険契約若しくは共済契約がその契約の重大事由により解除されるなどにより、会社の保険契約者、被保険者又は保険金受取人に対する信頼を損ない、この基本契約を継続することを期待しえない前３号に掲げる事由と同等の重大な事由がある場合。 ２　会社は、前項各号に掲げる事由がある場合には、保険金の支払事由又は保険料の払込免除の規定に該当する事由が生じた後においても、前項の規定によりこの基本契約を解除することができます。この場合、同項各号に掲げる事由の発生時以後に生じた保険金の支払事由又は保険料の払込免除事由について、会社は、次のとおり取り扱います。 ⑴ その保険金を支払いません。また、既にその保険金の支払をしたときは、その返還を請求することができます。 ⑵ 保険料を払込免除としません。また、既に保険料を払込免除としたときは、その保険料の払込みを請求することができます。 ３　第１項の規定による基本契約の解除については、前条第１項及び第２項の規定を準用します。
第24条	**（加入限度額超過による契約の解除）** **第24条**　会社は、基本契約の保険金額が、加入限度額（郵政民営化法及び同法施行令の定める被保険者１人当たりの保険金額をいいます。以下同じとします。）を超える場合（他の保険契約の保険金額その他の金額との合計額が加入限度額を超える場合を含みます。以下同じとします。）には、その超える基本契約を将来に向かって解除することができます。 ２　前項の規定による基本契約の解除については、第22条第１項及び第２項の規定を準用します。

２　普通養老保険の基本契約においては、養老保険普通保険約款の次の規定は、保険法の施行日以後の復活の申込み（同法の施行の際現にされている復活の申込みを含みます。）の際の告知について、それぞれ次のとおり読み替えて適用します。

読替えを行う条項	読替後の規定
第19条	**（告知義務）** **第19条**　保険契約者又は被保険者は、基本契約の締結又は復活の際、保険金の支払事由又は保険料の払込免除事由の発生の可能性に関する重要な事項のうち会社所定の質問表（告知書）に掲げる質問事項について、その質問表（告知書）により告知することを要します。
第20条	**（告知義務違反による契約の解除）** **第20条**　保険契約者又は被保険者が、前条の告知の際、会社所定の質問表（告知書）に掲げる質問事項について故意又は重大な過失によって事実を告げず、又は事実でないことを告げたときは、会社は、将来に向かって基本契約を解除することができます。 ２　会社は、次のいずれかの場合には、前項の規定による基本契約の解除をすることができません。 ⑴ 会社が、基本契約の締結又は復活の際、解除の原因となる事実を知り、又は過失によってこれを知らなかったとき。 ⑵ 保険媒介者（会社のために保険契約の締結の媒介を行うことができる者（会社のために保険契約の締結の代理を行うことができる者を除きます。）をいいます。以下この条において同じとします。）が、保険契約者又は被保険者が前条の告知をすることを妨げたとき。 ⑶ 保険媒介者が、保険契約者又は被保険者に対し、前条の告知をしないことを勧めたとき、又は事実でないことを告げることを勧めたとき。 ⑷ 会社が解除の原因を知った時から１か月が経過したとき。 ⑸ 基本契約が責任開始の日（復活した基本契約にあっては、その復活に係る責任開始の日）から起算して２年以上継続したとき（その期間内に被保険者が別表第２第１号に定める身体障害の状態又は重度障害の状態になった場合において、その者について前項の解除の原因たる事実の存するときを除きます。）。 ３　前項第２号又は第３号の場合において、それぞれに規定する保険媒介者の行為がなかったとしても、保険契約者又は被保険者が、前条の告知の際、会社所定の質問表（告知書）に掲げる質問事項について、事実を告げなかったか又は事実でないことを告げたと認められるときは、基本契約を解除することができます。

第21条	**（解除の効果）** **第21条**　会社は、前条の解除の原因となる事実がある場合には、死亡保険金の支払事由又は保険料の払込免除事由が生じた後でも、基本契約を解除することができます。この場合、会社は、次のとおり取り扱います。 (1) その死亡保険金を支払いません。また、既にその死亡保険金の支払をしたときは、その返還を請求することができます。 (2) 保険料を払込免除としません。また、既に保険料を払込免除としたときは、その保険料の払込みを請求することができます。 ２　前項にかかわらず、保険契約者、被保険者又は死亡保険金受取人が、死亡保険金の支払事由又は保険料の払込免除事由の発生の原因がその解除の原因となった事実に基づかないことを証明したときは、その死亡保険金を支払い、又は保険料を払込免除とします。
第22条	**（解除の相手方）** **第22条**　第20条の規定による基本契約の解除は、保険契約者又はその法定代理人に対する通知により行います。 ２　前項の場合において、保険契約者若しくはその法定代理人を知ることができないとき、又はこれらの者の所在を知ることができないときその他正当な理由により保険契約者又はその法定代理人に通知できないときは、被保険者、死亡保険金受取人又はそれらの法定代理人に通知します。

３　普通養老保険の基本契約においては、保険法の施行日以後に復活の申込み（同法の施行の際現にされている復活の申込みを含みます。）があり、かつ、その申込みを承諾した場合には、養老保険普通保険約款の次の規定は、その申込時からそれぞれ次のとおり読み替えて適用する。

読替えを行う条項	読替後の規定
第25条	**（詐欺による取消し）** **第25条**　保険契約者、被保険者又は保険金受取人の詐欺により基本契約の締結又は復活が行われたときは、会社は、その基本契約又は復活を取り消すことができます。この場合、既に払い込んだ保険料は払い戻しません。
第30条	**（保険金受取人の変更）** **第30条**　保険契約者は、保険金の支払事由が発生するまでは、被保険者の同意を得た上で、会社に対する通知により、保険金受取人を変更することができます。ただし、保険契約者が保険金受取人の変更をしない旨の意思を会社に対して表示しているときは、その意思表示後は、保険金受取人を変更することができません。 ２　保険契約者が前項の通知をしようとするときは、次の必要書類を会社又は会社の指定した場所に提出してください。 (1) 会社所定の通知書 (2) 保険契約者の印鑑証明書又は健康保険証 (3) 保険証券 ３　第１項の通知が会社に到達した場合には、保険金受取人はその通知が発信された時に遡って変更されます。ただし、その通知が会社に到達する前に変更前の保険金受取人に保険金を支払ったときは、その支払後に変更後の保険金受取人から保険金の請求を受けても、会社はこれを支払いません。 ４　第１項に定めるほか、保険契約者は、保険金の支払事由が発生するまでは、法律上有効な遺言により、保険金受取人を変更することができます。 ５　前項の保険金受取人の変更は、被保険者の同意がなければ、その効力を生じません。 ６　前２項による保険金受取人の変更は、保険契約者が死亡した後、保険契約者の相続人が会社に通知しなければ、これを会社に対抗することができません。 ７　保険契約者の相続人が前項の通知をしようとするときは、次の必要書類を会社又は会社の指定した場所に提出してください。 (1) 会社所定の通知書 (2) 保険契約者の戸籍抄本 (3) 保険契約者の遺言書 (4) 保険証券 ８　第２項及び前項の場合において、必要書類が基本契約の締結時に既に提出されている場合その他会社が定める場合には、第２項及び前項の書類の一部の省略又はこれらの書類に代わるべき書類の提出を認めることがあります。また、会社が必要と認めた場合には、第２項及び前項の書類以外の書類の提出を求めることがあります。
第52条	**（消滅時効の援用）** **第52条**　保険金等の支払又は保険料の払込免除を請求する権利の消滅時効が完成した場合であっても、会社は、その時効の援用を２年間はすることがありません。

（保険証券の記載事項）

第24条　普通養老保険の復活の申込みを承諾したとき（保険法の施行日以後に承諾したときに限ります。）に交付する保険証券には、養老保険普通保険約款に定めるところによるほか、次の事項を記載します。

(1) 会社名
(2) 保険契約者の氏名又は名称
(3) 被保険者の氏名
(4) 保険金受取人の氏名又は名称
(5) 支払事由
(6) 保険期間
(7) 保険金の額
(8) 保険料及びその払込方法
(9) 契約日
(10) 保険証券を作成した年月日

（保険金受取人に関する特則）

第25条 保険法の施行の際、現に保険金受取人が指定されていない場合（指定された保険金受取人が死亡し更に保険金受取人の指定がない場合を含みます。）には、その施行の時に、保険契約者から、死亡保険金については養老保険普通保険約款第18条に定める被保険者の遺族を、重度障害による死亡保険金又は満期保険金については被保険者をそれぞれの保険金受取人とする指定があったものとみなします。

２ 死亡保険金受取人が保険金の支払事由の発生以前に死亡したときにおいて、養老保険普通保険約款第18条に定める死亡保険金の保険金受取人がいないときは、死亡保険金受取人の死亡時の法定相続人を死亡保険金受取人とします。

３ 前項により死亡保険金受取人となった者が死亡した場合に、この者に法定相続人がいないときは、同項により死亡保険金受取人となった者のうち生存している他の死亡保険金受取人を死亡保険金受取人とします。

４ 保険金受取人となった者が同じ順位に２人以上いるときは、その受取割合は均等とします。

（保険金受取人による基本契約の存続）

第26条 保険契約者以外の者でこの基本契約の解約をすることができる者（以下「債権者等」といいます。）による基本契約の解約（保険法の施行日前に解約の通知を行ったものを除きます。）は、解約の通知が会社に到達した時から１か月を経過した日に効力を生じます。

２ 前項の解約が通知された場合でも、通知の時において次のすべてを満たす死亡保険金受取人が、保険契約者の同意を得て、前項の期間が経過するまでの間に、その解約の通知が会社に到達した日に解約の効力が生じたとすれば会社が債権者等に支払うべき金額を債権者等に支払い、かつ会社にその旨を通知したときは、前項の解約はその効力を生じません。
(1) 保険契約者若しくは被保険者の親族又は被保険者本人であること
(2) 保険契約者でないこと

３ 死亡保険金受取人が前項の通知をしようとするときは、別表に定める必要書類を会社又は会社の指定した場所に提出してください。

４ 第１項の解約の通知が会社に到達した日以後、その解約の効力が生じ又は第２項により効力が生じなくなるまでの間に、保険金の支払事由が生じ、会社が保険金を支払うべきときは、その支払うべき金額の限度で、同項の金額を債権者等に支払います。この場合、その支払うべき金額から債権者等に支払った金額を差し引いた残額を、保険金受取人に支払います。

（保険金等の支払期限等）

第27条 保険法の施行日以後に発生した保険金等（保険金、返戻金、契約者配当金その他この基本契約に基づく諸支払金をいいます。以下この条において同じとします。）の支払事由による保険金等は、養老保険普通保険約款に定める必要書類が会社に到着した日の翌日からその日を含めて５営業日以内に、会社又は会社の指定した場所で支払います。

２ 保険金を支払うために次表の事項の確認が必要な場合において、基本契約の締結時から保険金請求時までに会社に提出された書類だけではその確認ができないときは、次のとおり確認（会社の指定した医師による診断を含みます。）を行います。この場合には、前項にかかわらず、保険金等を支払うべき期限は、前項の必要書類が会社に到着した日の翌日からその日を含めて45日を経過する日とし、会社は、保険金等を請求した者にその旨を通知します。

保険金を支払うために確認が必要な場合	確認する事項
(1) 保険金の支払事由発生の有無の確認が必要な場合	保険金の支払事由に該当する事実の有無
(2) 保険金の免責事由に該当する可能性がある場合	保険金の支払事由が発生するに至った原因
(3) 告知義務違反に該当する可能性がある場合	会社が告知を求めた事項及び告知義務違反に至った原因
(4) この約款に定める重大事由、詐欺又は不法取得目的に該当する可能性がある場合	前２号に定める事項又は保険契約者、被保険者若しくは保険金受取人の基本契約締結の目的若しくは保険金請求の意図に関する基本契約の締結時から保険金請求時までにおける事実

３ 前項の確認をするため、次の特別な照会や調査が不可欠な場合には、前２項の規定にかかわらず、保険金等を支払うべき期限は、第１項の必要書類が会社に到着した日の翌日からその日を含めてそれぞれ次の各号に定める日数（当該各号のうち複数に該当する場合であっても、180日とします。）を経過する日とし、会社は、保険金等を請求した者にその旨を通知します。
(1) 前項第２号から第４号までに定める事項について弁護士法その他の法令に基づく照会　180日
(2) 前項第１号、第２号又は第４号に定める事項に関し、保険契約者、被保険者又は保険金受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等から明らかである場合における、その刑事手続の結果の照会　180日
(3) 前項に定める事項についての日本国外における調査　180日

４ 前２項の必要な事項の確認に際し、保険契約者、被保険者又は保険金受取人が正当な理由なくその確認を妨げ、又はこ

れに応じなかったとき（会社の指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます。）は、会社は、これによりその必要な事項の確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は保険金等は支払いません。

５　保険料の払込免除については、前４項の規定を準用します。

第２款　特別養老保険の基本契約に関する特則

（養老保険普通保険約款の読替え）

第28条　特別養老保険の基本契約においては、養老保険普通保険約款の次の規定は、保険法の施行日以後は、それぞれ次のとおり読み替えて適用します。

読替えを行う条項	読替後の規定
第23条	**（重大事由による契約の解除）** **第23条**　会社は、次のいずれかの重大事由が生じた場合には、将来に向かって基本契約を解除することができます。 (1) 保険契約者、被保険者（被保険者が故意に死亡し、又は死亡しようとした場合は、重大事由に含みません。）又は保険金受取人が、この基本契約の死亡保険金を詐取する目的又は他人に詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をした場合。 (2) 保険契約者、被保険者又は保険金受取人が、会社にこの基本契約の保険料を払込免除とさせる目的で事故招致（未遂を含みます。）をした場合。 (3) この基本契約の保険金又は保険料の払込免除の請求に関し、保険金受取人に詐欺行為（未遂を含みます。）があった場合。 (4) この基本契約に付加されている特約若しくは他の保険契約が重大事由によって解除され、又は保険契約者、被保険者若しくは保険金受取人が他の保険者との間で締結した保険契約若しくは共済契約がその契約の重大事由により解除されるなどにより、会社の保険契約者、被保険者又は保険金受取人に対する信頼を損ない、この基本契約を継続することを期待しえない前３号に掲げる事由と同等の重大な事由がある場合。 ２　会社は、前項各号に掲げる事由がある場合には、保険金の支払事由又は保険料の払込免除の規定に該当する事由が生じた後においても、前項の規定によりこの基本契約を解除することができます。この場合、同項各号に掲げる事由の発生時以後に生じた保険金の支払事由又は保険料の払込免除事由について、会社は、次のとおり取り扱います。 (1) その保険金を支払いません。また、既にその保険金の支払をしたときは、その返還を請求することができます。 (2) 保険料を払込免除としません。また、既に保険料を払込免除としたときは、その保険料の払込みを請求することができます。 ３　第１項の規定による基本契約の解除については、前条第１項及び第２項の規定を準用します。
第24条	**（加入限度額超過による契約の解除）** **第24条**　会社は、基本契約の保険金額が、加入限度額（郵政民営化法及び同法施行令の定める被保険者１人当たりの保険金額をいいます。以下同じとします。）を超える場合（他の保険契約の保険金額その他の金額との合計額が加入限度額を超える場合を含みます。以下同じとします。）には、その超える基本契約を将来に向かって解除することができます。 ２　前項の規定による基本契約の解除については、第22条第１項及び第２項の規定を準用します。

２　特別養老保険の基本契約においては、養老保険普通保険約款の次の規定は、保険法の施行日以後の復活の申込み（同法の施行の際現にされている復活の申込みを含みます。）の際の告知について、それぞれ次のとおり読み替えて適用します。

読替えを行う条項	読替後の規定
第19条	**（告知義務）** **第19条**　保険契約者又は被保険者は、基本契約の締結又は復活の際、保険金の支払事由又は保険料の払込免除事由の発生の可能性に関する重要な事項のうち会社所定の質問表（告知書）に掲げる質問事項について、その質問表（告知書）により告知することを要します。
第20条	**（告知義務違反による契約の解除）** **第20条**　保険契約者又は被保険者が、前条の告知の際、会社所定の質問表（告知書）に掲げる質問事項について故意又は重大な過失によって事実を告げず、又は事実でないことを告げたときは、会社は、将来に向かって基本契約を解除することができます。 ２　会社は、次のいずれかの場合には、前項の規定による基本契約の解除をすることができません。 (1) 会社が、基本契約の締結又は復活の際、解除の原因となる事実を知り、又は過失によってこれを知らなかったとき。 (2) 保険媒介者（会社のために保険契約の締結の媒介を行うことができる者（会社のために保険契約の締結の代理を行うことができる者を除きます。）をいいます。以下この条において同じとします。）が、保険契約者又は被保険者が前条の告知をすることを妨げたとき。 (3) 保険媒介者が、保険契約者又は被保険者に対し、前条の告知をしないことを勧めたとき、又は事実でないことを告げることを勧めたとき。 (4) 会社が解除の原因を知った時から１か月が経過したとき。

	(5) 基本契約が責任開始の日（復活した基本契約にあっては、その復活に係る責任開始の日）から起算して２年以上継続したとき（その期間内に被保険者が別表第２第１号に定める身体障害の状態又は重度障害の状態になった場合において、その者について前項の解除の原因たる事実の存するときを除きます。）。 ３　前項第２号又は第３号の場合において、それぞれに規定する保険媒介者の行為がなかったとしても、保険契約者又は被保険者が、前条の告知の際、会社所定の質問表（告知書）に掲げる質問事項について、事実を告げなかったか又は事実でないことを告げたと認められるときは、基本契約を解除することができます。
第21条	**（解除の効果）** **第21条**　会社は、前条の解除の原因となる事実がある場合には、死亡保険金の支払事由又は保険料の払込免除事由が生じた後でも、基本契約を解除することができます。この場合、会社は、次のとおり取り扱います。 (1) その死亡保険金を支払いません。また、既にその死亡保険金の支払をしたときは、その返還を請求することができます。 (2) 保険料を払込免除としません。また、既に保険料を払込免除としたときは、その保険料の払込みを請求することができます。 ２　前項にかかわらず、保険契約者、被保険者又は死亡保険金受取人が、死亡保険金の支払事由又は保険料の払込免除事由の発生の原因がその解除の原因となった事実に基づかないことを証明したときは、その死亡保険金を支払い、又は保険料を払込免除とします。
第22条	**（解除の相手方）** **第22条**　第20条の規定による基本契約の解除は、保険契約者又はその法定代理人に対する通知により行います。 ２　前項の場合において、保険契約者若しくはその法定代理人を知ることができないとき、又はこれらの者の所在を知ることができないときその他正当な理由により保険契約者又はその法定代理人に通知できないときは、被保険者、死亡保険金受取人又はそれらの法定代理人に通知します。

３　特別養老保険の基本契約においては、保険法の施行日以後に復活の申込み（同法の施行の際現にされている復活の申込みを含みます。）があり、かつ、その申込みを承諾した場合には、養老保険普通保険約款の次の規定は、その申込時からそれぞれ次のとおり読み替えて適用する。

読替えを行う条項	読替後の規定
第25条	**（詐欺による取消し）** **第25条**　保険契約者、被保険者又は保険金受取人の詐欺により基本契約の締結又は復活が行われたときは、会社は、その基本契約又は復活を取り消すことができます。この場合、既に払い込んだ保険料は払い戻しません。
第30条	**（保険金受取人の変更）** **第30条**　保険契約者は、保険金の支払事由が発生するまでは、被保険者の同意を得た上で、会社に対する通知により、保険金受取人を変更することができます。ただし、保険契約者が保険金受取人の変更をしない旨の意思を会社に対して表示しているときは、その意思表示後は、保険金受取人を変更することができません。 ２　保険契約者が前項の通知をしようとするときは、次の必要書類を会社又は会社の指定した場所に提出してください。 (1) 会社所定の通知書 (2) 保険契約者の印鑑証明書又は健康保険証 (3) 保険証券 ３　第１項の通知が会社に到達した場合には、保険金受取人はその通知が発信された時に遡って変更されます。ただし、その通知が会社に到達する前に変更前の保険金受取人に保険金を支払ったときは、その支払後に変更後の保険金受取人から保険金の請求を受けても、会社はこれを支払いません。 ４　第１項に定めるほか、保険契約者は、保険金の支払事由が発生するまでは、法律上有効な遺言により、保険金受取人を変更することができます。 ５　前項の保険金受取人の変更は、被保険者の同意がなければ、その効力を生じません。 ６　前２項による保険金受取人の変更は、保険契約者が死亡した後、保険契約者の相続人が会社に通知しなければ、これを会社に対抗することができません。 ７　保険契約者の相続人が前項の通知をしようとするときは、次の必要書類を会社又は会社の指定した場所に提出してください。 (1) 会社所定の通知書 (2) 保険契約者の戸籍抄本 (3) 保険契約者の遺言書 (4) 保険証券 ８　第２項及び前項の場合において、必要書類が基本契約の締結時に既に提出されている場合その他会社が定める場合には、第２項及び前項の書類の一部の省略又はこれらの書類に代わるべき書類の提出を認めることがあります。また、会社が必要と認めた場合には、第２項及び前項の書類以外の書類の提出を求めることがあります。

第52条	**（消滅時効の援用）** **第52条**　保険金等の支払又は保険料の払込免除を請求する権利の消滅時効が完成した場合であっても、会社は、その時効の援用を２年間はすることがありません。

（保険証券の記載事項）

第29条　特別養老保険の復活の申込みを承諾したとき（保険法の施行日以後に承諾したときに限ります。）に交付する保険証券には、養老保険普通保険約款に定めるところによるほか、次の事項を記載します。

(1) 会社名
(2) 保険契約者の氏名又は名称
(3) 被保険者の氏名
(4) 保険金受取人の氏名又は名称
(5) 支払事由
(6) 保険期間
(7) 保険金の額
(8) 保険料及びその払込方法
(9) 契約日
(10) 保険証券を作成した年月日

（保険金受取人に関する特則）

第30条　保険法の施行の際、現に保険金受取人が指定されていない場合（指定された保険金受取人が死亡し更に保険金受取人の指定がない場合を含みます。）には、その施行の時に、保険契約者から、死亡保険金については養老保険普通保険約款第18条に定める被保険者の遺族を、重度障害による死亡保険金又は満期保険金については被保険者をそれぞれの保険金受取人とする指定があったものとみなします。

２　死亡保険金受取人が保険金の支払事由の発生以前に死亡したときにおいて、養老保険普通保険約款第18条に定める死亡保険金の保険金受取人がいないときは、死亡保険金受取人の死亡時の法定相続人を死亡保険金受取人とします。

３　前項により死亡保険金受取人となった者が死亡した場合に、この者に法定相続人がいないときは、同項により死亡保険金受取人となった者のうち生存している他の死亡保険金受取人を死亡保険金受取人とします。

４　保険金受取人となった者が同じ順位に２人以上いるときは、その受取割合は均等とします。

（保険金受取人による基本契約の存続）

第31条　保険契約者以外の者でこの基本契約の解約をすることができる者（以下「債権者等」といいます。）による基本契約の解約（保険法の施行日前に解約の通知を行ったものを除きます。）は、解約の通知が会社に到達した時から１か月を経過した日に効力を生じます。

２　前項の解約が通知された場合でも、通知の時において次のすべてを満たす死亡保険金受取人が、保険契約者の同意を得て、前項の期間が経過するまでの間に、その解約の通知が会社に到達した日に解約の効力が生じたとすれば会社が債権者等に支払うべき金額を債権者等に支払い、かつ会社にその旨を通知したときは、前項の解約はその効力を生じません。

(1) 保険契約者若しくは被保険者の親族又は被保険者本人であること
(2) 保険契約者でないこと

３　死亡保険金受取人が前項の通知をしようとするときは、別表に定める必要書類を会社又は会社の指定した場所に提出してください。

４　第１項の解約の通知が会社に到達した日以後、その解約の効力が生じ又は第２項により効力が生じなくなるまでの間に、保険金の支払事由が生じ、会社が保険金を支払うべきときは、その支払うべき金額の限度で、同項の金額を債権者等に支払います。この場合、その支払うべき金額から債権者等に支払った金額を差し引いた残額を、保険金受取人に支払います。

（保険金等の支払期限等）

第32条　保険法の施行日以後に発生した保険金等（保険金、返戻金、契約者配当金その他この基本契約に基づく諸支払金をいいます。以下この条において同じとします。）の支払事由による保険金等は、養老保険普通保険約款に定める必要書類が会社に到着した日の翌日からその日を含めて５営業日以内に、会社又は会社の指定した場所で支払います。

２　保険金を支払うために次表の事項の確認が必要な場合において、基本契約の締結時から保険金請求時までに会社に提出された書類だけではその確認ができないときは、次のとおり確認（会社の指定した医師による診断を含みます。）を行います。この場合には、前項にかかわらず、保険金等を支払うべき期限は、前項の必要書類が会社に到着した日の翌日からその日を含めて45日を経過する日とし、会社は、保険金等を請求した者にその旨を通知します。

保険金を支払うために確認が必要な場合	確認する事項
(1) 保険金の支払事由発生の有無の確認が必要な場合	保険金の支払事由に該当する事実の有無
(2) 保険金の免責事由に該当する可能性がある場合	保険金の支払事由が発生するに至った原因
(3) 告知義務違反に該当する可能性がある場合	会社が告知を求めた事項及び告知義務違反に至った原因
(4) この約款に定める重大事由、詐欺又は不法取得目的に該当する可能性がある場合	前２号に定める事項又は保険契約者、被保険者若しくは保険金受取人の基本契約締結の目的若しくは保険金請求の意図に関する基本契約の締結時から保険金請求時までにおける事実

３　前項の確認をするため、次の特別な照会や調査が不可欠な場合には、前２項の規定にかかわらず、保険金等を支払うべき期限は、第１項の必要書類が会社に到着した日の翌日からその日を含めてそれぞれ次の各号に定める日数（当該各号のうち複数に該当する場合であっても、180日とします。）を経過する日とし、会社は、保険金等を請求した者にその旨を通知します。

(1) 前項第２号から第４号までに定める事項について弁護士法その他の法令に基づく照会　180日
(2) 前項第１号、第２号又は第４号に定める事項に関し、保険契約者、被保険者又は保険金受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等から明らかである場合における、その刑事手続の結果の照会　180日
(3) 前項に定める事項についての日本国外における調査　180日

４　前２項の必要な事項の確認に際し、保険契約者、被保険者又は保険金受取人が正当な理由なくその確認を妨げ、又はこれに応じなかったとき（会社の指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます。）は、会社は、これによりその必要な事項の確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は保険金等は支払いません。

５　保険料の払込免除については、前４項の規定を準用します。

第３款　特定養老保険の基本契約に関する特則

（養老保険普通保険約款の読替え）

第33条　特定養老保険の基本契約においては、養老保険普通保険約款の次の規定は、保険法の施行日以後は、それぞれ次のとおり読み替えて適用します。

読替えを行う条項	読替後の規定
第23条	**（重大事由による契約の解除）** **第23条**　会社は、次のいずれかの重大事由が生じた場合には、将来に向かって基本契約を解除することができます。 (1) 保険契約者、被保険者（被保険者が故意に死亡し、又は死亡しようとした場合は、重大事由に含みません。）又は保険金受取人が、この基本契約の死亡保険金を詐取する目的又は他人に詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をした場合。 (2) 保険契約者、被保険者又は保険金受取人が、会社にこの基本契約の保険料を払込免除とさせる目的で事故招致（未遂を含みます。）をした場合。 (3) この基本契約の保険金又は保険料の払込免除の請求に関し、保険金受取人に詐欺行為（未遂を含みます。）があった場合。 (4) この基本契約に付加されている特約若しくは他の保険契約が重大事由によって解除され、又は保険契約者、被保険者若しくは保険金受取人が他の保険者との間で締結した保険契約若しくは共済契約がその契約の重大事由により解除されるなどにより、会社の保険契約者、被保険者又は保険金受取人に対する信頼を損ない、この基本契約を継続することを期待しえない前３号に掲げる事由と同等の重大な事由がある場合。 ２　会社は、前項各号に掲げる事由がある場合には、保険金の支払事由又は保険料の払込免除の規定に該当する事由が生じた後においても、前項の規定によりこの基本契約を解除することができます。この場合、同項各号に掲げる事由の発生時以後に生じた保険金の支払事由又は保険料の払込免除事由について、会社は、次のとおり取り扱います。 (1) その保険金を支払いません。また、既にその保険金の支払をしたときは、その返還を請求することができます。 (2) 保険料を払込免除としません。また、既に保険料を払込免除としたときは、その保険料の払込みを請求することができます。 ３　第１項の規定による基本契約の解除については、前条第１項及び第２項の規定を準用します。
第24条	**（加入限度額超過による契約の解除）** **第24条**　会社は、基本契約の保険金額が、加入限度額（郵政民営化法及び同法施行令の定める被保険者１人当たりの保険金額をいいます。以下同じとします。）を超える場合（他の保険契約の保険金額その他の金額との合計額が加入限度額を超える場合を含みます。以下同じとします。）には、その超える基本契約を将来に向かって解除することができます。 ２　前項の規定による基本契約の解除については、第22条第１項及び第２項の規定を準用します。

２　特定養老保険の基本契約においては、養老保険普通保険約款の次の規定は、保険法の施行日以後の復活の申込み（同法の施行の際現にされている復活の申込みを含みます。）の際の告知について、それぞれ次のとおり読み替えて適用します。

読替えを行う条項	読替後の規定
第19条	**（告知義務）** **第19条**　保険契約者又は被保険者は、基本契約の締結又は復活の際、保険金の支払事由又は保険料の払込免除事由の発生の可能性に関する重要な事項のうち会社所定の質問表（告知書）に掲げる質問事項について、その質問表（告知書）により告知することを要します。
第20条	**（告知義務違反による契約の解除）** **第20条**　保険契約者又は被保険者が、前条の告知の際、会社所定の質問表（告知書）に掲げる質問事項について故意又は重大な過失によって事実を告げず、又は事実でないことを告げたときは、会社は、将来に向かって基本契約を解除することができます。 ２　会社は、次のいずれかの場合には、前項の規定による基本契約の解除をすることができません。 (1) 会社が、基本契約の締結又は復活の際、解除の原因となる事実を知り、又は過失によってこれを知らなかったとき。

	(2) 保険媒介者（会社のために保険契約の締結の媒介を行うことができる者（会社のために保険契約の締結の代理を行うことができる者を除きます。）をいいます。以下この条において同じとします。）が、保険契約者又は被保険者が前条の告知をすることを妨げたとき。 (3) 保険媒介者が、保険契約者又は被保険者に対し、前条の告知をしないことを勧めたとき、又は事実でないことを告げることを勧めたとき。 (4) 会社が解除の原因を知った時から１か月が経過したとき。 (5) 基本契約が責任開始の日（復活した基本契約にあっては、その復活に係る責任開始の日）から起算して２年以上継続したとき（その期間内に被保険者が別表第２第１号に定める身体障害の状態又は重度障害の状態になった場合において、その者について前項の解除の原因たる事実の存するときを除きます。）。 ３　前項第２号又は第３号の場合において、それぞれに規定する保険媒介者の行為がなかったとしても、保険契約者又は被保険者が、前条の告知の際、会社所定の質問表（告知書）に掲げる質問事項について、事実を告げなかったか又は事実でないことを告げたと認められるときは、基本契約を解除することができます。
第21条	**（解除の効果）** **第21条**　会社は、前条の解除の原因となる事実がある場合には、死亡保険金の支払事由又は保険料の払込免除事由が生じた後でも、基本契約を解除することができます。この場合、会社は、次のとおり取り扱います。 (1) その死亡保険金を支払いません。また、既にその死亡保険金の支払をしたときは、その返還を請求することができます。 (2) 保険料を払込免除としません。また、既に保険料を払込免除としたときは、その保険料の払込みを請求することができます。 ２　前項にかかわらず、保険契約者、被保険者又は死亡保険金受取人が、死亡保険金の支払事由又は保険料の払込免除事由の発生の原因がその解除の原因となった事実に基づかないことを証明したときは、その死亡保険金を支払い、又は保険料を払込免除とします。
第22条	**（解除の相手方）** **第22条**　第20条の規定による基本契約の解除は、保険契約者又はその法定代理人に対する通知により行います。 ２　前項の場合において、保険契約者若しくはその法定代理人を知ることができないとき、又はこれらの者の所在を知ることができないときその他正当な理由により保険契約者又はその法定代理人に通知できないときは、被保険者、死亡保険金受取人又はそれらの法定代理人に通知します。

３　特定養老保険の基本契約においては、保険法の施行日以後に復活の申込み（同法の施行の際現にされている復活の申込みを含みます。）があり、かつ、その申込みを承諾した場合には、養老保険普通保険約款の次の規定は、その申込時からそれぞれ次のとおり読み替えて適用する。

読替えを行う条項	読替後の規定
第25条	**（詐欺による取消し）** **第25条**　保険契約者、被保険者又は保険金受取人の詐欺により基本契約の締結又は復活が行われたときは、会社は、その基本契約又は復活を取り消すことができます。この場合、既に払い込んだ保険料は払い戻しません。
第30条	**（保険金受取人の変更）** **第30条**　保険契約者は、保険金の支払事由が発生するまでは、被保険者の同意を得た上で、会社に対する通知により、保険金受取人を変更することができます。ただし、保険契約者が保険金受取人の変更をしない旨の意思を会社に対して表示しているときは、その意思表示後は、保険金受取人を変更することができません。 ２　保険契約者が前項の通知をしようとするときは、次の必要書類を会社又は会社の指定した場所に提出してください。 (1) 会社所定の通知書 (2) 保険契約者の印鑑証明書又は健康保険証 (3) 保険証券 ３　第１項の通知が会社に到達した場合には、保険金受取人はその通知が発信された時に遡って変更されます。ただし、その通知が会社に到達する前に変更前の保険金受取人に保険金を支払ったときは、その支払後に変更後の保険金受取人から保険金の請求を受けても、会社はこれを支払いません。 ４　第１項に定めるほか、保険契約者は、保険金の支払事由が発生するまでは、法律上有効な遺言により、保険金受取人を変更することができます。 ５　前項の保険金受取人の変更は、被保険者の同意がなければ、その効力を生じません。 ６　前２項による保険金受取人の変更は、保険契約者が死亡した後、保険契約者の相続人が会社に通知しなければ、これを会社に対抗することができません。 ７　保険契約者の相続人が前項の通知をしようとするときは、次の必要書類を会社又は会社の指定した場所に提出してください。

	(1) 会社所定の通知書 (2) 保険契約者の戸籍抄本 (3) 保険契約者の遺言書 (4) 保険証券 ８　第２項及び前項の場合において、必要書類が基本契約の締結時に既に提出されている場合その他会社が定める場合には、第２項及び前項の書類の一部の省略又はこれらの書類に代わるべき書類の提出を認めることがあります。また、会社が必要と認めた場合には、第２項及び前項の書類以外の書類の提出を求めることがあります。
第52条	**（消滅時効の援用）** **第52条**　保険金等の支払又は保険料の払込免除を請求する権利の消滅時効が完成した場合であっても、会社は、その時効の援用を２年間はすることがありません。

（保険証券の記載事項）

第34条　特定養老保険の復活の申込みを承諾したとき（保険法の施行日以後に承諾したときに限ります。）に交付する保険証券には、養老保険普通保険約款に定めるところによるほか、次の事項を記載します。

(1) 会社名
(2) 保険契約者の氏名又は名称
(3) 被保険者の氏名
(4) 保険金受取人の氏名又は名称
(5) 支払事由
(6) 保険期間
(7) 保険金の額
(8) 保険料及びその払込方法
(9) 契約日
(10) 保険証券を作成した年月日

（保険金受取人に関する特則）

第35条　保険法の施行の際、現に保険金受取人が指定されていない場合（指定された保険金受取人が死亡し更に保険金受取人の指定がない場合を含みます。）には、その施行の時に、保険契約者から、死亡保険金については養老保険普通保険約款第18条に定める被保険者の遺族を、重度障害による死亡保険金又は満期保険金については被保険者をそれぞれの保険金受取人とする指定があったものとみなします。

２　死亡保険金受取人が保険金の支払事由の発生以前に死亡したときにおいて、養老保険普通保険約款第18条に定める死亡保険金の保険金受取人がいないときは、死亡保険金受取人の死亡時の法定相続人を死亡保険金受取人とします。

３　前項により死亡保険金受取人となった者が死亡した場合に、この者に法定相続人がいないときは、同項により死亡保険金受取人となった者のうち生存している他の死亡保険金受取人を死亡保険金受取人とします。

４　保険金受取人となった者が同じ順位に２人以上いるときは、その受取割合は均等とします。

（保険金受取人による基本契約の存続）

第36条　保険契約者以外の者でこの基本契約の解約をすることができる者（以下「債権者等」といいます。）による基本契約の解約（保険法の施行日前に解約の通知を行ったものを除きます。）は、解約の通知が会社に到達した時から１か月を経過した日に効力を生じます。

２　前項の解約が通知された場合でも、通知の時において次のすべてを満たす死亡保険金受取人が、保険契約者の同意を得て、前項の期間が経過するまでの間に、その解約の通知が会社に到達した日に解約の効力が生じたとすれば会社が債権者等に支払うべき金額を債権者等に支払い、かつ会社にその旨を通知したときは、前項の解約はその効力を生じません。

(1) 保険契約者若しくは被保険者の親族又は被保険者本人であること
(2) 保険契約者でないこと

３　死亡保険金受取人が前項の通知をしようとするときは、別表に定める必要書類を会社又は会社の指定した場所に提出してください。

４　第１項の解約の通知が会社に到達した日以後、その解約の効力が生じ又は第２項により効力が生じなくなるまでの間に、保険金の支払事由が生じ、会社が保険金を支払うべきときは、その支払うべき金額の限度で、同項の金額を債権者等に支払います。この場合、その支払うべき金額から債権者等に支払った金額を差し引いた残額を、保険金受取人に支払います。

（保険金等の支払期限等）

第37条　保険法の施行日以後に発生した保険金等（保険金、返戻金、契約者配当金その他この基本契約に基づく諸支払金をいいます。以下この条において同じとします。）の支払事由による保険金等は、養老保険普通保険約款に定める必要書類が会社に到着した日の翌日からその日を含めて５営業日以内に、会社又は会社の指定した場所で支払います。

２　保険金を支払うために次表の事項の確認が必要な場合において、基本契約の締結時から保険金請求時までに会社に提出された書類だけではその確認ができないときは、次のとおり確認（会社の指定した医師による診断を含みます。）を行います。この場合には、前項にかかわらず、保険金等を支払うべき期限は、前項の必要書類が会社に到着した日の翌日からその日を含めて45日を経過する日とし、会社は、保険金等を請求した者にその旨を通知します。

保険金を支払うために確認が必要な場合	確認する事項
(1) 保険金の支払事由発生の有無の確認が必要な場合	保険金の支払事由に該当する事実の有無
(2) 保険金の免責事由に該当する可能性がある場合	保険金の支払事由が発生するに至った原因
(3) 告知義務違反に該当する可能性がある場合	会社が告知を求めた事項及び告知義務違反に至った原因

(4) この約款に定める重大事由、詐欺又は不法取得目的に該当する可能性がある場合	前２号に定める事項又は保険契約者、被保険者若しくは保険金受取人の基本契約締結の目的若しくは保険金請求の意図に関する基本契約の締結時から保険金請求時までにおける事実

３　前項の確認をするため、次の特別な照会や調査が不可欠な場合には、前２項の規定にかかわらず、保険金等を支払うべき期限は、第１項の必要書類が会社に到着した日の翌日からその日を含めてそれぞれ次の各号に定める日数（当該各号のうち複数に該当する場合であっても、180日とします。）を経過する日とし、会社は、保険金等を請求した者にその旨を通知します。

(1) 前項第２号から第４号までに定める事項について弁護士法その他の法令に基づく照会　180日

(2) 前項第１号、第２号又は第４号に定める事項に関し、保険契約者、被保険者又は保険金受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等から明らかである場合における、その刑事手続の結果の照会　180日

(3) 前項に定める事項についての日本国外における調査　180日

４　前２項の必要な事項の確認に際し、保険契約者、被保険者又は保険金受取人が正当な理由なくその確認を妨げ、又はこれに応じなかったとき（会社の指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます。）は、会社は、これによりその必要な事項の確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は保険金等は支払いません。

５　保険料の払込免除については、前４項の規定を準用します。

第５節　学資保険の基本契約に関する特則

第１款　学資保険の基本契約に関する特則

（学資保険普通保険約款の読替え）

第38条　学資保険の基本契約においては、学資保険普通保険約款の次の規定は、保険法の施行日以後は、それぞれ次のとおり読み替えて適用します。

読替えを行う条項	読替後の規定
第27条	**（重大事由による契約の解除）** **第27条**　会社は、次のいずれかの重大事由が生じた場合には、将来に向かって基本契約を解除することができます。 (1) 保険契約者、被保険者（被保険者が故意に死亡し、又は死亡しようとした場合は、重大事由に含みません。）又は保険金受取人が、この基本契約の死亡保険金を詐取する目的又は他人に詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をした場合。 (2) 保険契約者、被保険者又は保険金受取人が、会社にこの基本契約の保険料を払込免除とさせる目的で事故招致（未遂を含みます。）をした場合。 (3) この基本契約の保険金又は保険料の払込免除の請求に関し、保険金受取人に詐欺行為（未遂を含みます。）があった場合。 (4) この基本契約に付加されている特約若しくは他の保険契約が重大事由によって解除され、又は保険契約者、被保険者若しくは保険金受取人が他の保険者との間で締結した保険契約若しくは共済契約がその契約の重大事由により解除されるなどにより、会社の保険契約者、被保険者又は保険金受取人に対する信頼を損ない、この基本契約を継続することを期待しえない前３号に掲げる事由と同等の重大な事由がある場合。 ２　会社は、前項各号に掲げる事由がある場合には、保険金の支払事由又は保険料の払込免除の規定に該当する事由が生じた後においても、前項の規定によりこの基本契約を解除することができます。この場合、同項各号に掲げる事由の発生時以後に生じた保険金の支払事由又は保険料の払込免除事由について、会社は、次のとおり取り扱います。 (1) その保険金を支払いません。また、既にその保険金の支払をしたときは、その返還を請求することができます。 (2) 保険料を払込免除としません。また、既に保険料を払込免除としたときは、その保険料の払込みを請求することができます。 ３　第１項の規定による基本契約の解除については、前条第１項及び第２項の規定を準用します。
第28条	**（加入限度額超過による契約の解除）** **第28条**　会社は、基本契約の保険金額が、加入限度額（郵政民営化法及び同法施行令の定める被保険者１人当たりの保険金額をいいます。以下同じとします。）を超える場合（他の保険契約の保険金額その他の金額との合計額が加入限度額を超える場合を含みます。以下同じとします。）には、その超える基本契約を将来に向かって解除することができます。 ２　前項の規定による基本契約の解除については、第26条第１項及び第２項の規定を準用します。

２　学資保険の基本契約においては、学資保険普通保険約款の次の規定は、保険法の施行日以後の復活の申込み（同法の施行の際現にされている復活の申込みを含みます。）の際の告知について、それぞれ次のとおり読み替えて適用します。

読替えを行う条項	読替後の規定
第23条	**（告知義務）** **第23条**　保険契約者（締結時保険契約者又は承継保険契約者とし、第32条の規定による保険契約者の変更の場合には、承継保険契約者。次条において同じとします。）及び被保険者は、基本契約の締結、復活又は第32条の規定による保険契約者の変更の際、保険金の支払事由又は保険料の払込免除事由の発生の可能性に関する重要な事項のうち会社所定の質問表（告知書）に掲げる質問事項について、その質問表（告知書）により告知することを要します。
第24条	**（告知義務違反による契約の解除）** **第24条**　保険契約者又は被保険者が、前条の告知の際、会社所定の質問表（告知書）の質問事項について故意又は重大な過失によって事実を告げず、又は事実でないことを告げたときは、会社は、将来に向かって基本契約を解除することができます。 ２　会社は、次のいずれかの場合には、前項の規定による基本契約の解除をすることができません。 (1) 会社が、基本契約の締結、復活又は第32条の規定による保険契約者の変更の際、解除の原因となる事実を知り、又は過失によってこれを知らなかったとき。 (2) 保険媒介者（会社のために保険契約の締結の媒介を行うことができる者（会社のために保険契約の締結の代理を行うことができる者を除きます。）をいいます。以下この条において同じとします。）が、保険契約者又は被保険者が前条の告知をすることを妨げたとき。 (3) 保険媒介者が、保険契約者又は被保険者に対し、前条の告知をしないことを勧めたとき、又は事実でないことを告げることを勧めたとき。 (4) 会社が解除の原因を知った時から１か月が経過したとき。 (5) 基本契約が責任開始の日（復活した基本契約にあっては、その復活に係る責任開始の日、第32条の規定による保険契約者の変更があった基本契約にあってはその変更の効力発生日）から起算して２年以上継続したとき（その期間内に保険契約者が死亡した場合若しくは重度障害の状態になった場合、又は被保険者が別表第２第１号に定める身体障害の状態若しくは重度障害の状態になった場合において、その者について前項の解除の原因たる事実の存するときを除きます。）。 ３　前項第２号又は第３号の場合において、それぞれに規定する保険媒介者の行為がなかったとしても、保険契約者又は被保険者が、前条の告知の際、会社所定の質問表（告知書）に掲げる質問事項について、事実を告げなかったか又は事実でないことを告げたと認められるときは、前項の規定を適用しません。
第25条	**（解除の効果）** **第25条**　会社は、前条の解除の原因となる事実がある場合には、死亡保険金の支払事由又は保険料の払込免除事由が生じた後でも、基本契約を解除することができます。この場合、会社は、次のとおり取り扱います。 (1) その死亡保険金を支払いません。また、既にその死亡保険金の支払をしたときは、その返還を請求することができます。 (2) 保険料を払込免除としません。また、既に保険料を払込免除としたときは、その保険料の払込みを請求することができます。 ２　前項にかかわらず、保険契約者、被保険者又は死亡保険金受取人が、死亡保険金の支払事由又は保険料の払込免除事由の発生の原因がその解除の原因となった事実に基づかないことを証明したときは、その死亡保険金を支払い、又は保険料を払込免除とします。
第26条	**（解除の相手方）** **第26条**　第24条の規定による基本契約の解除は、保険契約者又はその法定代理人に対する通知により行います。 ２　前項の場合において、保険契約者若しくはその法定代理人を知ることができないとき、又はこれらの者の所在を知ることができないときその他正当な理由により保険契約者又はその法定代理人に通知できないときは、被保険者、死亡保険金受取人又はそれらの法定代理人に通知します。

３　学資保険の基本契約においては、保険法の施行日以後に復活の申込み（同法の施行の際現にされている復活の申込みを含みます。）があり、かつ、その申込みを承諾した場合には、学資保険普通保険約款の次の規定は、その申込時からそれぞれ次のとおり読み替えて適用する。

読替えを行う条項	読替後の規定
第29条	**（詐欺による取消し）** **第29条**　保険契約者、被保険者又は保険金受取人の詐欺により基本契約の締結、復活又は第32条の規定による保険契約者の変更が行われたときは、会社は、その基本契約又は復活を取り消すことができます。この場合、既に払い込んだ保険料は払い戻しません。
第39条	**（保険金受取人の変更）** **第39条**　保険契約者は、既に支払事由が発生した保険金に係る保険金受取人を除き、被保険者の同意を得た上で、会社に対する通知により、保険金受取人を変更することができます。ただし、保険契約者が保険金受取人の変更をしない旨の意思を会社に対して表示しているときは、その意思表示後は、保険金受取人を変更することができません。

	２　保険契約者が前項の通知をしようとするときは、次の必要書類を会社又は会社の指定した場所に提出してください。 (1) 会社所定の通知書 (2) 保険契約者の印鑑証明書又は健康保険証 (3) 保険証券 ３　第１項の通知が会社に到達した場合には、保険金受取人はその通知が発信された時に遡って変更されます。ただし、その通知が会社に到達する前に変更前の保険金受取人に保険金を支払ったときは、その支払後に変更後の保険金受取人から保険金の請求を受けても、会社はこれを支払いません。 ４　第１項に定めるほか、保険契約者は、既に支払事由が発生した保険金の保険金受取人を除き、保険金の支払事由が発生するまでは、法律上有効な遺言により、保険金受取人を変更することができます。 ５　前項の保険金受取人の変更は、被保険者の同意がなければ、その効力を生じません。 ６　前２項による保険金受取人の変更は、保険契約者が死亡した後、保険契約者の相続人が会社に通知しなければ、これを会社に対抗することができません。 ７　保険契約者の相続人が前項の通知をしようとするときは、次の必要書類を会社又は会社の指定した場所に提出してください。 (1) 会社所定の通知書 (2) 保険契約者の戸籍抄本 (3) 保険契約者の遺言書 (4) 保険証券 ８　第２項及び前項の場合において、必要書類が基本契約の締結時に既に提出されている場合その他会社が定める場合には、第２項及び前項の書類の一部の省略又はこれらの書類に代わるべき書類の提出を認めることがあります。また、会社が必要と認めた場合には、第２項及び前項の書類以外の書類の提出を求めることがあります。
第62条	**（消滅時効の援用）** **第62条**　保険金等の支払又は保険料の払込免除を請求する権利の消滅時効が完成した場合であっても、会社は、その時効の援用を２年間はすることがありません。

（保険証券の記載事項）

第39条　学資保険の復活の申込みを承諾したとき（保険法の施行日以後に承諾したときに限ります。）に交付する保険証券には、学資保険普通保険約款に定めるところによるほか、次の事項を記載します。

(1) 会社名
(2) 保険契約者の氏名又は名称
(3) 被保険者の氏名
(4) 保険金受取人の氏名又は名称
(5) 支払事由
(6) 保険期間
(7) 保険金の額
(8) 保険料及びその払込方法
(9) 契約日
(10) 保険証券を作成した年月日

（保険金受取人に関する特則）

第40条　保険法の施行の際、現に保険金受取人が指定されていない場合（指定された保険金受取人が死亡し更に保険金受取人の指定がない場合を含みます。）には、その施行の時に、保険契約者から、死亡保険金については学資保険普通保険約款第19条に定める被保険者の遺族を、重度障害による死亡保険金、満期保険金又は生存保険金については被保険者をそれぞれの保険金受取人とする指定があったものとみなします。

２　死亡保険金受取人が保険金の支払事由の発生以前に死亡したときにおいて、学資保険普通保険約款第19条に定める死亡保険金の保険金受取人がいないときは、死亡保険金受取人の死亡時の法定相続人を死亡保険金受取人とします。

３　前項により死亡保険金受取人となった者が死亡した場合に、この者に法定相続人がいないときは、同項により死亡保険金受取人となった者のうち生存している他の死亡保険金受取人を死亡保険金受取人とします。

４　保険金受取人となった者が同じ順位に２人以上いるときは、その受取割合は均等とします。

（保険金受取人による基本契約の存続）

第41条　保険契約者以外の者でこの基本契約の解約をすることができる者（以下「債権者等」といいます。）による基本契約の解約（保険法の施行日前に解約の通知を行ったものを除きます。）は、解約の通知が会社に到達した時から１か月を経過した日に効力を生じます。

２　前項の解約が通知された場合でも、通知の時において次のすべてを満たす死亡保険金受取人が、保険契約者の同意を得て、前項の期間が経過するまでの間に、その解約の通知が会社に到達した日に解約の効力が生じたとすれば会社が債権者等に支払うべき金額を債権者等に支払い、かつ会社にその旨を通知したときは、前項の解約はその効力を生じません。

(1) 保険契約者若しくは被保険者の親族又は被保険者本人であること
(2) 保険契約者でないこと

３　死亡保険金受取人が前項の通知をしようとするときは、別表に定める必要書類を会社又は会社の指定した場所に提出してください。

４　第１項の解約の通知が会社に到達した日以後、その解約の効力が生じ又は第２項により効力が生じなくなるまでの間に、保険金の支払事由が生じ、会社が保険金を支払うべきときは、その支払うべき金額の限度で、同項の金額を債権者等に支払います。この場合、その支払うべき金額から債権者等に支払った金額を差し引いた残額を、保険金受取人に支払います。

５　前項の支払事由が生存保険金に係るものであり、その生存保険金の額が第２項の金額よりも少ない場合には、第２項の死亡保険金受取人が債権者等に支払う金額は、第２項の金額から、その生存保険金の額を差し引いた金額とします。

（保険金等の支払期限等）

第42条　保険法の施行日以後に発生した保険金等（保険金、返戻金、契約者配当金その他この基本契約に基づく諸支払金をいいます。以下この条において同じとします。）の支払事由による保険金等は、学資保険普通保険約款に定める必要書類が会社に到着した日の翌日からその日を含めて５営業日以内に、会社又は会社の指定した場所で支払います。

２　保険金を支払うために次表の事項の確認が必要な場合において、基本契約の締結時から保険金請求時までに会社に提出された書類だけではその確認ができないときは、次のとおり確認（会社の指定した医師による診断を含みます。）を行います。この場合には、前項にかかわらず、保険金等を支払うべき期限は、前項の必要書類が会社に到着した日の翌日からその日を含めて45日を経過する日とし、会社は、保険金等を請求した者にその旨を通知します。

保険金を支払うために確認が必要な場合	確認する事項
(1) 保険金の支払事由発生の有無の確認が必要な場合	保険金の支払事由に該当する事実の有無
(2) 保険金の免責事由に該当する可能性がある場合	保険金の支払事由が発生するに至った原因
(3) 告知義務違反に該当する可能性がある場合	会社が告知を求めた事項及び告知義務違反に至った原因
(4) この約款に定める重大事由、詐欺又は不法取得目的に該当する可能性がある場合	前２号に定める事項又は保険契約者、被保険者若しくは保険金受取人の基本契約締結の目的若しくは保険金請求の意図に関する基本契約の締結時から保険金請求時までにおける事実

３　前項の確認をするため、次の特別な照会や調査が不可欠な場合には、前２項の規定にかかわらず、保険金等を支払うべき期限は、第１項の必要書類が会社に到着した日の翌日からその日を含めてそれぞれ次の各号に定める日数（当該各号のうち複数に該当する場合であっても、180日とします。）を経過する日とし、会社は、保険金等を請求した者にその旨を通知します。

(1) 前項第２号から第４号までに定める事項について弁護士法その他の法令に基づく照会　180日

(2) 前項第１号、第２号又は第４号に定める事項に関し、保険契約者、被保険者又は保険金受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等から明らかである場合における、その刑事手続の結果の照会　180日

(3) 前項に定める事項についての日本国外における調査　180日

４　前２項の必要な事項の確認に際し、保険契約者、被保険者又は保険金受取人が正当な理由なくその確認を妨げ、又はこれに応じなかったとき（会社の指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます。）は、会社は、これによりその必要な事項の確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は保険金等は支払いません。

５　保険料の払込免除については、前４項の規定を準用します。

第２款　育英年金付学資保険の基本契約に関する特則

（学資保険普通保険約款の読替え）

第43条　育英年金付学資保険の基本契約においては、学資保険普通保険約款の次の規定は、保険法の施行日以後は、それぞれ次のとおり読み替えて適用します。

読替えを行う条項	読替後の規定
第27条	**（重大事由による契約の解除）** **第27条**　会社は、次のいずれかの重大事由が生じた場合には、将来に向かって基本契約を解除することができます。 (1) 保険契約者、被保険者（被保険者が故意に死亡し、又は死亡しようとした場合は、重大事由に含みません。）、保険金受取人又は年金受取人が、この基本契約の死亡保険金又は育英年金を詐取する目的又は他人に詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をした場合。 (2) 保険契約者、被保険者、保険金受取人又は年金受取人が、会社にこの基本契約の保険料を払込免除とさせる目的で事故招致（未遂を含みます。）をした場合。 (3) この基本契約の保険金若しくは育英年金又は保険料の払込免除の請求に関し、保険金受取人又は年金受取人に詐欺行為（未遂を含みます。）があった場合。 (4) この基本契約に付加されている特約若しくは他の保険契約が重大事由によって解除され、又は保険契約者、被保険者、保険金受取人若しくは年金受取人が他の保険者との間で締結した保険契約若しくは共済契約がその契約の重大事由により解除されるなどにより、会社の保険契約者、被保険者、保険金受取人又は年金受取人に対する信頼を損ない、この基本契約を継続することを期待しえない前３号に掲げる事由と同等の重大な事由がある場合。 ２　会社は、前項各号に掲げる事由がある場合には、保険金若しくは育英年金の支払事由又は保険料の払込免除の規定に該当する事由が生じた後においても、前項の規定によりこの基本契約を

	解除することができます。この場合、同項各号に掲げる事由の発生時以後に生じた保険金若しくは育英年金の支払事由又は保険料の払込免除事由について、会社は、次のとおり取り扱います。 (1) その保険金又は育英年金を支払いません。また、既にその保険金又は育英年金の支払をしたときは、その返還を請求することができます。 (2) 保険料を払込免除としません。また、既に保険料を払込免除としたときは、その保険料の払込みを請求することができます。 3　第１項の規定による基本契約の解除については、前条第１項及び第２項の規定を準用します。
第28条	**（加入限度額超過による契約の解除）** **第28条**　会社は、基本契約の保険金額又は年金額が、加入限度額（郵政民営化法及び同法施行令の定める被保険者１人当たりの保険金額又は年金の年額をいいます。以下同じとします。）を超える場合（他の保険契約の保険金額、年金額その他の金額との合計額が加入限度額を超える場合を含みます。以下同じとします。）には、その超える基本契約を将来に向かって解除することができます。 2　前項の規定による基本契約の解除については、第26条第１項及び第２項の規定を準用します。

2　育英年金付学資保険の基本契約においては、学資保険普通保険約款の次の規定は、保険法の施行日以後の復活の申込み（同法の施行の際現にされている復活の申込みを含みます。）の際の告知について、それぞれ次のとおり読み替えて適用します。

読替えを行う条項	読替後の規定
第23条	**（告知義務）** **第23条**　保険契約者（締結時保険契約者又は承継保険契約者とし、第32条の規定による保険契約者の変更の場合には、承継保険契約者。次条において同じとします。）及び被保険者は、基本契約の締結、復活又は第32条の規定による保険契約者の変更の際、保険金若しくは育英年金の支払事由又は保険料の払込免除事由の発生の可能性に関する重要な事項のうち会社所定の質問表（告知書）に掲げる質問事項について、その質問表（告知書）により告知することを要します。
第24条	**（告知義務違反による契約の解除）** **第24条**　保険契約者又は被保険者が、前条の告知の際、会社所定の質問表（告知書）の質問事項について故意又は重大な過失によって事実を告げず、又は事実でないことを告げたときは、会社は、将来に向かって基本契約を解除することができます。 2　会社は、次のいずれかの場合には、前項の規定による基本契約の解除をすることができません。 (1) 会社が、基本契約の締結、復活又は第32条の規定による保険契約者の変更の際、解除の原因となる事実を知り、又は過失によってこれを知らなかったとき。 (2) 保険媒介者（会社のために保険契約の締結の媒介を行うことができる者（会社のために保険契約の締結の代理を行うことができる者を除きます。）をいいます。以下この条において同じとします。）が、保険契約者又は被保険者が前条の告知をすることを妨げたとき。 (3) 保険媒介者が、保険契約者又は被保険者に対し、前条の告知をしないことを勧めたとき、又は事実でないことを告げることを勧めたとき。 (4) 会社が解除の原因を知った時から１か月が経過したとき。 (5) 基本契約が責任開始の日（復活した基本契約にあっては、その復活に係る責任開始の日、第32条の規定による保険契約者の変更があった基本契約にあってはその変更の効力発生日）から起算して２年以上継続したとき（その期間内に保険契約者が死亡した場合若しくは重度障害の状態になった場合、又は被保険者が別表第２第１号に定める身体障害の状態若しくは重度障害の状態になった場合において、その者について前項の解除の原因たる事実の存するときを除きます。）。 3　前項第２号又は第３号の場合において、それぞれに規定する保険媒介者の行為がなかったとしても、保険契約者又は被保険者が、前条の告知の際、会社所定の質問表（告知書）に掲げる質問事項について、事実を告げなかったか又は事実でないことを告げたと認められるときは、前項の規定を適用しません。
第25条	**（解除の効果）** **第25条**　会社は、前条の解除の原因となる事実がある場合には、死亡保険金若しくは育英年金の支払事由又は保険料の払込免除事由が生じた後でも、基本契約を解除することができます。この場合、会社は、次のとおり取り扱います。 (1) その死亡保険金又は育英年金を支払いません。また、既にその死亡保険金又は育英年金の支払をしたときは、その返還を請求することができます。 (2) 保険料を払込免除としません。また、既に保険料を払込免除としたときは、その保険料の払込みを請求することができます。 2　前項にかかわらず、保険契約者、被保険者、死亡保険金受取人又は年金受取人が、死亡保険金若しくは育英年金の支払事由又は保険料の払込免除事由の発生の原因がその解除の原因となった事実に基づかないことを証明したときは、その死亡保険金若しくは育英年金を支払い、又は保険料を払込免除とします。

第26条	**（解除の相手方）** **第26条**　第24条の規定による基本契約の解除は、保険契約者又はその法定代理人に対する通知により行います。 ２　前項の場合において、保険契約者若しくはその法定代理人を知ることができないとき、又はこれらの者の所在を知ることができないときその他正当な理由により保険契約者又はその法定代理人に通知できないときは、被保険者、死亡保険金受取人、年金受取人又はそれらの法定代理人に通知します。

３　育英年金付学資保険の基本契約においては、保険法の施行日以後に復活の申込み（同法の施行の際現にされている復活の申込みを含みます。）があり、かつ、その申込みを承諾した場合には、学資保険普通保険約款の次の規定は、その申込時からそれぞれ次のとおり読み替えて適用する。

読替えを行う条項	読替後の規定
第29条	**（詐欺による取消し）** **第29条**　保険契約者、被保険者、保険金受取人又は年金受取人の詐欺により基本契約の締結、復活又は第32条の規定による保険契約者の変更が行われたときは、会社は、その基本契約又は復活を取り消すことができます。この場合、既に払い込んだ保険料は払い戻しません。
第39条	**（保険金受取人の変更）** **第39条**　保険契約者は、既に支払事由が発生した保険金に係る保険金受取人を除き、被保険者の同意を得た上で、会社に対する通知により、保険金受取人を変更することができます。ただし、保険契約者が保険金受取人の変更をしない旨の意思を会社に対して表示しているときは、その意思表示後は、保険金受取人を変更することができません。 ２　保険契約者が前項の通知をしようとするときは、次の必要書類を会社又は会社の指定した場所に提出してください。 ⑴　会社所定の通知書 ⑵　保険契約者の印鑑証明書又は健康保険証 ⑶　保険証券 ３　第１項の通知が会社に到達した場合には、保険金受取人はその通知が発信された時に遡って変更されます。ただし、その通知が会社に到達する前に変更前の保険金受取人に保険金を支払ったときは、その支払後に変更後の保険金受取人から保険金の請求を受けても、会社はこれを支払いません。 ４　第１項に定めるほか、保険契約者は、既に支払事由が発生した保険金の保険金受取人を除き、保険金の支払事由が発生するまでは、法律上有効な遺言により、保険金受取人を変更することができます。 ５　前項の保険金受取人の変更は、被保険者の同意がなければ、その効力を生じません。 ６　前２項による保険金受取人の変更は、保険契約者が死亡した後、保険契約者の相続人が会社に通知しなければ、これを会社に対抗することができません。 ７　保険契約者の相続人が前項の通知をしようとするときは、次の必要書類を会社又は会社の指定した場所に提出してください。 ⑴　会社所定の通知書 ⑵　保険契約者の戸籍抄本 ⑶　保険契約者の遺言書 ⑷　保険証券 ８　第２項及び前項の場合において、必要書類が基本契約の締結時に既に提出されている場合その他会社が定める場合には、第２項及び前項の書類の一部の省略又はこれらの書類に代わるべき書類の提出を認めることがあります。また、会社が必要と認めた場合には、第２項及び前項の書類以外の書類の提出を求めることがあります。
第62条	**（消滅時効の援用）** **第62条**　保険金等の支払又は保険料の払込免除を請求する権利の消滅時効が完成した場合であっても、会社は、その時効の援用を２年間はすることがありません。

（保険証券の記載事項）

第44条　育英年金付学資保険の復活の申込みを承諾したとき（保険法の施行日以後に承諾したときに限ります。）に交付する保険証券には、学資保険普通保険約款に定めるところによるほか、次の事項を記載します。

⑴　会社名
⑵　保険契約者の氏名又は名称
⑶　被保険者の氏名
⑷　保険金受取人の氏名又は名称
⑸　年金受取人の氏名
⑹　支払事由
⑺　保険期間
⑻　保険金の額
⑼　年金額
⑽　保険料及びその払込方法

(11) 契約日
(12) 保険証券を作成した年月日

（保険金受取人に関する特則）

第45条 保険法の施行の際、現に保険金受取人が指定されていない場合（指定された保険金受取人が死亡し更に保険金受取人の指定がない場合を含みます。）には、その施行の時に、保険契約者から、死亡保険金については学資保険普通保険約款第19条に定める被保険者の遺族を、重度障害による死亡保険金、満期保険金又は生存保険金については被保険者をそれぞれの保険金受取人とする指定があったものとみなします。

２ 死亡保険金受取人が保険金の支払事由の発生以前に死亡したときにおいて、学資保険普通保険約款第19条に定める死亡保険金の保険金受取人がいないときは、死亡保険金受取人の死亡時の法定相続人を死亡保険金受取人とします。

３ 前項により死亡保険金受取人となった者が死亡した場合に、この者に法定相続人がいないときは、同項により死亡保険金受取人となった者のうち生存している他の死亡保険金受取人を死亡保険金受取人とします。

４ 保険金受取人となった者が同じ順位に２人以上いるときは、その受取割合は均等とします。

（保険金受取人による基本契約の存続）

第46条 保険契約者以外の者でこの基本契約の解約をすることができる者（以下「債権者等」といいます。）による基本契約の解約（保険法の施行日前に解約の通知を行ったものを除きます。）は、解約の通知が会社に到達した時から１か月を経過した日に効力を生じます。

２ 前項の解約が通知された場合でも、通知の時において次のすべてを満たす死亡保険金受取人又は年金受取人が、保険契約者の同意を得て、前項の期間が経過するまでの間に、その解約の通知が会社に到達した日に解約の効力が生じたとすれば会社が債権者等に支払うべき金額を債権者等に支払い、かつ会社にその旨を通知したときは、前項の解約はその効力を生じません。

(1) 保険契約者若しくは被保険者の親族又は被保険者本人であること
(2) 保険契約者でないこと

３ 死亡保険金受取人又は年金受取人が前項の通知をしようとするときは、別表に定める必要書類を会社又は会社の指定した場所に提出してください。

４ 第１項の解約の通知が会社に到達した日以後、その解約の効力が生じ又は第２項により効力が生じなくなるまでの間に、保険金又は育英年金の支払事由が生じ、会社が保険金又は育英年金を支払うべきときは、その支払うべき金額の限度で、同項の金額を債権者等に支払います。この場合、その支払うべき金額から債権者等に支払った金額を差し引いた残額を、保険金受取人又は年金受取人に支払います。

５ 前項の支払事由が生存保険金又は育英年金に係るものであり、その生存保険金又は育英年金の額が第２項の金額よりも少ない場合には、第２項の死亡保険金受取人又は年金受取人が債権者等に支払う金額は、第２項の金額から、その生存保険金又は育英年金の額を差し引いた金額とします。

（保険金等の支払期限等）

第47条 保険法の施行日以後に発生した保険金等（保険金、育英年金、返戻金、契約者配当金その他この基本契約に基づく諸支払金をいいます。以下この条において同じとします。）の支払事由による保険金等は、学資保険普通保険約款に定める必要書類が会社に到着した日の翌日からその日を含めて５営業日以内に、会社又は会社の指定した場所で支払います。

２ 保険金又は育英年金を支払うために次表の事項の確認が必要な場合において、基本契約の締結時から保険金又は育英年金の請求時までに会社に提出された書類だけではその確認ができないときは、次のとおり確認（会社の指定した医師による診断を含みます。）を行います。この場合には、前項にかかわらず、保険金等を支払うべき期限は、前項の必要書類が会社に到着した日の翌日からその日を含めて45日を経過する日とし、会社は、保険金等を請求した者にその旨を通知します。

保険金又は育英年金を支払うために確認が必要な場合	確認する事項
(1) 保険金の支払事由発生の有無の確認が必要な場合	保険金の支払事由に該当する事実の有無
(2) 育英年金の支払事由発生の有無の確認が必要な場合	育英年金の支払事由に該当する事実の有無
(3) 保険金又は育英年金の免責事由に該当する可能性がある場合	保険金又は育英年金の支払事由が発生するに至った原因
(4) 告知義務違反に該当する可能性がある場合	会社が告知を求めた事項及び告知義務違反に至った原因
(5) この約款に定める重大事由、詐欺又は不法取得目的に該当する可能性がある場合	前２号に定める事項又は保険契約者、被保険者、保険金受取人若しくは年金受取人の基本契約締結の目的若しくは保険金若しくは育英年金の請求の意図に関する基本契約の締結時から保険金若しくは育英年金の請求時までにおける事実

３ 前項の確認をするため、次の特別な照会や調査が不可欠な場合には、前２項の規定にかかわらず、保険金等を支払うべき期限は、第１項の必要書類が会社に到着した日の翌日からその日を含めてそれぞれ次の各号に定める日数（当該各号のうち複数に該当する場合であっても、180日とします。）を経過する日とし、会社は、保険金等を請求した者にその旨を通知します。

(1) 前項第３号から第５号までに定める事項について弁護士法その他の法令に基づく照会　180日
(2) 前項第１号、第２号、第３号又は第５号に定める事項に関し、保険契約者、被保険者、保険金受取人又は年金受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等から明らかである場合における、その刑事手続の結果の照会　180日
(3) 前項に定める事項についての日本国外における調査　180日

４　前２項の必要な事項の確認に際し、保険契約者、被保険者、保険金受取人又は年金受取人が正当な理由なくその確認を妨げ、又はこれに応じなかったとき（会社の指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます。）は、会社は、これによりその必要な事項の確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は保険金等は支払いません。
５　保険料の払込免除については、前４項の規定を準用します。

第６節　夫婦保険の基本契約に関する特則

（夫婦保険普通保険約款の読替え）

第48条　夫婦保険の基本契約においては、夫婦保険普通保険約款の次の規定は、保険法の施行日以後は、それぞれ次のとおり読み替えて適用します。

読替えを行う条項	読替後の規定
第24条	**（重大事由による契約の解除）** **第24条**　会社は、次のいずれかの重大事由が生じた場合には、将来に向かって基本契約を解除することができます。 ⑴　保険契約者、被保険者（被保険者が故意に死亡し、又は死亡しようとした場合は、重大事由に含みません。）又は保険金受取人が、この基本契約の死亡保険金を詐取する目的又は他人に詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をした場合。 ⑵　保険契約者、被保険者又は保険金受取人が、会社にこの基本契約の保険料を払込免除とさせる目的で事故招致（未遂を含みます。）をした場合。 ⑶　この基本契約の保険金又は保険料の払込免除の請求に関し、保険金受取人に詐欺行為（未遂を含みます。）があった場合。 ⑷　この基本契約に付加されている特約若しくは他の保険契約が重大事由によって解除され、又は保険契約者、被保険者若しくは保険金受取人が他の保険者との間で締結した保険契約若しくは共済契約がその契約の重大事由により解除されるなどにより、会社の保険契約者、被保険者又は保険金受取人に対する信頼を損ない、この基本契約を継続することを期待しえない前３号に掲げる事由と同等の重大な事由がある場合。 ２　会社は、前項各号に掲げる事由がある場合には、保険金の支払事由又は保険料の払込免除の規定に該当する事由が生じた後においても、前項の規定によりこの基本契約を解除することができます。この場合、同項各号に掲げる事由の発生時以後に生じた保険金の支払事由又は保険料の払込免除事由について、会社は、次のとおり取り扱います。 ⑴　その保険金を支払いません。また、既にその保険金の支払をしたときは、その返還を請求することができます。 ⑵　保険料を払込免除としません。また、既に保険料を払込免除としたときは、その保険料の払込みを請求することができます。 ３　第１項の規定による基本契約の解除については、前条第１項及び第２項の規定を準用します。
第25条	**（加入限度額超過による契約の解除）** **第25条**　会社は、基本契約の保険金額が、加入限度額（郵政民営化法及び同法施行令の定める被保険者１人当たりの保険金額をいいます。以下同じとします。）を超える場合（他の保険契約の保険金額その他の金額との合計額が加入限度額を超える場合を含みます。以下同じとします。）には、その超える基本契約を将来に向かって解除することができます。 ２　前項の規定による基本契約の解除については、第23条第１項及び第２項の規定を準用します。

２　夫婦保険の基本契約においては、夫婦保険普通保険約款の次の規定は、保険法の施行日以後の復活の申込み（同法の施行の際現にされている復活の申込みを含みます。）の際の告知について、それぞれ次のとおり読み替えて適用します。

読替えを行う条項	読替後の規定
第20条	**（告知義務）** **第20条**　主たる被保険者及び配偶者である被保険者は、基本契約の締結又は復活の際、保険金の支払事由又は保険料の払込免除事由の発生の可能性に関する重要な事項のうち会社所定の質問表（告知書）に掲げる質問事項について、その質問表（告知書）により告知することを要します。
第21条	**（告知義務違反による契約の解除）** **第21条**　主たる被保険者又は配偶者である被保険者が、前条の告知の際、会社所定の質問表（告知書）に掲げる質問事項について故意又は重大な過失によって事実を告げず、又は事実でないことを告げたときは、会社は、将来に向かって基本契約を解除することができます。 ２　会社は、次のいずれかの場合には、前項の規定による基本契約の解除をすることができません。 ⑴　会社が、基本契約の締結又は復活の際、解除の原因となる事実を知り、又は過失によってこれを知らなかったとき。 ⑵　保険媒介者（会社のために保険契約の締結の媒介を行うことができる者（会社のために保険契約の締結の代理を行うことができる者を除きます。）をいいます。以下この条において同じとします。）が、主たる被保険者又は配偶者である被保険者が前条の告知をすることを妨げたとき。

	(3) 保険媒介者が、主たる被保険者又は配偶者である被保険者に対し、前条の告知をしないことを勧めたとき、又は事実でないことを告げることを勧めたとき。 (4) 会社が解除の原因を知った時から１か月が経過したとき。 (5) 基本契約が責任開始の日（復活した基本契約にあっては、その復活に係る責任開始の日）から起算して２年以上継続したとき（その期間内に主たる被保険者又は配偶者である被保険者が死亡し、又は別表第２第１号に定める身体障害の状態若しくは重度障害の状態になった場合において、その者について前項の解除の原因たる事実の存するときを除きます。）。 ３　前項第２号又は第３号の場合において、それぞれに規定する保険媒介者の行為がなかったとしても、主たる被保険者又は配偶者である被保険者が、前条の告知の際、会社所定の質問表（告知書）に掲げる質問事項について、事実を告げなかったか又は事実でないことを告げたと認められるときは、基本契約を解除することができます。
第22条	**（解除の効果）** **第22条**　会社は、前条の解除の原因となる事実がある場合には、死亡保険金の支払事由又は保険料の払込免除事由が生じた後でも、基本契約を解除することができます。この場合、会社は、次のとおり取り扱います。 (1) その死亡保険金（その被保険者の死亡後基本契約の解除までに死亡した被保険者がある場合には、その被保険者の死亡による死亡保険金を含みます。以下本条において同じとします。）を支払いません。また、既にその死亡保険金の支払をしたときは、その返還を請求することができます。 (2) 保険料を払込免除としません。また、既に保険料を払込免除としたときは、その保険料の払込みを請求することができます。 ２　前項にかかわらず、保険契約者、被保険者又は死亡保険金受取人が、死亡保険金の支払事由又は保険料の払込免除事由の発生の原因がその解除の原因となった事実に基づかないことを証明したときは、その死亡保険金を支払い、又は保険料を払込免除とします。
第23条	**（解除の相手方）** **第23条**　第21条の規定による基本契約の解除は、保険契約者又はその法定代理人に対する通知により行います。 ２　前項の場合において、保険契約者若しくはその法定代理人を知ることができないとき、又はこれらの者の所在を知ることができないときその他正当な理由により保険契約者又はその法定代理人に通知できないときは、被保険者、死亡保険金受取人又はそれらの法定代理人に通知します。

３　夫婦保険の基本契約においては、保険法の施行日以後に復活の申込み（同法の施行の際現にされている復活の申込みを含みます。）があり、かつ、その申込みを承諾した場合には、夫婦保険普通保険約款の次の規定は、その申込時からそれぞれ次のとおり読み替えて適用する。

読替えを行う条項	読替後の規定
第26条	**（詐欺による取消し）** **第26条**　主たる被保険者若しくは配偶者である被保険者又は保険金受取人の詐欺により基本契約の締結又は復活が行われたときは、会社は、その基本契約又は復活を取り消すことができます。この場合、既に払い込んだ保険料は払い戻しません。
第54条	**（消滅時効の援用）** **第54条**　保険金等の支払又は保険料の払込免除を請求する権利の消滅時効が完成した場合であっても、会社は、その時効の援用を２年間はすることがありません。

（保険証券の記載事項）

第49条　夫婦保険の復活の申込みを承諾したとき（保険法の施行日以後に承諾したときに限ります。）に交付する保険証券には、夫婦保険普通保険約款に定めるところによるほか、次の事項を記載します。

(1) 会社名
(2) 主たる被保険者の氏名
(3) 配偶者である被保険者の氏名
(4) 支払事由
(5) 保険期間
(6) 保険金の額
(7) 保険料及びその払込方法
(8) 契約日
(9) 保険証券を作成した年月日

（保険金受取人による基本契約の存続）

第50条　保険契約者以外の者でこの基本契約の解約をすることができる者（以下「債権者等」といいます。）による基本契約の解約（保険法の施行日前に解約の通知を行ったものを除きます。）は、解約の通知が会社に到達した時から１か月を経過した日に効力を生じます。

２　前項の解約が通知された場合でも、通知の時において次のすべてを満たす死亡保険金受取人が、保険契約者の同意を得て、前項の期間が経過するまでの間に、その解約の通知が会社に到達した日に解約の効力が生じたとすれば会社が債権

者等に支払うべき金額を債権者等に支払い、かつ会社にその旨を通知したときは、前項の解約はその効力を生じません。
(1) 保険契約者若しくは被保険者の親族又は被保険者本人であること
(2) 保険契約者でないこと

3 死亡保険金受取人が前項の通知をしようとするときは、別表に定める必要書類を会社又は会社の指定した場所に提出してください。

4 第１項の解約の通知が会社に到達した日以後、その解約の効力が生じ又は第２項により効力が生じなくなるまでの間に、保険金の支払事由が生じ、会社が保険金を支払うべきときは、その支払うべき金額の限度で、同項の金額を債権者等に支払います。この場合、その支払うべき金額から債権者等に支払った金額を差し引いた残額を、保険金受取人に支払います。

（保険金等の支払期限等）

第51条 保険法の施行日以後に発生した保険金等（保険金、返戻金、契約者配当金その他この基本契約に基づく諸支払金をいいます。以下この条において同じとします。）の支払事由による保険金等は、夫婦保険普通保険約款に定める必要書類が会社に到着した日の翌日からその日を含めて５営業日以内に、会社又は会社の指定した場所で支払います。

2 保険金を支払うために次表の事項の確認が必要な場合において、基本契約の締結時から保険金請求時までに会社に提出された書類だけではその確認ができないときは、次のとおり確認（会社の指定した医師による診断を含みます。）を行います。この場合には、前項にかかわらず、保険金等を支払うべき期限は、前項の必要書類が会社に到着した日の翌日からその日を含めて45日を経過する日とし、会社は、保険金等を請求した者にその旨を通知します。

保険金を支払うために確認が必要な場合	確認する事項
(1) 保険金の支払事由発生の有無の確認が必要な場合	保険金の支払事由に該当する事実の有無
(2) 保険金の免責事由に該当する可能性がある場合	保険金の支払事由が発生するに至った原因
(3) 告知義務違反に該当する可能性がある場合	会社が告知を求めた事項及び告知義務違反に至った原因
(4) この約款に定める重大事由、詐欺又は不法取得目的に該当する可能性がある場合	前２号に定める事項又は保険契約者、被保険者若しくは保険金受取人の基本契約締結の目的若しくは保険金請求の意図に関する基本契約の締結時から保険金請求時までにおける事実

3 前項の確認をするため、次の特別な照会や調査が不可欠な場合には、前２項の規定にかかわらず、保険金等を支払うべき期限は、第１項の必要書類が会社に到着した日の翌日からその日を含めてそれぞれ次の各号に定める日数（当該各号のうち複数に該当する場合であっても、180日とします。）を経過する日とし、会社は、保険金等を請求した者にその旨を通知します。
(1) 前項第２号から第４号までに定める事項について弁護士法その他の法令に基づく照会　180日
(2) 前項第１号、第２号又は第４号に定める事項に関し、保険契約者、被保険者又は保険金受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等から明らかである場合における、その刑事手続の結果の照会　180日
(3) 前項に定める事項についての日本国外における調査　180日

4 前２項の必要な事項の確認に際し、保険契約者、被保険者又は保険金受取人が正当な理由なくその確認を妨げ、又はこれに応じなかったとき（会社の指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます。）は、会社は、これによりその必要な事項の確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は保険金等を支払いません。

5 保険料の払込免除については、前４項の規定を準用します。

第７節　終身年金保険付終身保険の基本契約に関する特則

（終身年金保険付終身保険普通保険約款の読替え）

第52条 終身年金保険付終身保険の基本契約においては、終身年金保険付終身保険普通保険約款の次の規定は、保険法の施行日以後は、それぞれ次のとおり読み替えて適用します。

読替えを行う条項	読替後の規定
第26条	**（重大事由による契約の解除）** **第26条** 会社は、次のいずれかの重大事由が生じた場合には、将来に向かって基本契約を解除することができます。 (1) 保険契約者、被保険者（被保険者が故意に死亡し、又は死亡しようとした場合は、重大事由に含みません。）又は保険金受取人が、この基本契約の死亡保険金を詐取する目的又は他人に詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をした場合。 (2) 保険契約者、被保険者、保険金受取人又は年金受取人が、会社にこの基本契約の保険料を払込免除とさせる目的で事故招致（未遂を含みます。）をした場合。 (3) この基本契約の保険金若しくは年金又は保険料の払込免除の請求に関し、保険金受取人又は年金受取人に詐欺行為（未遂を含みます。）があった場合。 (4) この基本契約に付加されている特約若しくは他の保険契約が重大事由によって解除され、又は保険契約者、被保険者、保険金受取人若しくは年金受取人が他の保険者との間で締結した保険契約若しくは共済契約がその契約の重大事由により解除されるなどにより、会社の保険契約者、被保険者、保険金受取人又は年金受取人に対する信頼を損ない、この基本契約を継続することを期待しえない前３号に掲げる事由と同等の重大な事由がある場合。

	２　会社は、前項各号に掲げる事由がある場合には、保険金若しくは年金の支払事由又は保険料の払込免除の規定に該当する事由が生じた後においても、前項の規定によりこの基本契約を解除することができます。この場合、同項各号に掲げる事由の発生時以後に生じた保険金若しくは年金の支払事由又は保険料の払込免除事由について、会社は、次のとおり取り扱います。 (1) その保険金又は年金を支払いません。また、既にその保険金又は年金の支払をしたときは、その返還を請求することができます。 (2) 保険料を払込免除としません。また、既に保険料を払込免除としたときは、その保険料の払込みを請求することができます。 ３　第１項の規定による基本契約の解除については、前条第１項及び第２項の規定を準用します。
第27条	**（加入限度額超過による契約の解除）** **第27条**　会社は、基本契約の死亡保険金額又は基本年金額が、加入限度額（郵政民営化法及び同法施行令の定める被保険者１人当たりの保険金額又は年金の年額をいいます。以下同じとします。）を超える場合（他の保険契約の死亡保険金額、年金額その他の金額との合計額が加入限度額を超える場合を含みます。以下同じとします。）には、その超える基本契約を将来に向かって解除することができます。 ２　前項の規定による基本契約の解除については、第25条第１項及び第２項の規定を準用します。

２　終身年金保険付終身保険の基本契約においては、終身年金保険付終身保険普通保険約款の次の規定は、保険法の施行日以後の復活の申込み（同法の施行の際現にされている復活の申込みを含みます。）の際の告知について、それぞれ次のとおり読み替えて適用します。

読替えを行う条項	読替後の規定
第22条	**（告知義務）** **第22条**　保険契約者又は被保険者は、基本契約の締結又は復活の際、保険金の支払事由又は保険料の払込免除事由の発生の可能性に関する重要な事項のうち会社所定の質問表（告知書）に掲げる質問事項について、その質問表（告知書）により告知することを要します。
第23条	**（告知義務違反による契約の解除）** **第23条**　保険契約者又は被保険者が、前条の告知の際、会社所定の質問表（告知書）に掲げる質問事項について故意又は重大な過失によって事実を告げず、又は事実でないことを告げたときは、会社は、将来に向かって基本契約を解除することができます。 ２　会社は、次のいずれかの場合には、前項の規定による基本契約の解除をすることができません。 (1) 会社が、基本契約の締結又は復活の際、解除の原因となる事実を知り、又は過失によってこれを知らなかったとき。 (2) 保険媒介者（会社のために保険契約の締結の媒介を行うことができる者（会社のために保険契約の締結の代理を行うことができる者を除きます。）をいいます。以下この条において同じとします。）が、保険契約者又は被保険者が前条の告知をすることを妨げたとき。 (3) 保険媒介者が、保険契約者又は被保険者に対し、前条の告知をしないことを勧めたとき、又は事実でないことを告げることを勧めたとき。 (4) 会社が解除の原因を知った時から１か月が経過したとき。 (5) 基本契約が責任開始の日（復活した基本契約にあっては、その復活に係る責任開始の日）から起算して２年以上継続したとき（その期間内に被保険者が別表第２第１号に定める身体障害の状態又は重度障害の状態になった場合において、その者について前項の解除の原因たる事実の存するときを除きます。）。 ３　前項第２号又は第３号の場合において、それぞれに規定する保険媒介者の行為がなかったとしても、保険契約者又は被保険者が、前条の告知の際、会社所定の質問表（告知書）に掲げる質問事項について、事実を告げなかったか又は事実でないことを告げたと認められるときは、前項の規定を適用しません。
第24条	**（解除の効果）** **第24条**　会社は、前条第１項の解除の原因となる事実がある場合には、死亡保険金の支払事由又は保険料の払込免除事由が生じた後でも、基本契約を解除することができます。この場合、会社は、次のとおり取り扱います。 (1) その死亡保険金を支払いません。また、既にその死亡保険金の支払をしたときは、その返還を請求することができます。 (2) 保険料を払込免除としません。また、既に保険料を払込免除としたときは、その保険料の払込みを請求することができます。 ２　前項の規定にかかわらず、保険契約者、被保険者又は死亡保険金受取人が、死亡保険金の支払事由又は保険料の払込免除事由の発生の原因がその解除の原因となった事実に基づかないことを証明したときは、その保険金を支払い、又は保険料を払込免除とします。
第25条	**（解除の相手方）** **第25条**　第23条の規定による基本契約の解除は、保険契約者又はその法定代理人に対する通知により行います。 ２　前項の場合において、保険契約者若しくはその法定代理人を知ることができないとき、又はこれらの者の所在を知ることができないときその他正当な理由により保険契約者又はその法定

	代理人に通知できないときは、被保険者、死亡保険金受取人又はそれらの法定代理人に通知します。

３　終身年金保険付終身保険の基本契約においては、保険法の施行日以後に復活の申込み（同法の施行の際現にされている復活の申込みを含みます。）があり、かつ、その申込みを承諾した場合には、終身年金保険付終身保険普通保険約款の次の規定は、その申込時からそれぞれ次のとおり読み替えて適用する。

読替えを行う条項	読替後の規定
第28条	**（詐欺による取消し）** **第28条**　保険契約者、被保険者、保険金受取人又は年金受取人の詐欺により基本契約の締結又は復活が行われたときは、会社は、その基本契約又は復活を取り消すことができます。この場合、既に払い込んだ保険料は払い戻しません。
第34条	**（保険金受取人の変更）** **第34条**　保険契約者は、保険金の支払事由が発生するまでは、被保険者の同意を得た上で、会社に対する通知により、保険金受取人を変更することができます。ただし、保険契約者が保険金受取人の変更をしない旨の意思を会社に対して表示しているときは、その意思表示後は、保険金受取人を変更することができません。 ２　保険契約者が前項の通知をしようとするときは、次の必要書類を会社又は会社の指定した場所に提出してください。 ⑴　会社所定の通知書 ⑵　保険契約者の印鑑証明書又は健康保険証 ⑶　保険証券 ３　第１項の通知が会社に到達した場合には、保険金受取人はその通知が発信された時に遡って変更されます。ただし、その通知が会社に到達する前に変更前の保険金受取人に保険金を支払ったときは、その支払後に変更後の保険金受取人から保険金の請求を受けても、会社はこれを支払いません。 ４　第１項に定めるほか、保険契約者は、保険金の支払事由が発生するまでは、法律上有効な遺言により、保険金受取人を変更することができます。 ５　前項の保険金受取人の変更は、被保険者の同意がなければ、その効力を生じません。 ６　前２項による保険金受取人の変更は、保険契約者が死亡した後、保険契約者の相続人が会社に通知しなければ、これを会社に対抗することができません。 ７　保険契約者の相続人が前項の通知をしようとするときは、次の必要書類を会社又は会社の指定した場所に提出してください。 ⑴　会社所定の通知書 ⑵　保険契約者の戸籍抄本 ⑶　保険契約者の遺言書 ⑷　保険証券 ８　第２項及び前項の場合において、必要書類が基本契約の締結時に既に提出されている場合その他会社が定める場合には、第２項及び前項の書類の一部の省略又はこれらの書類に代わるべき書類の提出を認めることがあります。また、会社が必要と認めた場合には、第２項及び前項の書類以外の書類の提出を求めることがあります。
第57条	**（消滅時効の援用）** **第57条**　保険金等の支払又は保険料の払込免除を請求する権利の消滅時効が完成した場合であっても、会社は、その時効の援用を２年間はすることがありません。

（保険証券の記載事項）

第53条　終身年金保険付終身保険の復活の申込みを承諾したとき（保険法の施行日以後に承諾したときに限ります。）に交付する保険証券には、終身年金保険付終身保険普通保険約款に定めるところによるほか、次の事項を記載します。

⑴　会社名
⑵　保険契約者の氏名又は名称
⑶　被保険者の氏名
⑷　保険金受取人の氏名又は名称
⑸　支払事由
⑹　保険期間
⑺　保険金の額
⑻　年金受取人の氏名
⑼　年金額
⑽　年金支払期間
⑾　保証期間
⑿　年金支払開始年齢
⒀　年金支払事由発生日
⒁　保険料及びその払込方法
⒂　契約日
⒃　保険証券を作成した年月日

（保険金受取人に関する特則）

第54条　保険法の施行の際、現に保険金受取人が指定されていない場合（指定された保険金受取人が死亡し更に保険金受取人の指定がない場合を含みます。）には、その施行の時に、保険契約者から、死亡保険金については終身年金保険付終身保険普通保険約款第16条に定める被保険者の遺族を、重度障害による死亡保険金については被保険者をそれぞれの保険金受取人とする指定があったものとみなします。

２　死亡保険金受取人が保険金の支払事由の発生以前に死亡したときにおいて、終身年金保険付終身保険普通保険約款第16条に定める死亡保険金の保険金受取人がいないときは、死亡保険金受取人の死亡時の法定相続人を死亡保険金受取人とします。

３　前項により死亡保険金受取人となった者が死亡した場合に、この者に法定相続人がいないときは、同項により死亡保険金受取人となった者のうち生存している他の死亡保険金受取人を死亡保険金受取人とします。

４　保険金受取人となった者が同じ順位に２人以上いるときは、その受取割合は均等とします。

（保険金受取人による基本契約の存続）

第55条　保険契約者以外の者でこの基本契約の解約をすることができる者（以下「債権者等」といいます。）による基本契約の解約（保険法の施行日前に解約の通知を行ったものを除きます。）は、解約の通知が会社に到達した時から１か月を経過した日に効力を生じます。

２　前項の解約が通知された場合でも、通知の時において次のすべてを満たす死亡保険金受取人が、保険契約者の同意を得て、前項の期間が経過するまでの間に、その解約の通知が会社に到達した日に解約の効力が生じたとすれば会社が債権者等に支払うべき金額を債権者等に支払い、かつ会社にその旨を通知したときは、前項の解約はその効力を生じません。

(1)　保険契約者若しくは被保険者の親族又は被保険者本人であること

(2)　保険契約者でないこと

３　死亡保険金受取人が前項の通知をしようとするときは、別表に定める必要書類を会社又は会社の指定した場所に提出してください。

４　第１項の解約の通知が会社に到達した日以後、その解約の効力が生じ又は第２項により効力が生じなくなるまでの間に、保険金又は年金の支払事由が生じ、会社が保険金又は年金を支払うべきときは、その支払うべき金額の限度で、同項の金額を債権者等に支払います。この場合、その支払うべき金額から債権者等に支払った金額を差し引いた残額を、死亡保険金受取人又は年金受取人に支払います。

（保険金等の支払期限等）

第56条　保険法の施行日以後に発生した保険金等（死亡保険金、年金、継続年金、返戻金、契約者配当金その他この基本契約に基づく諸支払金をいいます。以下この条において同じとします。）の支払事由による保険金等は、終身年金保険付終身保険普通保険約款に定める必要書類が会社に到着した日の翌日からその日を含めて５営業日以内に、会社又は会社の指定した場所で支払います。

２　保険金を支払うために次表の事項の確認が必要な場合において、基本契約の締結時から保険金請求時までに会社に提出された書類だけではその確認ができないときは、次のとおり確認（会社の指定した医師による診断を含みます。）を行います。この場合には、前項の規定にかかわらず、保険金等を支払うべき期限は、同項の必要書類が会社に到着した日の翌日からその日を含めて45日を経過する日とし、会社は、保険金等を請求した者にその旨を通知します。

保険金を支払うために確認が必要な場合	確認する事項
(1)　保険金の支払事由発生の有無の確認が必要な場合	保険金の支払事由に該当する事実の有無
(2)　保険金の免責事由に該当する可能性がある場合	保険金の支払事由が発生するに至った原因
(3)　告知義務違反に該当する可能性がある場合	会社が告知を求めた事項及び告知義務違反に至った原因
(4)　この約款に定める重大事由、詐欺又は不法取得目的に該当する可能性がある場合	前２号に定める事項又は保険契約者、被保険者若しくは保険金受取人の基本契約締結の目的若しくは保険金請求の意図に関する基本契約の締結時から保険金請求時までにおける事実

３　年金を支払うために次表の事項の確認が必要な場合において、基本契約の締結時から年金請求時までに会社に提出された書類だけではその確認ができないときは、次のとおり確認（会社の指定した医師による診断を含みます。）を行います。この場合には、第１項の規定にかかわらず、保険金等を支払うべき期限は、同項の必要書類が会社に到着した日の翌日からその日を含めて45日を経過する日とし、会社は、保険金等を請求した者にその旨を通知します。

年金を支払うために確認が必要な場合	確認する事項
この約款に定める重大事由、詐欺又は不法取得目的に該当する可能性がある場合	保険契約者、被保険者若しくは年金受取人の基本契約締結の目的又は年金請求の意図に関する基本契約の締結時から年金請求時までにおける事実

４　前２項の確認をするため、次の特別な照会や調査が不可欠な場合には、前３項の規定にかかわらず、保険金等を支払うべき期限は、第１項の必要書類が会社に到着した日の翌日からその日を含めてそれぞれ次の各号に定める日数（当該各号のうち複数に該当する場合であっても、180日とします。）を経過する日とし、会社は、保険金等を請求した者にその旨を通知します。

(1)　第２項第２号から第４号までに定める事項及び前項に定める事項について弁護士法その他の法令に基づく照会　180日

(2)　第２項第１号、第２号又は第４号に定める事項及び前項に定める事項に関し、保険契約者、被保険者、保険金受取人又は年金受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等から明らかである場合における、その刑事手続の結果の照会　180日

(3)　前２項に定める事項についての日本国外における調査　180日

５　前３項の必要な事項の確認に際し、保険契約者、被保険者、保険金受取人又は年金受取人が正当な理由なくその確認を妨げ、又はこれに応じなかったとき（会社の指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます。）は、会社は、これによりその必要な事項の確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は保険金等を支払いません。
６　保険料の払込免除については、前５項の規定を準用します。

第８節　夫婦年金保険付夫婦保険の基本契約に関する特則

（夫婦年金保険付夫婦保険普通保険約款の読替え）

第57条　夫婦年金保険付夫婦保険の基本契約においては、夫婦年金保険付夫婦保険普通保険約款の次の規定は、保険法の施行日以後は、それぞれ次のとおり読み替えて適用します。

読替えを行う条項	読替後の規定
第29条	**（重大事由による契約の解除）** **第29条**　会社は、次のいずれかの重大事由が生じた場合には、将来に向かって基本契約を解除することができます。 ⑴　保険契約者、被保険者（被保険者が故意に死亡し、又は死亡しようとした場合は、重大事由に含みません。）又は保険金受取人が、この基本契約の死亡保険金を詐取する目的又は他人に詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をした場合。 ⑵　保険契約者、被保険者、保険金受取人又は年金受取人が、会社にこの基本契約の保険料を払込免除とさせる目的で事故招致（未遂を含みます。）をした場合。 ⑶　この基本契約の保険金若しくは年金又は保険料の払込免除の請求に関し、保険金受取人又は年金受取人に詐欺行為（未遂を含みます。）があった場合。 ⑷　この基本契約に付加されている特約若しくは他の保険契約が重大事由によって解除され、又は保険契約者、被保険者、保険金受取人若しくは年金受取人が他の保険者との間で締結した保険契約若しくは共済契約がその契約の重大事由により解除されるなどにより、会社の保険契約者、被保険者、保険金受取人又は年金受取人に対する信頼を損ない、この基本契約を継続することを期待しえない前３号に掲げる事由と同等の重大な事由がある場合。 ２　会社は、前項各号に掲げる事由がある場合には、保険金若しくは年金の支払事由又は保険料の払込免除の規定に該当する事由が生じた後においても、前項の規定によりこの基本契約を解除することができます。この場合、同項各号に掲げる事由の発生時以後に生じた保険金若しくは年金の支払事由又は保険料の払込免除事由について、会社は、次のとおり取り扱います。 ⑴　その保険金又は年金を支払いません。また、既にその保険金又は年金の支払をしたときは、その返還を請求することができます。 ⑵　保険料を払込免除としません。また、既に保険料を払込免除としたときは、その保険料の払込みを請求することができます。 ３　第１項の規定による基本契約の解除については、前条第１項及び第２項の規定を準用します。
第30条	**（加入限度額超過による契約の解除）** **第30条**　会社は、基本契約の死亡保険金額又は基本年金額が、加入限度額（郵政民営化法及び同法施行令の定める被保険者１人当たりの保険金額又は年金の年額をいいます。以下同じとします。）を超える場合（他の保険契約の死亡保険金額、年金額その他の金額との合計額が加入限度額を超える場合を含みます。以下同じとします。）には、その超える基本契約を将来に向かって解除することができます。 ２　前項の規定による基本契約の解除については、第28条第１項及び第２項の規定を準用します。

２　夫婦年金保険付夫婦保険の基本契約においては、夫婦年金保険付夫婦保険普通保険約款の次の規定は、保険法の施行日以後の復活の申込み（同法の施行の際現にされている復活の申込みを含みます。）の際の告知について、それぞれ次のとおり読み替えて適用します。

読替えを行う条項	読替後の規定
第25条	**（告知義務）** **第25条**　主たる被保険者及び配偶者である被保険者は、基本契約の締結又は復活の際、保険金の支払事由又は保険料の払込免除事由の発生の可能性に関する重要な事項のうち会社所定の質問表（告知書）に掲げる質問事項について、その質問表（告知書）により告知することを要します。
第26条	**（告知義務違反による契約の解除）** **第26条**　主たる被保険者又は配偶者である被保険者が、前条の告知の際、会社所定の質問表（告知書）に掲げる質問事項について故意又は重大な過失によって事実を告げず、又は事実でないことを告げたときは、会社は、将来に向かって基本契約を解除することができます。 ２　会社は、次のいずれかの場合には、前項の規定による基本契約の解除をすることができません。 ⑴　会社が、基本契約の締結又は復活の際、解除の原因となる事実を知り、又は過失によってこれを知らなかったとき。 ⑵　保険媒介者（会社のために保険契約の締結の媒介を行うことができる者（会社のために保険契約の締結の代理を行うことができる者を除きます。）をいいます。以下この条に

	おいて同じとします。）が、主たる被保険者又は配偶者である被保険者が前条の告知をすることを妨げたとき。 (3) 保険媒介者が、主たる被保険者又は配偶者である被保険者に対し、前条の告知をしないことを勧めたとき、又は事実でないことを告げることを勧めたとき。 (4) 会社が解除の原因を知った時から１か月が経過したとき。 (5) 基本契約が責任開始の日（復活した基本契約にあっては、その復活に係る責任開始の日）から起算して２年以上継続したとき（その期間内に主たる被保険者又は配偶者である被保険者が死亡し、又は別表第２第１号に定める身体障害の状態若しくは重度障害の状態になった場合において、その者について前項の解除の原因たる事実の存するときを除きます。）。 ３　前項第２号又は第３号の場合において、それぞれに規定する保険媒介者の行為がなかったとしても、主たる被保険者又は配偶者である被保険者が、前条の告知の際、会社所定の質問表（告知書）に掲げる質問事項について、事実を告げなかったか又は事実でないことを告げたと認められるときは、前項の規定を適用しません。
第27条	**（解除の効果）** **第27条**　会社は、前条第１項の解除の原因となる事実がある場合には、死亡保険金の支払事由又は保険料の払込免除事由が生じた後でも、基本契約を解除することができます。この場合、会社は、次のとおり取り扱います。 (1) その死亡保険金（その被保険者の死亡後基本契約の解除までに死亡した被保険者がある場合には、その被保険者の死亡による死亡保険金を含みます。以下本条において同じとします。）を支払いません。また、既にその死亡保険金の支払をしたときは、その返還を請求することができます。 (2) 保険料を払込免除としません。また、既に保険料を払込免除としたときは、その保険料の払込みを請求することができます。 ２　前項の規定にかかわらず、保険契約者、被保険者又は死亡保険金受取人が、死亡保険金の支払事由又は保険料の払込免除事由の発生の原因がその解除の原因となった事実に基づかないことを証明したときは、その死亡保険金を支払い、又は保険料を払込免除とします。
第28条	**（解除の相手方）** **第28条**　第26条の規定による基本契約の解除は、保険契約者又はその法定代理人に対する通知により行います。 ２　前項の場合において、保険契約者若しくはその法定代理人を知ることができないとき、又はこれらの者の所在を知ることができないときその他正当な理由により保険契約者又はその法定代理人に通知できないときは、被保険者、死亡保険金受取人又はそれらの法定代理人に通知します。

３　夫婦年金保険付夫婦保険の基本契約においては、保険法の施行日以後に復活の申込み（同法の施行の際現にされている復活の申込みを含みます。）があり、かつ、その申込みを承諾した場合には、夫婦年金保険付夫婦保険普通保険約款の次の規定は、その申込時からそれぞれ次のとおり読み替えて適用する。

読替えを行う条項	読替後の規定
第31条	**（詐欺による取消し）** **第31条**　主たる被保険者、配偶者である被保険者、保険金受取人又は年金受取人の詐欺により基本契約の締結又は復活が行われたときは、会社は、その基本契約又は復活を取り消すことができます。この場合、既に払い込んだ保険料は払い戻しません。
第60条	**（消滅時効の援用）** **第60条**　保険金等の支払又は保険料の払込免除を請求する権利の消滅時効が完成した場合であっても、会社は、その時効の援用を２年間はすることがありません。

（保険証券の記載事項）

第58条　夫婦年金保険付夫婦保険の復活の申込みを承諾したとき（保険法の施行日以後に承諾したときに限ります。）に交付する保険証券には、夫婦年金保険付夫婦保険普通保険約款に定めるところによるほか、次の事項を記載します。

(1) 会社名
(2) 保険契約者の氏名
(3) 被保険者の氏名
(4) 保険金受取人の氏名
(5) 支払事由
(6) 保険期間
(7) 保険金の額
(8) 年金受取人の氏名
(9) 年金額
(10) 年金支払期間
(11) 保証期間
(12) 年金支払開始年齢
(13) 年金支払事由発生日

(14) 保険料及びその払込方法
(15) 契約日
(16) 保険証券を作成した年月日

（保険金受取人による基本契約の存続）

第59条 保険契約者以外の者でこの基本契約の解約をすることができる者（以下「債権者等」といいます。）による基本契約の解約（保険法の施行日前に解約の通知を行ったものを除きます。）は、解約の通知が会社に到達した時から１か月を経過した日に効力を生じます。

２ 前項の解約が通知された場合でも、通知の時において次のすべてを満たす死亡保険金受取人が、保険契約者の同意を得て、前項の期間が経過するまでの間に、その解約の通知が会社に到達した日に解約の効力が生じたとすれば会社が債権者等に支払うべき金額を債権者等に支払い、かつ会社にその旨を通知したときは、前項の解約はその効力を生じません。
(1) 保険契約者若しくは被保険者の親族又は被保険者本人であること
(2) 保険契約者でないこと

３ 死亡保険金受取人が前項の通知をしようとするときは、別表に定める必要書類を会社又は会社の指定した場所に提出してください。

４ 第１項の解約の通知が会社に到達した日以後、その解約の効力が生じ又は第２項により効力が生じなくなるまでの間に、保険金又は年金の支払事由が生じ、会社が保険金又は年金を支払うべきときは、その支払うべき金額の限度で、同項の金額を債権者等に支払います。この場合、その支払うべき金額から債権者等に支払った金額を差し引いた残額を、死亡保険金受取人又は年金受取人に支払います。

（保険金等の支払期限等）

第60条 保険法の施行日以後に発生した保険金等（死亡保険金、年金、継続年金、返戻金、契約者配当金その他この基本契約に基づく諸支払金をいいます。以下この条において同じとします。）の支払事由による保険金等は、夫婦年金保険付夫婦保険普通保険約款に定める必要書類が会社に到着した日の翌日からその日を含めて５営業日以内に、会社又は会社の指定した場所で支払います。

２ 保険金を支払うために次表の事項の確認が必要な場合において、基本契約の締結時から保険金請求時までに会社に提出された書類だけではその確認ができないときは、次のとおり確認（会社の指定した医師による診断を含みます。）を行います。この場合には、前項の規定にかかわらず、保険金等を支払うべき期限は、同項の必要書類が会社に到着した日の翌日からその日を含めて45日を経過する日とし、会社は、保険金等を請求した者にその旨を通知します。

保険金を支払うために確認が必要な場合	確認する事項
(1) 保険金の支払事由発生の有無の確認が必要な場合	保険金の支払事由に該当する事実の有無
(2) 保険金の免責事由に該当する可能性がある場合	保険金の支払事由が発生するに至った原因
(3) 告知義務違反に該当する可能性がある場合	会社が告知を求めた事項及び告知義務違反に至った原因
(4) この約款に定める重大事由、詐欺又は不法取得目的に該当する可能性がある場合	前２号に定める事項又は保険契約者、被保険者若しくは保険金受取人の基本契約締結の目的若しくは保険金請求の意図に関する基本契約の締結時から保険金請求時までにおける事実

３ 年金を支払うために次表の事項の確認が必要な場合において、基本契約の締結時から年金請求時までに会社に提出された書類だけではその確認ができないときは、次のとおり確認（会社の指定した医師による診断を含みます。）を行います。この場合には、第１項の規定にかかわらず、保険金等を支払うべき期限は、同項の必要書類が会社に到着した日の翌日からその日を含めて45日を経過する日とし、会社は、保険金等を請求した者にその旨を通知します。

年金を支払うために確認が必要な場合	確認する事項
この約款に定める重大事由、詐欺又は不法取得目的に該当する可能性がある場合	保険契約者、被保険者若しくは年金受取人の基本契約締結の目的又は年金請求の意図に関する基本契約の締結時から年金請求時までにおける事実

４ 前２項の確認をするため、次の特別な照会や調査が不可欠な場合には、前３項の規定にかかわらず、保険金等を支払うべき期限は、第１項の必要書類が会社に到着した日の翌日からその日を含めてそれぞれ次の各号に定める日数（当該各号のうち複数に該当する場合であっても、180日とします。）を経過する日とし、会社は、保険金等を請求した者にその旨を通知します。
(1) 第２項第２号から第４号までに定める事項及び前項に定める事項について弁護士法その他の法令に基づく照会　180日
(2) 第２項第１号、第２号又は第４号に定める事項及び前項に定める事項に関し、保険契約者、被保険者、保険金受取人又は年金受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等から明らかである場合における、その刑事手続の結果の照会　180日
(3) 前２項に定める事項についての日本国外における調査　180日

５ 前３項の必要な事項の確認に際し、保険契約者、被保険者、保険金受取人又は年金受取人が正当な理由なくその確認を妨げ、又はこれに応じなかったとき（会社の指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます。）は、会社は、これによりその必要な事項の確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は保険金等を支払いません。

６ 保険料の払込免除については、前５項の規定を準用します。

第９節　終身年金保険の基本契約に関する特則

第１款　即時終身年金保険の基本契約に関する特則

（終身年金保険普通保険約款の読替え）

第61条　即時終身年金保険の基本契約においては、終身年金保険普通保険約款の次の規定は、保険法の施行日以後は、それぞれ次のとおり読み替えて適用します。

読替えを行う条項	読替後の規定
第16条	**（重大事由による契約の解除）** **第16条**　会社は、次のいずれかの重大事由が生じた場合には、将来に向かって基本契約を解除することができます。 (1)　この基本契約の年金の請求に関し、年金受取人に詐欺行為（未遂を含みます。）があった場合。 (2)　この基本契約に付加されている特約若しくは他の保険契約が重大事由によって解除され、又は保険契約者、被保険者若しくは年金受取人が他の保険者との間で締結した保険契約若しくは共済契約がその契約の重大事由により解除されるなどにより、会社の保険契約者、被保険者又は年金受取人に対する信頼を損ない、この基本契約を継続することを期待しえない前号に掲げる事由と同等の重大な事由がある場合。 ２　会社は、前項各号に掲げる事由がある場合には、年金の支払事由が生じた後においても、前項の規定によりこの基本契約を解除することができます。この場合、同項各号に掲げる事由の発生時以後に生じた年金の支払事由について、会社は、その年金を支払いません。また、既にその年金の支払をしたときは、その返還を請求することができます。 ３　第１項の規定による基本契約の解除は、保険契約者又はその法定代理人に対する通知により行います。 ４　前項の場合において、保険契約者若しくはその法定代理人を知ることができないとき、又はこれらの者の所在を知ることができないときその他正当な理由により保険契約者又はその法定代理人に通知できないときは、被保険者、年金受取人又はそれらの法定代理人に通知します。
第17条	**（加入限度額超過による契約の解除）** **第17条**　会社は、基本契約の基本年金額が、加入限度額（郵政民営化法及び同法施行令の定める被保険者１人当たりの年金の年額をいいます。以下同じとします。）を超える場合（他の保険契約の年金額その他の金額との合計額が加入限度額を超える場合を含みます。以下同じとします。）には、その超える基本契約を将来に向かって解除することができます。 ２　前項の規定による基本契約の解除については、前条第３項及び第４項の規定を準用します。

（年金等の支払期限等）

第62条　保険法の施行日以後に発生した年金等（年金、継続年金、返戻金、契約者配当金その他この基本契約に基づく諸支払金をいいます。以下この条において同じとします。）の支払事由による年金等は、終身年金保険普通保険約款に定める必要書類が会社に到着した日の翌日からその日を含めて５営業日以内に、会社又は会社の指定した場所で支払います。

２　年金を支払うために次表の事項の確認が必要な場合において、基本契約の締結時から年金請求時までに会社に提出された書類だけではその確認ができないときは、次のとおり確認（会社の指定した医師による診断を含みます。）を行います。この場合には、前項にかかわらず、年金等を支払うべき期限は、前項の必要書類が会社に到着した日の翌日からその日を含めて45日を経過する日とし、会社は、年金等を請求した者にその旨を通知します。

年金を支払うために確認が必要な場合	確認する事項
この約款に定める重大事由に該当する可能性がある場合	保険契約者、被保険者若しくは年金受取人の基本契約締結の目的又は年金請求の意図に関する基本契約の締結時から年金請求時までにおける事実

３　前項の確認をするため、次の特別な照会や調査が不可欠な場合には、前２項の規定にかかわらず、年金等を支払うべき期限は、第１項の必要書類が会社に到着した日の翌日からその日を含めてそれぞれ次の各号に定める日数（当該各号のうち複数に該当する場合であっても、180日とします。）を経過する日とし、会社は、年金等を請求した者にその旨を通知します。

(1)　前項に定める事項について弁護士法その他の法令に基づく照会　180日

(2)　前項に定める事項に関し、保険契約者、被保険者又は年金受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等から明らかである場合における、その刑事手続の結果の照会　180日

(3)　前項に定める事項についての日本国外における調査　180日

４　前２項の必要な事項の確認に際し、保険契約者、被保険者又は年金受取人が正当な理由なくその確認を妨げ、又はこれに応じなかったとき（会社の指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます。）は、会社は、これによりその必要な事項の確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は年金等を支払いません。

第２款　据置終身年金保険の基本契約に関する特則

（終身年金保険普通保険約款の読替え）

第63条　据置終身年金保険の基本契約においては、終身年金保険普通保険約款の次の規定は、保険法の施行日以後は、それぞれ次のとおり読み替えて適用します。

読替えを行う条項	読替後の規定
第16条	**（重大事由による契約の解除）** **第16条**　会社は、次のいずれかの重大事由が生じた場合には、将来に向かって基本契約を解除することができます。 ⑴　この基本契約の年金の請求に関し、年金受取人に詐欺行為（未遂を含みます。）があった場合。 ⑵　この基本契約に付加されている特約若しくは他の保険契約が重大事由によって解除され、又は保険契約者、被保険者若しくは年金受取人が他の保険者との間で締結した保険契約若しくは共済契約がその契約の重大事由により解除されるなどにより、会社の保険契約者、被保険者又は年金受取人に対する信頼を損ない、この基本契約を継続することを期待しえない前号に掲げる事由と同等の重大な事由がある場合。 ２　会社は、前項各号に掲げる事由がある場合には、年金の支払事由が生じた後においても、前項の規定によりこの基本契約を解除することができます。この場合、同項各号に掲げる事由の発生時以後に生じた年金の支払事由について、会社は、その年金を支払いません。また、既にその年金の支払をしたときは、その返還を請求することができます。 ３　第１項の規定による基本契約の解除は、保険契約者又はその法定代理人に対する通知により行います。 ４　前項の場合において、保険契約者若しくはその法定代理人を知ることができないとき、又はこれらの者の所在を知ることができないときその他正当な理由により保険契約者又はその法定代理人に通知できないときは、第１項による基本契約の解除は、被保険者、年金受取人又はそれらの法定代理人に対する通知により行います。
第17条	**（加入限度額超過による契約の解除）** **第17条**　会社は、基本契約の基本年金額が、加入限度額（郵政民営化法及び同法施行令の定める被保険者１人当たりの年金の年額をいいます。以下同じとします。）を超える場合（他の保険契約の年金額その他の金額との合計額が加入限度額を超える場合を含みます。以下同じとします。）には、その超える基本契約を将来に向かって解除することができます。 ２　前項の規定による基本契約の解除については、前条第３項及び第４項の規定を準用します。

２　据置終身年金保険の基本契約においては、保険法の施行日以後に復活の申込み（同法の施行の際現にされている復活の申込みを含みます。）があり、かつ、その申込みを承諾した場合には、終身年金保険普通保険約款の次の規定は、その申込時からそれぞれ次のとおり読み替えて適用する。

読替えを行う条項	読替後の規定
第44条	**（消滅時効の援用）** **第44条**　年金等の支払を請求する権利の消滅時効が完成した場合であっても、会社は、その時効の援用を２年間はすることがありません。

（保険証券の記載事項）

第64条　据置終身年金保険の復活の申込みを承諾したとき（保険法の施行日以後に承諾したときに限ります。）に交付する保険証券には、終身年金保険普通保険約款に定めるところによるほか、次の事項を記載します。

⑴　会社名
⑵　保険契約者の氏名又は名称
⑶　被保険者の氏名
⑷　年金受取人の氏名
⑸　支払事由
⑹　年金額
⑺　年金支払期間
⑻　保証期間
⑼　年金支払開始年齢
⑽　年金支払事由発生日
⑾　保険料およびその払込方法
⑿　契約日
⒀　保険証券を作成した年月日

（詐欺による取消し）

第65条　保険契約者、被保険者又は年金受取人の詐欺により基本契約の締結又は復活が行われたときは、会社は、その基本契約を取り消すことができます。この場合、既に払い込んだ保険料は払い戻しません。

（年金等の支払期限等）

第66条　保険法の施行日以後に発生した年金等（年金、継続年金、返戻金、契約者配当金その他この基本契約に基づく諸支払金をいいます。以下この条において同じとします。）の支払事由による年金等は、終身年金保険普通保険約款に

定める必要書類が会社に到着した日の翌日からその日を含めて５営業日以内に、会社又は会社の指定した場所で支払います。

２　年金を支払うために次表の事項の確認が必要な場合において、基本契約の締結時から年金請求時までに会社に提出された書類だけではその確認ができないときは、次のとおり確認（会社の指定した医師による診断を含みます。）を行います。この場合には、前項にかかわらず、年金等を支払うべき期限は、前項の必要書類が会社に到着した日の翌日からその日を含めて45日を経過する日とし、会社は、年金等を請求した者にその旨を通知します。

年金を支払うために確認が必要な場合	確認する事項
この約款に定める重大事由又は詐欺に該当する可能性がある場合	保険契約者、被保険者若しくは年金受取人の基本契約締結の目的又は年金請求の意図に関する基本契約の締結時から年金請求時までにおける事実

３　前項の確認をするため、次の特別な照会や調査が不可欠な場合には、前２項の規定にかかわらず、年金等を支払うべき期限は、第１項の必要書類が会社に到着した日の翌日からその日を含めてそれぞれ次の各号に定める日数（当該各号のうち複数に該当する場合であっても、180日とします。）を経過する日とし、会社は、年金等を請求した者にその旨を通知します。

(1)　前項に定める事項について弁護士法その他の法令に基づく照会　180日

(2)　前項に定める事項に関し、保険契約者、被保険者又は年金受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等から明らかである場合における、その刑事手続の結果の照会　180日

(3)　前項に定める事項についての日本国外における調査　180日

４　前２項の必要な事項の確認に際し、保険契約者、被保険者又は年金受取人が正当な理由なくその確認を妨げ、又はこれに応じなかったとき（会社の指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます。）は、会社は、これによりその必要な事項の確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は年金等を支払いません。

第10節　介護割増年金付終身年金保険の基本契約に関する特則

（介護割増年金付終身年金保険普通保険約款の読替え）

第67条　介護割増年金付終身年金保険の基本契約においては、介護割増年金付終身年金保険普通保険約款の次の規定は、保険法の施行日以後は、それぞれ次のとおり読み替えて適用します。

読替えを行う条項	読替後の規定
第22条	**（重大事由による契約の解除）** **第22条**　会社は、次のいずれかの重大事由が生じた場合には、将来に向かって基本契約を解除することができます。 (1)　保険契約者、被保険者又は年金受取人が、この基本契約の介護割増年金を詐取する目的又は他人に詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をした場合。 (2)　保険契約者、被保険者又は年金受取人が、会社にこの基本契約の保険料を払込免除とさせる目的で事故招致（未遂を含みます。）をした場合。 (3)　この基本契約の年金若しくは介護割増年金又は保険料の払込免除の請求に関し、年金受取人に詐欺行為（未遂を含みます。）があった場合。 (4)　この基本契約に付加されている特約若しくは他の保険契約が重大事由によって解除され、又は保険契約者、被保険者若しくは年金受取人が他の保険者との間で締結した保険契約若しくは共済契約がその契約の重大事由により解除されるなどにより、会社の保険契約者、被保険者又は年金受取人に対する信頼を損ない、この基本契約を継続することを期待しえない前３号に掲げる事由と同等の重大な事由がある場合。 ２　会社は、前項各号に掲げる事由がある場合には、年金若しくは介護割増年金の支払事由又は保険料の払込免除の規定に該当する事由が生じた後においても、前項の規定によりこの基本契約を解除することができます。この場合、同項各号に掲げる事由の発生時以後に生じた年金若しくは介護割増年金の支払事由又は保険料の払込免除事由について、会社は、次のとおり取り扱います。 (1)　その年金若しくは介護割増年金を支払いません。また、既にその年金若しくは介護割増年金の支払をしたときは、その返還を請求することができます。 (2)　保険料を払込免除としません。また、既に保険料を払込免除としたときは、その保険料の払込みを請求することができます。 ３　第１項の規定による基本契約の解除については、前条第１項及び第２項の規定を準用します。
第23条	**（加入限度額超過による契約の解除）** **第23条**　会社は、基本契約の基本年金（年金のうち積増年金に係る部分を除いたものをいいます。以下同じとします。）額が、加入限度額（郵政民営化法及び同法施行令の定める被保険者１人当たりの年金の年額をいいます。以下同じとします。）を超える場合（他の保険契約の年金額その他の金額との合計額が加入限度額を超える場合を含みます。以下同じとします。）には、その超える基本契約を将来に向かって解除することができます。 ２　前項の規定による基本契約の解除については、第21条第１項及び第２項の規定を準用します。

２　介護割増年金付終身年金保険の基本契約においては、介護割増年金付終身年金保険普通保険約款の次の規定は、保険法の施行日以後の復活の申込み（同法の施行の際現にされている復活の申込みを含みます。）の際の告知について、それぞれ次のとおり読み替えて適用します。

読替えを行う条項	読替後の規定
第18条	**（告知義務）** **第18条**　保険契約者又は被保険者は、基本契約の締結又は復活の際、介護割増年金の支払事由又は保険料の払込免除事由の発生の可能性に関する重要な事項のうち会社所定の質問表（告知書）に掲げる質問事項について、その質問表（告知書）により告知することを要します。
第19条	**（告知義務違反による契約の解除）** **第19条**　保険契約者又は被保険者が、前条の告知の際、会社所定の質問表（告知書）に掲げる質問事項について故意又は重大な過失によって事実を告げず、又は事実でないことを告げたときは、会社は、将来に向かって基本契約を解除することができます。 ２　会社は、次のいずれかの場合には、前項の規定による基本契約の解除をすることができません。 ⑴　会社が、基本契約の締結又は復活の際、解除の原因となる事実を知り、又は過失によってこれを知らなかったとき。 ⑵　保険媒介者（会社のために保険契約の締結の媒介を行うことができる者（会社のために保険契約の締結の代理を行うことができる者を除きます。）をいいます。以下この条において同じとします。）が、保険契約者又は被保険者が前条の告知をすることを妨げたとき。 ⑶　保険媒介者が、保険契約者又は被保険者に対し、前条の告知をしないことを勧めたとき、又は事実でないことを告げることを勧めたとき。 ⑷　会社が解除の原因を知った時から１か月が経過したとき。 ⑸　基本契約が責任開始の日（復活した基本契約にあっては、その復活に係る責任開始の日）から起算して２年以上継続したとき（その期間内に被保険者の特定要介護状態が180日継続した場合において、その者について第１項の解除の原因たる事実の存するときを除きます。）。 ３　前項第２号又は第３号の場合において、それぞれに規定する保険媒介者の行為がなかったとしても、保険契約者又は被保険者が、前条の告知の際、会社所定の質問表（告知書）に掲げる質問事項について、事実を告げなかったか又は事実でないことを告げたと認められるときは、前項の規定を適用しません。
第20条	**（解除の効果）** **第20条**　会社は、前条第１項の解除の原因となる事実がある場合には、介護割増年金の支払事由又は保険料の払込免除の規定に該当する事由が生じた後でも、基本契約を解除することができます。この場合、会社は、次のとおり取り扱います。 ⑴　その介護割増年金を支払いません。また、既にその介護割増年金の支払をしたときは、その返還を請求することができます。 ⑵　保険料を払込免除としません。また、既に保険料を払込免除としたときは、その保険料の払込みを請求することができます。 ２　前項の規定にかかわらず、保険契約者、被保険者又は年金受取人が、介護割増年金の支払事由又は保険料の払込免除事由の発生の原因がその解除の原因となった事実に基づかないことを証明したときは、その介護割増年金を支払い、又は保険料を払込免除とします。
第21条	**（解除の相手方）** **第21条**　第19条の規定による基本契約の解除は、保険契約者又はその法定代理人に対する通知により行います。 ２　前項の場合において、保険契約者若しくはその法定代理人を知ることができないとき、又はこれらの者の所在を知ることができないときその他正当な理由により保険契約者又はその法定代理人に通知できないときは、被保険者、年金受取人又はそれらの法定代理人に通知します。

３　介護割増年金付終身年金保険の基本契約においては、保険法の施行日以後に復活の申込み（同法の施行の際現にされている復活の申込みを含みます。）があり、かつ、その申込みを承諾した場合には、介護割増年金付終身年金保険普通保険約款の次の規定は、その申込時からそれぞれ次のとおり読み替えて適用する。

読替えを行う条項	読替後の規定
第24条	**（詐欺による取消し）** **第24条**　保険契約者、被保険者又は年金受取人の詐欺により基本契約の締結又は復活が行われたときは、会社は、その基本契約又は復活を取り消すことができます。この場合、既に払い込んだ保険料は払い戻しません。
第51条	**（消滅時効の援用）** **第51条**　年金等の支払又は保険料の払込免除を請求する権利の消滅時効が完成した場合であっても、会社は、その時効の援用を２年間はすることがありません。

（保険証券の記載事項）

第68条　介護割増年金付終身年金保険の復活の申込みを承諾したとき（保険法の施行日以後に承諾したときに限ります。）に交付する保険証券には、介護割増年金付終身年金保険普通保険約款に定めるところによるほか、次の事項を記載します。

⑴　会社名

⑵　保険契約者の氏名又は名称

(3) 被保険者の氏名
(4) 年金受取人の氏名
(5) 支払事由
(6) 年金額
(7) 年金支払期間
(8) 保証期間
(9) 年金支払開始年齢
(10) 年金支払事由発生日
(11) 保険料およびその払込方法
(12) 契約日
(13) 保険証券を作成した年月日

（年金受取人による基本契約の存続）

第69条 保険契約者以外の者でこの基本契約の解約をすることができる者（以下「債権者等」といいます。）による基本契約の解約（保険法の施行日前に解約の通知を行ったものを除きます。）は、解約の通知が会社に到達した時から１か月を経過した日に効力を生じます。

２ 前項の解約が通知された場合でも、通知の時において次のすべてを満たす年金受取人が、保険契約者の同意を得て、前項の期間が経過するまでの間に、その解約の通知が会社に到達した日に解約の効力が生じたとすれば会社が債権者等に支払うべき金額を債権者等に支払い、かつ会社にその旨を通知したときは、前項の解約はその効力を生じません。
(1) 保険契約者若しくは被保険者の親族又は被保険者本人であること
(2) 保険契約者でないこと

３ 年金受取人が前項の通知をしようとするときは、別表に定める必要書類を会社又は会社の指定した場所に提出してください。

４ 第１項の解約の通知が会社に到達した日以後、その解約の効力が生じ又は第２項により効力が生じなくなるまでの間に、年金の支払事由が生じ、会社が年金を支払うべきときは、その支払うべき金額の限度で、同項の金額を債権者等に支払います。この場合、その支払うべき金額から債権者等に支払った金額を差し引いた残額を、年金受取人に支払います。

５ 前項の支払事由が年金に係るものであり、その年金の額が第２項の金額よりも少ない場合には、第２項の年金受取人が債権者等に支払う金額は、第２項の金額から、その年金の額を差し引いた金額とします。

（年金等の支払期限等）

第70条 保険法の施行日以後に発生した年金等（年金、介護割増年金、継続年金、返戻金、契約者配当金その他この基本契約に基づく諸支払金をいいます。以下この条において同じとします。）の支払事由による年金等は、介護割増年金付終身年金保険普通保険約款に定める必要書類が会社に到着した日の翌日からその日を含めて５営業日以内に、会社又は会社の指定した場所で支払います。

２ 年金又は介護割増年金を支払うために次表の事項の確認（年金にあっては第４号の確認に限ります。）が必要な場合において、基本契約の締結時から年金又は介護割増年金の請求時までに会社に提出された書類だけではその確認ができないときは、次のとおり確認（会社の指定した医師による診断を含みます。）を行います。この場合には、前項にかかわらず、年金等を支払うべき期限は、前項の必要書類が会社に到着した日の翌日からその日を含めて45日を経過する日とし、会社は、年金等を請求した者にその旨を通知します。

年金又は介護割増年金を支払うために確認が必要な場合	確認する事項
(1) 介護割増年金の支払事由発生の有無の確認が必要な場合	介護割増年金付終身年金保険普通保険約款第11条所定の支払事由に該当する事実の有無
(2) 介護割増年金の免責事由に該当する可能性がある場合	介護割増年金の支払事由が発生するに至った原因
(3) 告知義務違反に該当する可能性がある場合	会社が告知を求めた事項及び告知義務違反に至った原因
(4) この約款に定める重大事由、詐欺又は不法取得目的に該当する可能性がある場合	前２号に定める事項又は保険契約者、被保険者若しくは年金受取人の基本契約締結の目的若しくは年金若しくは介護割増年金の請求の意図に関する基本契約の締結時から年金若しくは介護割増年金の請求時までにおける事実

３ 前項の確認をするため、次の特別な照会や調査が不可欠な場合には、前２項の規定にかかわらず、年金等を支払うべき期限は、第１項の必要書類が会社に到着した日の翌日からその日を含めてそれぞれ次の各号に定める日数（当該各号のうち複数に該当する場合であっても、180日とします。）を経過する日とし、会社は、年金等を請求した者にその旨を通知します。
(1) 前項第２号から第４号までに定める事項について弁護士法その他の法令に基づく照会　180日
(2) 前項第１号、第２号又は第４号に定める事項に関し、保険契約者、被保険者又は年金受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等から明らかである場合における、その刑事手続の結果の照会　180日
(3) 前項に定める事項についての日本国外における調査　180日

４ 前２項の必要な事項の確認に際し、保険契約者、被保険者又は年金受取人が正当な理由なくその確認を妨げ、又はこれに応じなかったとき（会社の指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます。）は、会社は、これによりその必要な事項の確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は年金等の支払は行いません。

５ 保険料の払込免除の規定は、前４項の規定を準用します。

第11節　定期年金保険の基本契約に関する特則

第１款　即時定期年金保険の基本契約に関する特則

（定期年金保険普通保険約款の読替え）

第71条　即時定期年金保険の基本契約においては、定期年金保険普通保険約款の次の規定は、保険法の施行日以後は、それぞれ次のとおり読み替えて適用します。

読替えを行う条項	読替後の規定
第13条	**（重大事由による契約の解除）** **第13条**　会社は、次のいずれかの重大事由が生じた場合には、将来に向かって基本契約を解除することができます。 ⑴　この基本契約の年金の請求に関し、年金受取人に詐欺行為（未遂を含みます。）があった場合。 ⑵　この基本契約に付加されている特約若しくは他の保険契約が重大事由によって解除され、又は保険契約者、被保険者若しくは年金受取人が他の保険者との間で締結した保険契約若しくは共済契約がその契約の重大事由により解除されるなどにより、会社の保険契約者、被保険者又は年金受取人に対する信頼を損ない、この基本契約を継続することを期待しえない前号に掲げる事由と同等の重大な事由がある場合。 ２　会社は、前項各号に掲げる事由がある場合には、年金の支払事由が生じた後においても、前項の規定によりこの基本契約を解除することができます。この場合、同項各号に掲げる事由の発生時以後に生じた年金の支払事由について、会社は、その年金を支払いません。また、既にその年金の支払をしたときは、その返還を請求することができます。 ３　第１項の規定による基本契約の解除は、保険契約者又はその法定代理人に対する通知により行います。 ４　前項の場合において、保険契約者若しくはその法定代理人を知ることができないとき、又はこれらの者の所在を知ることができないときその他正当な理由により保険契約者又はその法定代理人に通知できないときは、第１項による基本契約の解除は、被保険者、年金受取人又はそれらの法定代理人に対する通知により行います。
第14条	**（加入限度額超過による契約の解除）** **第14条**　会社は、基本契約の年金額が、加入限度額（郵政民営化法及び同法施行令の定める被保険者１人当たりの年金の年額をいいます。以下同じとします。）を超える場合（他の保険契約の年金額その他の金額との合計額が加入限度額を超える場合を含みます。以下同じとします。）には、その超える基本契約を将来に向かって解除することができます。 ２　前項の規定による基本契約の解除については、前条第３項及び第４項の規定を準用します。

（年金等の支払期限等）

第72条　保険法の施行日以後に発生した年金等（年金、返戻金、契約者配当金その他この基本契約に基づく諸支払金をいいます。以下この条において同じとします。）の支払事由による年金等は、定期年金保険普通保険約款に定める必要書類が会社に到着した日の翌日からその日を含めて５営業日以内に、会社又は会社の指定した場所で支払います。

２　年金を支払うために次表の事項の確認が必要な場合において、基本契約の締結時から年金請求時までに会社に提出された書類だけではその確認ができないときは、次のとおり確認（会社の指定した医師による診断を含みます。）を行います。この場合には、前項にかかわらず、年金等を支払うべき期限は、前項の必要書類が会社に到着した日の翌日からその日を含めて45日を経過する日とし、会社は、年金等を請求した者にその旨を通知します。

年金を支払うために確認が必要な場合	確認する事項
この約款に定める重大事由に該当する可能性がある場合	保険契約者、被保険者若しくは年金受取人の基本契約締結の目的又は年金請求の意図に関する基本契約の締結時から年金請求時までにおける事実

３　前項の確認をするため、次の特別な照会や調査が不可欠な場合には、前２項の規定にかかわらず、年金等を支払うべき期限は、第１項の必要書類が会社に到着した日の翌日からその日を含めてそれぞれ次の各号に定める日数（当該各号のうち複数に該当する場合であっても、180日とします。）を経過する日とし、会社は、年金等を請求した者にその旨を通知します。

⑴　前項に定める事項について弁護士法その他の法令に基づく照会　180日

⑵　前項に定める事項に関し、保険契約者、被保険者又は年金受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等から明らかである場合における、その刑事手続の結果の照会　180日

⑶　前項に定める事項についての日本国外における調査　180日

４　前２項の必要な事項の確認に際し、保険契約者、被保険者又は年金受取人が正当な理由なくその確認を妨げ、又はこれに応じなかったとき（会社の指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます。）は、会社は、これによりその必要な事項の確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は年金等を支払いません。

第２款　据置定期年金保険の基本契約に関する特則

（定期年金保険普通保険約款の読替え）

第73条　据置定期年金保険の基本契約においては、定期年金保険普通保険約款の次の規定は、保険法の施行日以後は、それぞれ次のとおり読み替えて適用します。

読替えを行う条項	読替後の規定
第13条	**（重大事由による契約の解除）** **第13条**　会社は、次のいずれかの重大事由が生じた場合には、将来に向かって基本契約を解除することができます。 (1)　この基本契約の年金の請求に関し、年金受取人に詐欺行為（未遂を含みます。）があった場合。 (2)　この基本契約に付加されている特約若しくは他の保険契約が重大事由によって解除され、又は保険契約者、被保険者若しくは年金受取人が他の保険者との間で締結した保険契約若しくは共済契約がその契約の重大事由により解除されるなどにより、会社の保険契約者、被保険者又は年金受取人に対する信頼を損ない、この基本契約を継続することを期待しえない前号に掲げる事由と同等の重大な事由がある場合。 ２　会社は、前項各号に掲げる事由がある場合には、年金の支払事由が生じた後においても、前項の規定によりこの基本契約を解除することができます。この場合、同項各号に掲げる事由の発生時以後に生じた年金の支払事由について、会社は、その年金を支払いません。また、既にその年金の支払をしたときは、その返還を請求することができます。 ３　第１項の規定による基本契約の解除は、保険契約者又はその法定代理人に対する通知により行います。 ４　前項の場合において、保険契約者若しくはその法定代理人を知ることができないとき、又はこれらの者の所在を知ることができないときその他正当な理由により保険契約者又はその法定代理人に通知できないときは、第１項による基本契約の解除は、被保険者、年金受取人又はそれらの法定代理人に対する通知により行います。
第14条	**（加入限度額超過による契約の解除）** **第14条**　会社は、基本契約の年金額が、加入限度額（郵政民営化法及び同法施行令の定める被保険者１人当たりの年金の年額をいいます。以下同じとします。）を超える場合（他の保険契約の年金額その他の金額との合計額が加入限度額を超える場合を含みます。以下同じとします。）には、その超える基本契約を将来に向かって解除することができます。 ２　前項の規定による基本契約の解除については、前条第３項及び第４項の規定を準用します。

２　据置定期年金保険の基本契約においては、保険法の施行日以後に復活の申込み（同法の施行の際現にされている復活の申込みを含みます。）があり、かつ、その申込みを承諾した場合には、定期年金保険普通保険約款の次の規定は、その申込時から次のとおり読み替えて適用する。

読替えを行う条項	読替後の規定
第40条	**（消滅時効の援用）** **第40条**　年金等の支払を請求する権利の消滅時効が完成した場合であっても、会社は、その時効の援用を２年間はすることがありません。

（保険証券の記載事項）

第74条　据置定期年金保険の復活の申込みを承諾したとき（保険法の施行日以後に承諾したときに限ります。）に交付する保険証券には、定期年金保険普通保険約款に定めるところによるほか、次の事項を記載します。

(1)　会社名
(2)　保険契約者の氏名又は名称
(3)　被保険者の氏名
(4)　年金受取人の氏名
(5)　支払事由
(6)　年金額
(7)　年金支払期間
(8)　年金支払開始年齢
(9)　年金支払事由発生日
(10)　保険料およびその払込方法
(11)　契約日
(12)　保険証券を作成した年月日

（詐欺による取消し）

第75条　保険契約者、被保険者又は年金受取人の詐欺により基本契約の締結又は復活が行われたときは、会社は、その基本契約を取り消すことができます。この場合、既に払い込んだ保険料は払い戻しません。

（年金等の支払期限等）

第76条　保険法の施行日以後に発生した年金等（年金、返戻金、契約者配当金その他この基本契約に基づく諸支払金をいいます。以下この条において同じとします。）の支払事由による年金等は、定期年金保険普通保険約款に定める必要書類が会社に到着した日の翌日からその日を含めて５営業日以内に、会社又は会社の指定した場所で支払います。

２　年金を支払うために次表の事項の確認が必要な場合において、基本契約の締結時から年金請求時までに会社に提出された書類だけではその確認ができないときは、次のとおり確認（会社の指定した医師による診断を含みます。）を行います。この場合には、前項にかかわらず、年金等を支払うべき期限は、前項の必要書類が会社に到着した日の翌日からその日を含めて45日を経過する日とし、会社は、年金等を請求した者にその旨を通知します。

年金を支払うために確認が必要な場合	確認する事項
この約款に定める重大事由又は詐欺に該当する可能性がある場合	保険契約者、被保険者若しくは年金受取人の基本契約締結の目的又は年金請求の意図に関する基本契約の締結時から年金請求時までにおける事実

３　前項の確認をするため、次の特別な照会や調査が不可欠な場合には、前２項の規定にかかわらず、年金等を支払うべき期限は、第１項の必要書類が会社に到着した日の翌日からその日を含めてそれぞれ次の各号に定める日数（当該各号のうち複数に該当する場合であっても、180日とします。）を経過する日とし、会社は、年金等を請求した者にその旨を通知します。

(1)　前項に定める事項について弁護士法その他の法令に基づく照会　180日

(2)　前項に定める事項に関し、保険契約者、被保険者又は年金受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等から明らかである場合における、その刑事手続の結果の照会　180日

(3)　前項に定める事項についての日本国外における調査　180日

４　前２項の必要な事項の確認に際し、保険契約者、被保険者又は年金受取人が正当な理由なくその確認を妨げ、又はこれに応じなかったとき（会社の指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます。）は、会社は、これによりその必要な事項の確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は年金等を支払いません。

第12節　夫婦年金保険の基本契約に関する特則

第１款　即時夫婦年金保険の基本契約に関する特則

（夫婦年金保険普通保険約款の読替え）

第77条　即時夫婦年金保険の基本契約においては、夫婦年金保険普通保険約款の次の規定は、保険法の施行日以後は、それぞれ次のとおり読み替えて適用します。

読替えを行う条項	読替後の規定
第16条	**（重大事由による契約の解除）** **第16条**　会社は、次のいずれかの重大事由が生じた場合には、将来に向かって基本契約を解除することができます。 (1)　この基本契約の年金の請求に関し、年金受取人に詐欺行為（未遂を含みます。）があった場合 (2)　この基本契約に付加されている特約若しくは他の保険契約が重大事由によって解除され、又は保険契約者、被保険者若しくは年金受取人が他の保険者との間で締結した保険契約若しくは共済契約がその契約の重大事由により解除されるなどにより、会社の保険契約者、被保険者又は年金受取人に対する信頼を損ない、この基本契約を継続することを期待しえない前号の事由と同等の重大な事由がある場合 ２　会社は、前項各号に掲げる事由がある場合には、年金の支払事由が生じた後でも、基本契約を解除することができます。この場合、前項各号に掲げる事由の発生時以後に生じた年金の支払事由について、会社は、その年金を支払いません。また、既にその年金の支払をしたときは、その返還を請求することができます。 ３　第１項の規定による基本契約の解除は、保険契約者又はその法定代理人に対する通知により行います。 ４　前項の場合において、保険契約者若しくはその法定代理人が不明であるとき、又はこれらの者の所在が不明であるときその他正当な理由により保険契約者又はその法定代理人に通知できないときは、第１項の規定による基本契約の解除は、被保険者、年金受取人又はそれらの法定代理人に対する通知により行います。
第17条	**（加入限度額超過による契約の解除）** **第17条**　会社は、基本契約の基本年金（年金のうち積増年金に係る部分を除いたものをいいます。以下同じとします。）額が、加入限度額（郵政民営化法及び同法施行令の定める被保険者１人当たりの年金の年額をいいます。以下同じとします。）を超える場合（他の保険契約の年金額その他の金額との合計額が加入限度額を超える場合を含みます。以下同じとします。）には、その超える基本契約を将来に向かって解除することができます。 ２　前項の規定による基本契約の解除については、第16条第３項及び第４項の規定を準用します。

（年金等の支払期限等）

第78条　保険法の施行日以後に発生した年金等（年金、継続年金、返戻金、契約者配当金その他この基本契約に基づく諸支払金をいいます。以下この条において同じとします。）の支払事由による年金等は、夫婦年金保険普通保険約款に定める必要書類が会社に到着した日の翌日からその日を含めて５営業日以内に、会社又は会社の指定した場所で支払います。

2　年金を支払うために次表の事項の確認が必要な場合において、基本契約の締結時から年金請求時までに会社に提出された書類だけではその確認ができないときは、次のとおり確認（会社の指定した医師による診断を含みます。）を行います。この場合には、前項にかかわらず、年金等を支払うべき期限は、前項の必要書類が会社に到着した日の翌日からその日を含めて45日を経過する日とし、会社は、年金等を請求した者にその旨を通知します。

年金を支払うために確認が必要な場合	確認する事項
この約款に定める重大事由に該当する可能性がある場合	保険契約者、被保険者若しくは年金受取人の基本契約締結の目的又は年金請求の意図に関する基本契約の締結時から年金請求時までにおける事実

3　前項の確認をするため、次の特別な照会や調査が不可欠な場合には、前２項の規定にかかわらず、年金等を支払うべき期限は、第１項の必要書類が会社に到着した日の翌日からその日を含めてそれぞれ次の各号に定める日数（当該各号のうち複数に該当する場合であっても、180日とします。）を経過する日とし、会社は、年金等を請求した者にその旨を通知します。

(1)　前項に定める事項について弁護士法その他の法令に基づく照会　180日

(2)　前項に定める事項に関し、保険契約者、被保険者又は年金受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等から明らかである場合における、その刑事手続の結果の照会　180日

(3)　前項に定める事項についての日本国外における調査　180日

4　前２項の必要な事項の確認に際し、保険契約者、被保険者又は年金受取人が正当な理由なくその確認を妨げ、又はこれに応じなかったとき（会社の指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます。）は、会社は、これによりその必要な事項の確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は年金等を支払いません。

第２款　据置夫婦年金保険の基本契約に関する特則

（夫婦年金保険普通保険約款の読替え）

第79条　据置夫婦年金保険の基本契約においては、夫婦年金保険普通保険約款の次の規定は、保険法の施行日以後は、それぞれ次のとおり読み替えて適用します。

読替えを行う条項	読替後の規定
第16条	**（重大事由による契約の解除）** **第16条**　会社は、次のいずれかの重大事由が生じた場合には、将来に向かって基本契約を解除することができます。 (1)　この基本契約の年金の請求に関し、年金受取人に詐欺行為（未遂を含みます。）があった場合 (2)　この基本契約に付加されている特約若しくは他の保険契約が重大事由によって解除され、又は保険契約者、被保険者若しくは年金受取人が他の保険者との間で締結した保険契約若しくは共済契約がその契約の重大事由により解除されるなどにより、会社の保険契約者、被保険者又は年金受取人に対する信頼を損ない、この基本契約を継続することを期待しえない前号の事由と同等の重大な事由がある場合 ２　会社は、前項各号に掲げる事由がある場合には、年金の支払事由が生じた後でも、基本契約を解除することができます。この場合、前項各号に掲げる事由の発生時以後に生じた年金の支払事由について、会社は、その年金を支払いません。また、既にその年金の支払をしたときは、その返還を請求することができます。 ３　第１項の規定による基本契約の解除は、保険契約者又はその法定代理人に対する通知により行います。 ４　前項の場合において、保険契約者若しくはその法定代理人が不明であるとき、又はこれらの者の所在が不明であるときその他正当な理由により保険契約者又はその法定代理人に通知できないときは、第１項の規定による基本契約の解除は、被保険者、年金受取人又はそれらの法定代理人に対する通知により行います。
第17条	**（加入限度額超過による契約の解除）** **第17条**　会社は、基本契約の基本年金（年金のうち積増年金に係る部分を除いたものをいいます。以下同じとします。）額が、加入限度額（郵政民営化法及び同法施行令の定める被保険者１人当たりの年金の年額をいいます。以下同じとします。）を超える場合（他の保険契約の年金額その他の金額との合計額が加入限度額を超える場合を含みます。以下同じとします。）には、その超える基本契約を将来に向かって解除することができます。 ２　前項の規定による基本契約の解除については、第16条第３項及び第４項の規定を準用します。

2　据置夫婦年金保険の基本契約においては、保険法の施行日以後に復活の申込み（同法の施行の際現にされている復活の申込みを含みます。）があり、かつ、その申込みを承諾した場合には、夫婦年金保険普通保険約款の次の規定は、その申込時から次のとおり読み替えて適用する。

読替えを行う条項	読替後の規定
第45条	**（消滅時効の援用）** **第45条**　年金等の支払を請求する権利の消滅時効が完成した場合であっても、会社は、その時効の援用を２年間はすることがありません。

（保険証券の記載事項）

第80条　据置夫婦年金保険の復活の申込みを承諾したとき（保険法の施行日以後に承諾したときに限ります。）に交付する保険証券には、夫婦年金保険普通保険約款に定めるところによるほか、次の事項を記載します。

(1) 会社名
(2) 保険契約者の氏名又は名称
(3) 被保険者の氏名
(4) 年金受取人の氏名
(5) 支払事由
(6) 年金額
(7) 年金支払期間
(8) 保証期間
(9) 年金支払開始年齢
(10) 年金支払事由発生日
(11) 保険料及びその払込方法
(12) 契約日
(13) 保険証券を作成した年月日

（詐欺による取消し）

第81条　保険契約者、被保険者又は年金受取人の詐欺により基本契約の締結又は復活が行われたときは、会社は、その基本契約を取り消すことができます。この場合、既に払い込んだ保険料は払い戻しません。

（年金等の支払期限等）

第82条　保険法の施行日以後に発生した年金等（年金、継続年金、返戻金、契約者配当金その他この基本契約に基づく諸支払金をいいます。以下この条において同じとします。）の支払事由による年金等は、夫婦年金保険普通保険約款に定める必要書類が会社に到着した日の翌日からその日を含めて５営業日以内に、会社又は会社の指定した場所で支払います。

２　年金を支払うために次表の事項の確認が必要な場合において、基本契約の締結時から年金請求時までに会社に提出された書類だけではその確認ができないときは、次のとおり確認（会社の指定した医師による診断を含みます。）を行います。この場合には、前項にかかわらず、年金等を支払うべき期限は、前項の必要書類が会社に到着した日の翌日からその日を含めて45日を経過する日とし、会社は、年金等を請求した者にその旨を通知します。

年金を支払うために確認が必要な場合	確認する事項
この約款に定める重大事由又は詐欺に該当する可能性がある場合	保険契約者、被保険者若しくは年金受取人の基本契約締結の目的又は年金請求の意図に関する基本契約の締結時から年金請求時までにおける事実

３　前項の確認をするため、次の特別な照会や調査が不可欠な場合には、前２項の規定にかかわらず、年金等を支払うべき期限は、第１項の必要書類が会社に到着した日の翌日からその日を含めてそれぞれ次の各号に定める日数（当該各号のうち複数に該当する場合であっても、180日とします。）を経過する日とし、会社は、年金等を請求した者にその旨を通知します。

(1) 前項に定める事項について弁護士法その他の法令に基づく照会　180日
(2) 前項に定める事項に関し、保険契約者、被保険者又は年金受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等から明らかである場合における、その刑事手続の結果の照会　180日
(3) 前項に定める事項についての日本国外における調査　180日

４　前２項の必要な事項の確認に際し、保険契約者、被保険者又は年金受取人が正当な理由なくその確認を妨げ、又はこれに応じなかったとき（会社の指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます。）は、会社は、これによりその必要な事項の確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は年金等を支払いません。

第13節　財形貯蓄保険の基本契約に関する特則

第１款　財形積立貯蓄保険の基本契約に関する特則

（財形貯蓄保険普通保険約款の読替え）

第83条　財形積立貯蓄保険の基本契約においては、財形貯蓄保険普通保険約款の次の規定は、保険法の施行日以後は、それぞれ次のとおり読み替えて適用します。

読替えを行う条項	読替後の規定
第13条	**（加入限度額超過による契約の解除）** **第13条**　会社は、保険料払込期間内に払い込むべき保険料の総額が、加入限度額（郵政民営化法及び同法施行令の定める被保険者１人当たりの保険料の額をいいます。以下同じとします。）を超える場合（他の保険契約の保険料の額その他の金額との合計額が加入限度額を超える場合を含みます。以下同じとします。）には、その超える基本契約を将来に向かって解除することができます。 ２　前項の規定による基本契約の解除は、保険契約者又はその法定代理人に対する通知により行います。

	３　本条第２項の場合において、保険契約者若しくはその法定代理人が不明であるとき、又はこれらの者の所在が不明であるときその他正当な理由により保険契約者又はその法定代理人に通知できないときは、保険金受取人又はその法定代理人に通知します。

（重大事由による契約の解除）

第84条　会社は、次のいずれかの重大事由が生じた場合は、将来に向かって基本契約を解除することができます。

(1)　保険契約者又は保険金受取人が、この基本契約の死亡保険金を詐取する目的又は他人に詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をした場合。

(2)　この基本契約の保険金の請求に関し、保険金受取人に詐欺行為（未遂を含みます。）があった場合。

(3)　他の保険契約が重大事由によって解除され、又は保険契約者若しくは保険金受取人が他の保険者との間で締結した保険契約若しくは共済契約がその契約の重大事由により解除されるなどにより、会社の保険契約者又は保険金受取人に対する信頼を損ない、この基本契約を継続することを期待しえない前２号に掲げる事由と同等の重大な事由がある場合。

２　会社は、前項各号に掲げる事由がある場合には、保険金の支払事由が生じた後でも、基本契約を解除することができます。この場合、同項各号に掲げる事由の発生時以後に生じた保険金の支払事由について、会社は、その保険金を支払いません。また、既にその保険金の支払をしたときは、その返還を請求することができます。

３　第１項の規定による基本契約の解除は、保険契約者又はその法定代理人に対する通知により行います。

４　前項の場合において、保険契約者若しくはその法定代理人が不明であるとき、又はこれらの者の所在が不明であるときその他正当な理由により保険契約者又はその法定代理人に通知できないときは、第１項による基本契約の解除は、保険金受取人又はそれらの法定代理人に対する通知により行います。

（死亡保険金受取人に関する特則）

第85条　保険法の施行の際、現に死亡保険金受取人が指定されていない場合（指定された死亡保険金受取人が死亡し更に死亡保険金受取人の指定がない場合を含みます。）には、その施行の時に、保険契約者から、死亡保険金及び死亡返戻金については財形貯蓄保険普通保険約款第12条に定める被保険者の遺族を、重度障害による死亡保険金及び死亡返戻金については被保険者をそれぞれの保険金受取人とする指定があったものとみなします。

２　死亡保険金受取人が死亡保険金又は死亡返戻金の支払事由の発生以前に死亡したときにおいて、財形貯蓄保険普通保険約款第12条に定める死亡保険金の保険金受取人がいないときは、死亡保険金受取人の死亡時の法定相続人を死亡保険金受取人とします。

３　前項により死亡保険金受取人となった者が死亡した場合において、この者に法定相続人がいないときは、同項により死亡保険金受取人となった者のうち生存している他の死亡保険金受取人を死亡保険金受取人とします。

４　死亡保険金受取人となった者が同じ順位に２人以上いるときは、その受取割合は均等とします。

（保険金受取人による基本契約の存続）

第86条　保険契約者以外の者でこの基本契約の解約をすることができる者（以下「債権者等」といいます。）による基本契約の解約（保険法の施行日前に解約の通知を行ったものを除きます。）は、解約の通知が会社に到達した時から１か月を経過した日に効力を生じます。

２　前項の解約が通知された場合でも、通知の時において次のすべてを満たす死亡保険金受取人が、保険契約者の同意を得て、前項の期間が経過するまでの間に、その解約の通知が会社に到達した日に解約の効力が生じたとすれば会社が債権者等に支払うべき金額を債権者等に支払い、かつ会社にその旨を通知したときは、前項の解約はその効力を生じません。

(1)　保険契約者若しくは被保険者の親族又は被保険者本人であること

(2)　保険契約者でないこと

３　死亡保険金受取人が前項の通知をしようとするときは、別表に定める必要書類を会社又は会社の指定した場所に提出してください。

４　第１項の解約の通知が会社に到達した日以後、その解約の効力が生じ又は第２項により効力が生じなくなるまでの間に、保険金の支払事由が生じ、会社が保険金を支払うべきときは、その支払うべき金額の限度で、同項の金額を債権者等に支払います。この場合、その支払うべき金額から債権者等に支払った金額を差し引いた残額を、保険金受取人に支払います。

（保険金等の支払期限等）

第87条　保険法の施行日以後に発生した保険金等（保険金、返戻金、契約者配当金その他この基本契約に基づく諸支払金をいいます。以下この条において同じとします。）の支払事由による保険金等は、財形貯蓄保険普通保険約款に定める必要書類が会社に到着した日の翌日からその日を含めて５営業日以内に、会社又は会社の指定した場所で支払います。

２　保険金を支払うために次表の事項の確認が必要な場合において、基本契約の締結時から保険金請求時までに会社に提出された書類だけではその確認ができないときは、次のとおり確認（会社の指定した医師による診断を含みます。）を行います。この場合には、前項にかかわらず、保険金等を支払うべき期限は、前項の必要書類が会社に到着した日の翌日からその日を含めて45日を経過する日とし、会社は、保険金等を請求した者にその旨を通知します。

保険金を支払うために確認が必要な場合	確認する事項
(1)　保険金の支払事由発生の有無の確認が必要な場合	保険金の支払事由に該当する事実の有無
(2)　保険金の免責事由に該当する可能性がある場合	保険金の支払事由が発生するに至った原因
(3)　この約款に定める重大事由又は詐欺に該当する可能性がある場合	前号に定める事項又は保険契約者若しくは保険金受取人の基本契約締結の目的若しくは保険金請求の意図に関する基本契約の締結時から保険金請求時までにおける事実

３　前項の確認をするため、次の特別な照会や調査が不可欠な場合には、前２項の規定にかかわらず、保険金等を支払うべき期限は、第１項の必要書類が会社に到着した日の翌日からその日を含めてそれぞれ次の各号に定める日数（当該各号のうち複数に該当する場合であっても、180日とします。）を経過する日とし、会社は、保険金等を請求した者にその旨を通知します。

(1) 前項第２号又は第３号に定める事項について弁護士法その他の法令に基づく照会　180日

(2) 前項に定める事項に関し、保険契約者又は保険金受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等から明らかである場合における、その刑事手続の結果の照会　180日

(3) 前項に定める事項についての日本国外における調査　180日

４　前２項の必要な事項の確認に際し、保険契約者又は保険金受取人が正当な理由なくその確認を妨げ、又はこれに応じなかったとき（会社の指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます。）は、会社は、これによりその必要な事項の確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は保険金等の支払は行いません。

第２款　財形住宅貯蓄保険の基本契約に関する特則

（財形貯蓄保険普通保険約款の読替え）

第88条　財形住宅貯蓄保険の基本契約においては、財形貯蓄保険普通保険約款の次の規定は、保険法の施行日以後は、次のとおり読み替えて適用します。

読替えを行う条項	読替後の規定
第13条	**（加入限度額超過による契約の解除）** **第13条**　会社は、保険料払込期間内に払い込むべき保険料の総額が、加入限度額（郵政民営化法及び同法施行令の定める被保険者１人当たりの保険料の額をいいます。以下同じとします。）を超える場合（他の保険契約の保険料の額その他の金額との合計額が加入限度額を超える場合を含みます。以下同じとします。）には、その超える基本契約を将来に向かって解除することができます。 ２　前項の規定による基本契約の解除は、保険契約者又はその法定代理人に対する通知により行います。 ３　本条第２項の場合において、保険契約者若しくはその法定代理人が不明であるとき、又はこれらの者の所在が不明であるときその他正当な理由により保険契約者又はその法定代理人に通知できないときは、保険金受取人又はその法定代理人に通知します。

（重大事由による契約の解除）

第89条　会社は、次のいずれかの重大事由が生じた場合は、将来に向かって基本契約を解除することができます。

(1) 保険契約者又は保険金受取人が、この基本契約の死亡保険金を詐取する目的又は他人に詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をした場合。

(2) この基本契約の保険金の請求に関し、保険金受取人に詐欺行為（未遂を含みます。）があった場合。

(3) 他の保険契約が重大事由によって解除され、又は保険契約者若しくは保険金受取人が他の保険者との間で締結した保険契約若しくは共済契約がその契約の重大事由により解除されるなどにより、会社の保険契約者又は保険金受取人に対する信頼を損ない、この基本契約を継続することを期待しえない前２号に掲げる事由と同等の重大な事由がある場合。

２　会社は、前項各号に掲げる事由がある場合には、保険金の支払事由が生じた後でも、基本契約を解除することができます。この場合、同項各号に掲げる事由の発生時以後に生じた保険金の支払事由について、会社は、その保険金を支払いません。また、既にその保険金の支払をしたときは、その返還を請求することができます。

３　第１項の規定による基本契約の解除は、保険契約者又はその法定代理人に対する通知により行います。

４　前項の場合において、保険契約者若しくはその法定代理人が不明であるとき、又はこれらの者の所在が不明であるときその他正当な理由により保険契約者又はその法定代理人に通知できないときは、第１項による基本契約の解除は、保険金受取人又はそれらの法定代理人に対する通知により行います。

（死亡保険金受取人に関する特則）

第90条　保険法の施行の際、現に死亡保険金受取人が指定されていない場合（指定された死亡保険金受取人が死亡し更に死亡保険金受取人の指定がない場合を含みます。）には、その施行の時に、保険契約者から、死亡保険金及び死亡返戻金については財形貯蓄保険普通保険約款第12条に定める被保険者の遺族を、重度障害による死亡保険金及び死亡返戻金については被保険者をそれぞれの保険金受取人とする指定があったものとみなします。

２　死亡保険金受取人が死亡保険金又は死亡返戻金の支払事由の発生以前に死亡したときにおいて、財形貯蓄保険普通保険約款第12条に定める死亡保険金の保険金受取人がいないときは、死亡保険金受取人の死亡時の法定相続人を死亡保険金受取人とします。

３　前項により死亡保険金受取人となった者が死亡した場合において、この者に法定相続人がいないときは、同項により死亡保険金受取人となった者のうち生存している他の死亡保険金受取人を死亡保険金受取人とします。

４　死亡保険金受取人となった者が同じ順位に２人以上いるときは、その受取割合は均等とします。

（保険金受取人による基本契約の存続）

第91条　保険契約者以外の者でこの基本契約の解約をすることができる者（以下「債権者等」といいます。）による基本契約の解約（保険法の施行日前に解約の通知を行ったものを除きます。）は、解約の通知が会社に到達した時から１か月を経過した日に効力を生じます。

２　前項の解約が通知された場合でも、通知の時において次のすべてを満たす死亡保険金受取人が、保険契約者の同意を得て、前項の期間が経過するまでの間に、その解約の通知が会社に到達した日に解約の効力が生じたとすれば会社が債権者等に支払うべき金額を債権者等に支払い、かつ会社にその旨を通知したときは、前項の解約はその効力を生じません。
　(1)　保険契約者若しくは被保険者の親族又は被保険者本人であること
　(2)　保険契約者でないこと
３　死亡保険金受取人が前項の通知をしようとするときは、別表に定める必要書類を会社又は会社の指定した場所に提出してください。
４　第１項の解約の通知が会社に到達した日以後、その解約の効力が生じ又は第２項により効力が生じなくなるまでの間に、保険金の支払事由が生じ、会社が保険金を支払うべきときは、その支払うべき金額の限度で、同項の金額を債権者等に支払います。この場合、その支払うべき金額から債権者等に支払った金額を差し引いた残額を、保険金受取人に支払います。

（保険金等の支払期限等）

第92条　保険法の施行日以後に発生した保険金等（保険金、返戻金、契約者配当金その他この基本契約に基づく諸支払金をいいます。以下この条において同じとします。）の支払事由による保険金等は、財形貯蓄保険普通保険約款に定める必要書類が会社に到着した日の翌日からその日を含めて５営業日以内に、会社又は会社の指定した場所で支払います。

２　保険金を支払うために次表の事項の確認が必要な場合において、基本契約の締結時から保険金請求時までに会社に提出された書類だけではその確認ができないときは、次のとおり確認（会社の指定した医師による診断を含みます。）を行います。この場合には、前項にかかわらず、保険金等を支払うべき期限は、前項の必要書類が会社に到着した日の翌日からその日を含めて45日を経過する日とし、会社は、保険金等を請求した者にその旨を通知します。

保険金を支払うために確認が必要な場合	確認する事項
(1)　保険金の支払事由発生の有無の確認が必要な場合	保険金の支払事由に該当する事実の有無
(2)　保険金の免責事由に該当する可能性がある場合	保険金の支払事由が発生するに至った原因
(3)　この約款に定める重大事由又は詐欺に該当する可能性がある場合	前号に定める事項又は保険契約者若しくは保険金受取人の基本契約締結の目的若しくは保険金請求の意図に関する基本契約の締結時から保険金請求時までにおける事実

３　前項の確認をするため、次の特別な照会や調査が不可欠な場合には、前２項の規定にかかわらず、保険金等を支払うべき期限は、第１項の必要書類が会社に到着した日の翌日からその日を含めてそれぞれ次の各号に定める日数（当該各号のうち複数に該当する場合であっても、180日とします。）を経過する日とし、会社は、保険金等を請求した者にその旨を通知します。
　(1)　前項第２号又は第３号に定める事項について弁護士法その他の法令に基づく照会　180日
　(2)　前項に定める事項に関し、保険契約者又は保険金受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等から明らかである場合における、その刑事手続の結果の照会　180日
　(3)　前項に定める事項についての日本国外における調査　180日
４　前２項の必要な事項の確認に際し、保険契約者又は保険金受取人が正当な理由なくその確認を妨げ、又はこれに応じなかったとき（会社の指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます。）は、会社は、これによりその必要な事項の確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は保険金等の支払は行いません。

第14節　財形終身年金保険の基本契約に関する特則

（財形終身年金保険普通保険約款の読替え）

第93条　財形終身年金保険の基本契約においては、財形終身年金保険普通保険約款の次の規定は、保険法の施行日以後は、それぞれ次のとおり読み替えて適用します。

読替えを行う条項	読替後の規定
第16条	**（加入限度額超過による契約の解除）** **第16条**　会社は、基本契約の基本年金（年金のうち積増年金に係る部分を除いたものをいいます。以下同じとします。）額が、加入限度額（郵政民営化法及び同法施行令の定める被保険者１人当たりの年金の年額をいいます。以下同じとします。）を超える場合（他の保険契約の年金額その他の金額との合計額が加入限度額を超える場合を含みます。以下同じとします。）には、その超える基本契約を将来に向かって解除することができます。 ２　前項による基本契約の解除は、保険契約者又はその法定代理人に対する通知により行います。 ３　前項の場合において、保険契約者若しくはその法定代理人が不明であるとき、又はこれらの者の所在が不明であるときその他正当な理由により保険契約者又はその法定代理人に通知できないときは、第１項による基本契約の解除は、年金受取人又はその法定代理人に対する通知により行います。

（重大事由による契約の解除）

第94条　会社は、次のいずれかの重大事由が生じた場合は、将来に向かって基本契約を解除することができます。
　(1)　この基本契約の年金の請求に関し、年金受取人に詐欺行為（未遂を含みます。）があった場合。
　(2)　他の保険契約が重大事由によって解除され、又は保険契約者若しくは年金受取人が他の保険者との間で締結した保険契約若しくは共済契約がその契約の重大事由により解除されるなどにより、会社の保険契約者又は年金受取

人に対する信頼を損ない、この基本契約を継続することを期待しえない前号に掲げる事由と同等の重大な事由がある場合。

２　会社は、前項各号に掲げる事由がある場合には、年金の支払事由が生じた後でも、基本契約を解除することができます。この場合、同項各号に掲げる事由の発生時以後に生じた年金の支払事由について、会社は、その年金を支払いません。また、既にその年金の支払をしたときは、その返還を請求することができます。

３　第１項の規定による基本契約の解除は、保険契約者又はその法定代理人に対する通知により行います。

４　前項の場合において、保険契約者若しくはその法定代理人を知ることができないとき、又はこれらの者の所在を知ることができないときその他正当な理由により保険契約者又はその法定代理人に通知できないときは、第１項による基本契約の解除は、被保険者、年金受取人又はそれらの法定代理人に対する通知により行います。

（年金等の支払期限等）

第95条　保険法の施行日以後に発生した年金等（年金、継続年金、返戻金、契約者配当金その他この基本契約に基づく諸支払金をいいます。以下この条において同じとします。）の支払事由による年金等は、財形終身年金保険普通保険約款に定める必要書類が会社に到着した日の翌日からその日を含めて５営業日以内に、会社又は会社の指定した場所で支払います。

２　年金を支払うために次表の事項の確認が必要な場合において、基本契約の締結時から年金請求時までに会社に提出された書類だけではその確認ができないときは、次のとおり確認（会社の指定した医師による診断を含みます。）を行います。この場合には、前項にかかわらず、年金等を支払うべき期限は、前項の必要書類が会社に到着した日の翌日からその日を含めて45日を経過する日とし、会社は、年金等を請求した者にその旨を通知します。

年金を支払うために確認が必要な場合	確認する事項
(1) 年金の上乗支払に該当する事由の発生の有無の確認が必要な場合	財形終身年金保険普通保険約款第12条所定の事由に該当する事実の有無
(2) この約款に定める重大事由に該当する可能性がある場合	保険契約者、被保険者若しくは年金受取人の基本契約締結の目的又は年金請求の意図に関する基本契約の締結時から年金請求時までにおける事実

３　前項の確認をするため、次の特別な照会や調査が不可欠な場合には、前２項の規定にかかわらず、年金等を支払うべき期限は、第１項の必要書類が会社に到着した日の翌日からその日を含めてそれぞれ次の各号に定める日数（当該各号のうち複数に該当する場合であっても、180日とします。）を経過する日とし、会社は、年金等を請求した者にその旨を通知します。

(1)　前項第２号に定める事項について弁護士法その他の法令に基づく照会　180日

(2)　前項に定める事項に関し、保険契約者、被保険者又は年金受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等から明らかである場合における、その刑事手続の結果の照会　180日

(3)　前項に定める事項についての日本国外における調査　180日

４　前２項の必要な事項の確認に際し、保険契約者、被保険者又は年金受取人が正当な理由なくその確認を妨げ、又はこれに応じなかったとき（会社の指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます。）は、会社は、これによりその必要な事項の確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は年金等を支払いません。

第３章　特約に関する特則

第１節　災害特約に関する特則

（災害特約条項の読替え）

第96条　災害特約においては、災害特約条項の次の規定は、保険法の施行日以後は、それぞれ次のとおり読み替えて適用します。

読替えを行う条項	読替後の規定
第18条	**（重大事由による特約の解除）** **第18条**　会社は、次のいずれかの重大事由が生じた場合には、将来に向かってこの特約を解除することができます。 (1) 保険契約者、被保険者又は特約保険金受取人が、この特約の特約保険金を詐取する目的又は他人に詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をした場合。 (2) 保険契約者、被保険者又は特約保険金受取人が、会社にこの特約の特約保険料を払込免除とさせる目的で事故招致（未遂を含みます。）をした場合。 (3) この特約の特約保険金又は特約保険料の払込免除の請求に関し、特約保険金受取人に詐欺行為（未遂を含みます。）があった場合。 (4) この特約が付加されている基本契約若しくは他の保険契約が重大事由によって解除され、又は保険契約者、被保険者若しくは特約保険金受取人が他の保険者との間で締結した保険契約若しくは共済契約がその契約の重大事由により解除されるなどにより、会社の保険契約者、被保険者又は特約保険金受取人に対する信頼を損ない、この特約を継続することを期待しえない前３号に掲げる事由と同等の重大な事由がある場合 ２　会社は、前項各号に掲げる事由がある場合には、特約保険金の支払事由又は特約保険料の払込免除事由が生じた後においても、前項の規定によりこの特約を解除することができます。この場合、同項各号に掲げる事由の発生時以後に生じた特約保険金の支払事由又は特約保険料の払込免除事由について、会社は、次のとおり取り扱います。 (1) その特約保険金を支払いません。また、既にその特約保険金の支払をしたときは、その返還を請求することができます。 (2) 特約保険料を払込免除としません。また、既に特約保険料を払込免除としたときは、その特約保険料の払込みを請求することができます。 ３　第１項の規定による特約の解除は、保険契約者又はその法定代理人に対する通知により行います。 ４　前項の場合において、保険契約者若しくはその法定代理人を知ることができないとき、又はこれらの者の所在を知ることができないときその他正当な理由により保険契約者又はその法定代理人に通知できないときは、被保険者、特約保険金受取人又はそれらの法定代理人に通知します。
第19条	**（加入限度額超過による特約の解除）** **第19条**　会社は、この特約の特約保険金額が、加入限度額（郵政民営化法及び同法施行令の定める被保険者１人当たりの特約保険金額をいいます。以下同じとします。）を超える場合（他の特約の特約保険金額その他の金額との合計額が加入限度額を超える場合を含みます。以下同じとします。）には、その超える特約を将来に向かって解除することができます。 ２　前項の規定によるこの特約の解除については、前条第３項及び第４項の規定を準用します。

２　災害特約においては、保険法の施行日以後に復活の申込み（同法の施行の際現にされている復活の申込みを含みます。）があり、かつ、その申込みを承諾した場合には、災害特約条項の次の規定は、その申込時からそれぞれ次のとおり読み替えて適用する。

読替えを行う条項	読替後の規定
第20条	**（詐欺による特約の取消し）** **第20条**　保険契約者、被保険者又は特約保険金受取人の詐欺により特約の締結又は復活が行われたときは、会社は、その特約又は復活を取り消すことができます。この場合、既に払い込んだ特約保険料は払い戻しません。
第24条	**（特約の保険契約者の変更等）** **第24条**　この特約が付加された基本契約において保険契約者の基本契約による権利義務を承継した者は、この特約による保険契約者の権利義務も承継するものとします。 ２　この特約が即時終身年金保険、据置終身年金保険、即時定期年金保険又は据置定期年金保険の基本契約に付加された場合においては、保険契約者は、死亡保険金の支払事由が発生するまでは、被保険者の同意を得た上で、会社に対する通知により、特約死亡保険金受取人を変更することができます（保険契約者又は災害特約条項第17条に定める被保険者の遺族以外の者に変更することはできません。）。

	３　保険契約者が前項の通知をしようとするときは、次の必要書類を会社又は会社の指定した場所に提出してください。 ⑴ 会社所定の通知書 ⑵ 保険契約者の印鑑証明書又は健康保険証 ⑶ 保険証券 ４　第２項の通知が会社に到達した場合には、特約死亡保険金受取人はその通知が発信された時に遡って変更されます。ただし、その通知が会社に到達する前に変更前の特約死亡保険金受取人に死亡保険金を支払ったときは、その支払後に変更後の特約死亡保険金受取人から死亡保険金の請求を受けても、会社はこれを支払いません。 ５　第２項に定めるほか、保険契約者は、死亡保険金の支払事由が発生するまでは、法律上有効な遺言により、特約死亡保険金受取人を変更することができます。 ６　前項の特約死亡保険金受取人の変更は、被保険者の同意がなければ、その効力を生じません。 ７　前２項による特約死亡保険金受取人の変更は、保険契約者が死亡した後、保険契約者の相続人が会社に通知しなければ、これを会社に対抗することができません。 ８　保険契約者の相続人が前項の通知をしようとするときは、次の必要書類を会社又は会社の指定した場所に提出してください。 ⑴ 会社所定の通知書 ⑵ 保険契約者の戸籍抄本 ⑶ 保険契約者の遺言書 ⑷ 保険証券 ９　第３項及び前項の場合において、必要書類が基本契約の締結時に既に提出されている場合その他会社が定める場合には、第３項及び前項の書類の一部の省略又はこれらの書類に代わるべき書類の提出を認めることがあります。また、会社が必要と認めた場合には、第３項及び前項の書類以外の書類の提出を求めることがあります。
第44条	**（消滅時効の援用）** **第44条**　特約保険金等の支払又は特約保険料の払込免除を請求する権利の消滅時効が完成した場合であっても、会社は、その時効の援用を２年間はすることがありません。

（保険証券の記載事項）

第97条　災害特約の復活の申込みを承諾したとき（保険法の施行日以後に承諾したときに限ります。）に交付する保険証券には、基本契約の普通保険約款に定める保険証券の記載事項のほか、次の事項を記載します。

⑴ 支払事由

⑵ 特約保険金の額

（特約保険金受取人に関する特則）

第98条　保険法の施行の際、現に特約死亡保険金受取人が指定されていない場合（指定された特約死亡保険金受取人が死亡し又は保険契約者でなくなり、その後更に特約死亡保険金受取人の指定がない場合を含みます。）には、その施行の時に、保険契約者から、災害特約条項第17条に定める被保険者の遺族を特約死亡保険金受取人とする指定があったものとみなします。

２　前項の特約死亡保険金受取人が死亡保険金の支払事由の発生以前に死亡したときにおいて、災害特約条項第17条に定める特約死亡保険金受取人がいないときは、特約死亡保険金受取人の死亡時の法定相続人を特約死亡保険金受取人とします。

３　前項により特約死亡保険金受取人となった者が死亡した場合に、この者に法定相続人がいないときは、同項により特約死亡保険金受取人となった者のうち生存している他の特約死亡保険金受取人を特約死亡保険金受取人とします。

４　特約死亡保険金受取人となった者が同じ順位に２人以上いるときは、その受取割合は均等とします。

（特約保険金受取人による特約の存続）

第99条　保険契約者以外の者でこの特約の解約をすることができる者（以下「債権者等」といいます。）によるこの特約の解約（保険法の施行日前に解約の通知を行ったものを除きます。）は、解約の通知が会社に到達した時から１か月を経過した日に効力を生じます。

２　前項の解約が通知された場合でも、通知の時において次のすべてを満たす特約保険金受取人が、保険契約者の同意を得て、前項の期間が経過するまでの間に、その解約の通知が会社に到達した日に解約の効力が生じたとすれば会社が債権者等に支払うべき金額を債権者等に支払い、かつ会社にその旨を通知したときは、前項の解約はその効力を生じません。

⑴ 保険契約者若しくは被保険者の親族又は被保険者本人であること

⑵ 保険契約者でないこと

３　特約保険金受取人が前項の通知をしようとするときは、別表に定める必要書類を会社又は会社の指定した場所に提出してください。

４　第１項の解約の通知が会社に到達した日以後、その解約の効力が生じ又は第２項により効力が生じなくなるまでの間に、死亡保険金の支払事由が生じ、会社が死亡保険金を支払うべきときは、その支払うべき金額の限度で、同項の金額を債権者等に支払います。この場合、その支払うべき金額から債権者等に支払った金額を差し引いた残額を、特約死亡保険金受取人に支払います。

（特約保険金等の支払期限等）

第100条　保険法の施行日以後に発生した特約保険金等（特約保険金、特約の返戻金、特約契約者配当金その他この特約に基づく諸支払金をいいます。以下この条において同じとします。）の支払事由による特約保険金等は、災害特約条

項に定める必要書類が会社に到着した日の翌日からその日を含めて５営業日以内に、会社又は会社の指定した場所で支払います。

２　特約保険金を支払うために次表の事項の確認が必要な場合において、この特約の締結時から特約保険金請求時までに会社に提出された書類だけではその確認ができないときは、次のとおり確認（会社の指定した医師による診断を含みます。）を行います。この場合には、前項にかかわらず、特約保険金等を支払うべき期限は、前項の必要書類が会社に到着した日の翌日からその日を含めて45日を経過する日とし、会社は、特約保険金等を請求した者にその旨を通知します。

特約保険金を支払うために確認が必要な場合	確認する事項
(1) 特約保険金の支払事由発生の有無の確認が必要な場合	災害特約条項第12条所定の支払事由に該当する事実の有無
(2) 特約保険金の免責事由に該当する可能性がある場合	特約保険金の支払事由が発生するに至った原因
(3) 災害特約条項に定める重大事由、詐欺又は不法取得目的に該当する可能性がある場合	前号に定める事項又は保険契約者、被保険者若しくは特約保険金受取人の特約締結の目的若しくは特約保険金請求の意図に関する特約の締結時から特約保険金請求時までにおける事実

３　前項の確認をするため、次の特別な照会や調査が不可欠な場合には、前２項にかかわらず、特約保険金等を支払うべき期限は、第１項の必要書類が会社に到着した日の翌日からその日を含めてそれぞれ次の各号に定める日数（当該各号のうち複数に該当する場合であっても、180日とします。）を経過する日とし、会社は、特約保険金等を請求した者にその旨を通知します。

(1) 前項第２号又は第３号に定める事項について弁護士法その他の法令に基づく照会　180日
(2) 前項に定める事項に関し、保険契約者、被保険者又は特約保険金受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等から明らかである場合における、その刑事手続の結果の照会　180日
(3) 前項に定める事項についての日本国外における調査　180日

４　前２項の必要な事項の確認に際し、保険契約者、被保険者、基本契約の保険金受取人又は特約保険金受取人が正当な理由なくその確認を妨げ、又はこれに応じなかったとき（会社の指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます。）は、会社は、これによりその必要な事項の確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は特約保険金等は支払いません。

５　特約保険料の払込免除については、前４項の規定を準用します。

第２節　介護特約に関する特則

（介護特約条項の読替え）

第101条　介護特約においては、介護特約条項の次の規定は、保険法の施行日以後は、それぞれ次のとおり読み替えて適用します。

読替えを行う条項	読替後の規定
第24条	**（重大事由による特約の解除）** **第24条**　会社は、次のいずれかの重大事由が生じた場合には、将来に向かってこの特約を解除することができます。 (1) 保険契約者、被保険者又は特約保険金受取人が、この特約の特約保険金を詐取する目的又は他人に詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をした場合。 (2) 保険契約者、被保険者又は特約保険金受取人が、会社にこの特約の特約保険料を払込免除とさせる目的で事故招致（未遂を含みます。）をした場合。 (3) この特約の特約保険金又は特約保険料の払込免除の請求に関し、特約保険金受取人に詐欺行為（未遂を含みます。）があった場合。 (4) この特約が付加されている基本契約若しくは他の保険契約が重大事由によって解除され、又は保険契約者、被保険者若しくは特約保険金受取人が他の保険者との間で締結した保険契約若しくは共済契約がその契約の重大事由により解除されるなどにより、会社の保険契約者、被保険者又は特約保険金受取人に対する信頼を損ない、この特約を継続することを期待しえない前３号に掲げる事由と同等の重大な事由がある場合 ２　会社は、前項各号に掲げる事由がある場合には、特約保険金の支払事由又は特約保険料の払込免除事由が生じた後においても、前項の規定によりこの特約を解除することができます。この場合、同項各号に掲げる事由の発生時以後に生じた特約保険金の支払事由又は特約保険料の払込免除事由について、会社は、次のとおり取り扱います。 (1) その特約保険金を支払いません。また、既にその特約保険金の支払をしたときは、その返還を請求することができます。 (2) 特約保険料を払込免除としません。また、既に特約保険料を払込免除としたときは、その特約保険料の払込みを請求することができます。 ３　第１項の規定によるこの特約の解除については、前条第１項及び第２項の規定を準用します。
第25条	**（加入限度額超過による特約の解除）** **第25条**　会社は、この特約の特約保険金額が、加入限度額（郵政民営化法及び同法施行令の定める被保険者１人当たりの特約保険金額をいいます。以下同じとします。）を超える場合（他の特約の特約保険金額その他の金額との合計額が加入限度額を超える場合を含みます。以

	下同じとします。）には、その超える特約を将来に向かって解除することができます。 ２　前項の規定によるこの特約の解除については、第23条第１項及び第２項の規定を準用します。

２　介護特約においては、介護特約条項の次の規定は、保険法の施行日以後の復活の申込み（同法の施行の際現にされている復活の申込みを含みます。）の際の告知について、それぞれ次のとおり読み替えて適用します。

読替えを行う条項	読替後の規定
第20条	**（告知義務）** **第20条**　保険契約者又は被保険者は、この特約の締結又は復活の際、特約保険金の支払事由又は特約保険料の払込免除事由の発生の可能性に関する重要な事項のうち会社所定の質問表（告知書）に掲げる質問事項について、その質問表（告知書）により告知することを要します。
第21条	**（告知義務違反による特約の解除）** **第21条**　保険契約者又は被保険者が、前条の告知の際、会社所定の質問表（告知書）に掲げる質問事項について悪意又は重大な過失によって事実を告げず、又は真実でないことを告げたときは、会社は、将来に向かってこの特約を解除することができます。 ２　会社は、次のいずれかの場合には、前項の規定による特約の解除をすることができません。 ⑴　会社が、この特約の締結又は復活の際、解除の原因となる事実を知り、又は過失によってこれを知らなかったとき。 ⑵　保険媒介者（会社のために保険契約の締結の媒介を行うことができる者（会社のために保険契約の締結の代理を行うことができる者を除きます。）をいいます。以下この条において同じとします。）が、保険契約者又は被保険者が前条の告知をすることを妨げたとき。 ⑶　保険媒介者が、保険契約者又は被保険者に対し、前条の告知をしないことを勧めたとき、又は事実でないことを告げることを勧めたとき。 ⑷　会社が解除の原因を知った時から１か月が経過したとき。 ⑸　この特約がその責任開始の日（復活した特約にあっては、その復活に係る責任開始の日）から起算して２年以上継続したとき（その期間内に特約保険金の支払事由又は特約保険料の払込免除の規定に該当する事由が生じた場合において、その特約保険金の支払事由又は特約保険料の払込免除の規定に該当する事由について同項の解除の原因たる事実の存するときを除きます。）。 ３　前項第２号又は第３号の場合において、それぞれに規定する保険媒介者の行為がなかったとしても、保険契約者又は被保険者が、前条の告知の際、会社所定の質問表（告知書）に掲げる質問事項について、事実を告げなかったか又は事実でないことを告げたと認められるときは、前項の規定を適用しません。
第22条	**（解除の効果）** **第22条**　会社は、前条の解除の原因となる事実がある場合には、特約保険金の支払事由又は特約保険料の払込免除事由が生じた後でも、この特約を解除することができます。この場合、会社は、次のとおり取り扱います。 ⑴　その特約保険金を支払いません。また、既にその特約保険金の支払をしたときは、その返還を請求することができます。 ⑵　特約保険料を払込免除としません。また、既に特約保険料を払込免除としたときは、その特約保険料の払込みを請求することができます。 ２　前項にかかわらず、保険契約者、被保険者又は特約保険金受取人が、その特約保険金（その特約保険金の支払事由が発生した後この特約の解除までに発生した特約保険金の支払事由がある場合には、その特約保険金を含みます。以下この条において同じとします。）の支払事由又は特約保険料の払込免除事由の発生の原因がその解除の原因となった事実に基づかないことを証明したときは、その特約保険金を支払い、又は特約保険料を払込免除とします。
第23条	**（解除の相手方）** **第23条**　第21条の規定による特約の解除は、保険契約者又はその法定代理人に対する通知により行います。 ２　前項の場合において、保険契約者若しくはその法定代理人を知ることができないとき、又はこれらの者の所在を知ることができないときその他正当な理由により保険契約者又はその法定代理人に通知できないときは、被保険者、特約保険金受取人又はそれらの法定代理人に通知します。

３　介護特約においては、保険法の施行日以後に復活の申込み（同法の施行の際現にされている復活の申込みを含みます。）があり、かつ、その申込みを承諾した場合には、介護特約条項の次の規定は、その申込時からそれぞれ次のとおり読み替えて適用する。

読替えを行う条項	読替後の規定
第26条	**（詐欺による特約の取消し）** **第26条**　保険契約者、被保険者又は特約保険金受取人の詐欺により特約の締結又は復活が行われたときは、会社は、その特約又は復活を取り消すことができます。この場合、既に払い込んだ特約保険料は払い戻しません。

第50条	**（消滅時効の援用）** **第50条**　特約保険金等の支払又は特約保険料の払込免除を請求する権利の消滅時効が完成した場合であっても、会社は、その時効の援用を２年間はすることがありません。

（保険証券の記載事項）

第102条　介護特約の復活の申込みを承諾したとき（保険法の施行日以後に承諾したときに限ります。）に交付する保険証券には、基本契約の普通保険約款に定める保険証券の記載事項のほか、次の事項を記載します。

(1)　支払事由

(2)　特約保険金の額

（特約保険金受取人に関する特則）

第103条　傷害保険金及び介護保険金の特約保険金受取人を被保険者以外の者に変更することはできません。

（特約保険金受取人による特約の存続）

第104条　保険契約者以外の者でこの特約の解約をすることができる者（以下「債権者等」といいます。）によるこの特約の解約（保険法の施行日前に解約の通知を行ったものを除きます。）は、解約の通知が会社に到達した時から１か月を経過した日に効力を生じます。

２　前項の解約が通知された場合でも、通知の時において次のすべてを満たす特約保険金受取人が、保険契約者の同意を得て、前項の期間が経過するまでの間に、その解約の通知が会社に到達した日に解約の効力が生じたとすれば会社が債権者等に支払うべき金額を債権者等に支払い、かつ会社にその旨を通知したときは、前項の解約はその効力を生じません。

(1)　保険契約者若しくは被保険者の親族又は被保険者本人であること

(2)　保険契約者でないこと

３　特約保険金受取人が前項の通知をしようとするときは、別表に定める必要書類を会社又は会社の指定した場所に提出してください。

４　第１項の解約の通知が会社に到達した日以後、その解約の効力が生じ又は第２項により効力が生じなくなるまでの間に、死亡保険金の支払事由が生じ、会社が死亡保険金を支払うべきときは、その支払うべき金額の限度で、同項の金額を債権者等に支払います。この場合、その支払うべき金額から債権者等に支払った金額を差し引いた残額を、特約死亡保険金受取人に支払います。

（特約保険金等の支払期限等）

第105条　保険法の施行日以後に発生した特約保険金等（特約保険金、特約の返戻金その他この特約に基づく諸支払金をいいます。以下この条において同じとします。）の支払事由による特約保険金等は、介護特約条項に定める必要書類が会社に到着した日の翌日からその日を含めて５営業日以内に、会社又は会社の指定した場所で支払います。

２　特約保険金を支払うために次表の事項の確認が必要な場合において、この特約の締結時から特約保険金請求時までに会社に提出された書類だけではその確認ができないときは、次のとおり確認（会社の指定した医師による診断を含みます。）を行います。この場合には、前項にかかわらず、特約保険金等を支払うべき期限は、前項の必要書類が会社に到着した日の翌日からその日を含めて45日を経過する日とし、会社は、特約保険金等を請求した者にその旨を通知します。

特約保険金を支払うために確認が必要な場合	確認する事項
(1)　特約保険金の支払事由発生の有無の確認が必要な場合	介護特約条項第14条所定の支払事由に該当する事実の有無
(2)　特約保険金の免責事由に該当する可能性がある場合	特約保険金の支払事由が発生するに至った原因
(3)　告知義務違反に該当する可能性がある場合	会社が告知を求めた事項及び告知義務違反に至った原因
(4)　介護特約条項に定める重大事由、詐欺又は不法取得目的に該当する可能性がある場合	前２号に定める事項又は保険契約者、被保険者若しくは特約保険金受取人の特約締結の目的若しくは特約保険金請求の意図に関する特約の締結時から特約保険金請求時までにおける事実

３　前項の確認をするため、次の特別な照会や調査が不可欠な場合には、前２項にかかわらず、特約保険金等を支払うべき期限は、第１項の必要書類が会社に到着した日の翌日からその日を含めてそれぞれ次の各号に定める日数（当該各号のうち複数に該当する場合であっても、180日とします。）を経過する日とし、会社は、特約保険金等を請求した者にその旨を通知します。

(1)　前項第２号から第４号までに定める事項について弁護士法その他の法令に基づく照会　180日

(2)　前項第１号、第２号又は第４号に定める事項に関し、保険契約者、被保険者又は特約保険金受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等から明らかである場合における、その刑事手続の結果の照会　180日

(3)　前項に定める事項についての日本国外における調査　180日

４　前２項の必要な事項の確認に際し、保険契約者、被保険者、基本契約の保険金受取人又は特約保険金受取人が正当な理由なくその確認を妨げ、又はこれに応じなかったとき（会社の指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます。）は、会社は、これによりその必要な事項の確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は特約保険金等は支払いません。

５　特約保険料の払込免除については、前４項の規定を準用します。

第３節　傷害入院特約に関する特則

（傷害入院特約条項の読替え）

第106条　傷害入院特約においては、傷害入院特約条項の次の規定は、保険法の施行日以後は、それぞれ次のとおり読み替えて適用します。

読替えを行う条項	読替後の規定
第20条	**（重大事由による特約の解除）** **第20条**　会社は、次のいずれかの重大事由が生じた場合には、将来に向かってこの特約を解除することができます。 (1) 保険契約者、被保険者又は特約保険金受取人が、この特約の特約保険金を詐取する目的又は他人に詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をした場合。 (2) 保険契約者、被保険者又は特約保険金受取人が、会社にこの特約の特約保険料を払込免除とさせる目的で事故招致（未遂を含みます。）をした場合。 (3) この特約の特約保険金又は特約保険料の払込免除の請求に関し、特約保険金受取人に詐欺行為（未遂を含みます。）があった場合。 (4) この特約が付加されている基本契約若しくは他の保険契約が重大事由によって解除され、又は保険契約者、被保険者若しくは特約保険金受取人が他の保険者との間で締結した保険契約若しくは共済契約がその契約の重大事由により解除されるなどにより、会社の保険契約者、被保険者又は特約保険金受取人に対する信頼を損ない、この特約を継続することを期待しえない前３号に掲げる事由と同等の重大な事由がある場合。 ２　会社は、前項各号に掲げる事由がある場合には、特約保険金の支払事由又は特約保険料の払込免除事由が生じた後においても、前項の規定によりこの特約を解除することができます。この場合、同項各号に掲げる事由の発生時以後に生じた特約保険金の支払事由又は特約保険料の払込免除事由について、会社は、次のとおり取り扱います。 (1) その特約保険金を支払いません。また、既にその特約保険金の支払をしたときは、その返還を請求することができます。 (2) 特約保険料を払込免除としません。また、既に特約保険料を払込免除としたときは、その特約保険料の払込みを請求することができます。 ３　第１項の規定による特約の解除は、保険契約者又はその法定代理人に対する通知により行います。 ４　前項の場合において、保険契約者若しくはその法定代理人を知ることができないとき、又はこれらの者の所在を知ることができないときその他正当な理由により保険契約者又はその法定代理人に通知できないときは、被保険者、特約保険金受取人又はそれらの法定代理人に通知します。
第21条	**（加入限度額超過による特約の解除）** **第21条**　会社は、この特約の特約保険金額が、加入限度額（郵政民営化法及び同法施行令の定める被保険者１人当たりの特約保険金額をいいます。以下同じとします。）を超える場合（他の特約の特約保険金額その他の金額との合計額が加入限度額を超える場合を含みます。以下同じとします。）には、その超える特約を将来に向かって解除することができます。 ２　前項の規定によるこの特約の解除については、前条第３項及び第４項の規定を準用します。

２　傷害入院特約においては、保険法の施行日以後に復活の申込み（同法の施行の際現にされている復活の申込みを含みます。）があり、かつ、その申込みを承諾した場合には、傷害入院特約条項の次の規定は、その申込時からそれぞれ次のとおり読み替えて適用する。

読替えを行う条項	読替後の規定
第22条	**（詐欺による特約の取消し）** **第22条**　保険契約者、被保険者又は特約保険金受取人の詐欺により特約の締結又は復活が行われたときは、会社は、その特約又は復活を取り消すことができます。この場合、既に払い込んだ特約保険料は払い戻しません。
第46条	**（消滅時効の援用）** **第46条**　特約保険金等の支払又は特約保険料の払込免除を請求する権利の消滅時効が完成した場合であっても、会社は、その時効の援用を２年間はすることがありません。

（保険証券の記載事項）

第107条　傷害入院特約の復活の申込みを承諾したとき（保険法の施行日以後に承諾したときに限ります。）に交付する保険証券には、基本契約の普通保険約款に定める保険証券の記載事項のほか、次の事項を記載します。

(1) 支払事由

(2) 特約保険金の額

（特約保険金受取人に関する特則）

第108条　特約保険金受取人を被保険者以外の者に変更することはできません。

（特約保険金受取人による特約の存続）

第109条　保険契約者以外の者でこの特約の解約をすることができる者（以下「債権者等」といいます。）によるこの特約の解約（保険法の施行日前に解約の通知を行ったものを除きます。）は、解約の通知が会社に到達した時から１か月を経過した日に効力を生じます。

２　前項の解約が通知された場合でも、通知の時において保険契約者でない特約保険金受取人が、保険契約者の同意を得て、前項の期間が経過するまでの間に、その解約の通知が会社に到達した日に解約の効力が生じたとすれば会社が債権者等に支払うべき金額を債権者等に支払い、かつ会社にその旨を通知したときは、前項の解約はその効力を生じません。

３　特約保険金受取人が前項の通知をしようとするときは、別表に定める必要書類を会社又は会社の指定した場所に提出してください。

（特約保険金等の支払期限等）

第110条　保険法の施行日以後に発生した特約保険金等（特約保険金、特約の返戻金その他この特約に基づく諸支払金をいいます。以下この条において同じとします。）の支払事由による特約保険金等は、傷害入院特約条項に定める必要書類が会社に到着した日の翌日からその日を含めて５営業日以内に、会社又は会社の指定した場所で支払います。

２　特約保険金を支払うために次表の事項の確認が必要な場合において、この特約の締結時から特約保険金請求時までに会社に提出された書類だけではその確認ができないときは、次のとおり確認（会社の指定した医師による診断を含みます。）を行います。この場合には、前項にかかわらず、特約保険金等を支払うべき期限は、前項の必要書類が会社に到着した日の翌日からその日を含めて45日を経過する日とし、会社は、特約保険金等を請求した者にその旨を通知します。

特約保険金を支払うために確認が必要な場合	確認する事項
(1) 特約保険金の支払事由発生の有無の確認が必要な場合	傷害入院特約条項第13条所定の支払事由に該当する事実の有無
(2) 特約保険金の免責事由に該当する可能性がある場合	特約保険金の支払事由が発生するに至った原因
(3) 傷害入院特約条項に定める重大事由、詐欺又は不法取得目的に該当する可能性がある場合	前号に定める事項又は保険契約者、被保険者若しくは特約保険金受取人の特約締結の目的若しくは特約保険金請求の意図に関する特約の締結時から特約保険金請求時までにおける事実

３　前項の確認をするため、次の特別な照会や調査が不可欠な場合には、前２項にかかわらず、特約保険金等を支払うべき期限は、第１項の必要書類が会社に到着した日の翌日からその日を含めてそれぞれ次の各号に定める日数（当該各号のうち複数に該当する場合であっても、180日とします。）を経過する日とし、会社は、特約保険金等を請求した者にその旨を通知します。

(1)　前項第２号又は第３号に定める事項について弁護士法その他の法令に基づく照会　180日

(2)　前項に定める事項に関し、保険契約者、被保険者又は特約保険金受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等から明らかである場合における、その刑事手続の結果の照会　180日

(3)　前項に定める事項についての日本国外における調査　180日

４　前２項の必要な事項の確認に際し、保険契約者、被保険者、基本契約の保険金受取人又は特約保険金受取人が正当な理由なくその確認を妨げ、又はこれに応じなかったとき（会社の指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます。）は、会社は、これによりその必要な事項の確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は特約保険金等は支払いません。

５　特約保険料の払込免除については、前４項の規定を準用します。

第４節　疾病入院特約に関する特則

（疾病入院特約条項の読替え）

第111条　疾病入院特約においては、疾病入院特約条項の次の規定は、保険法の施行日以後は、それぞれ次のとおり読み替えて適用します。

読替えを行う条項	読替後の規定
第26条	**（重大事由による特約の解除）** **第26条**　会社は、次のいずれかの重大事由が生じた場合には、将来に向かってこの特約を解除することができます。 (1)　保険契約者、被保険者又は特約保険金受取人が、この特約の特約保険金を詐取する目的又は他人に詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をした場合。 (2)　保険契約者、被保険者又は特約保険金受取人が、会社にこの特約の特約保険料を払込免除とさせる目的で事故招致（未遂を含みます。）をした場合。 (3)　この特約の特約保険金又は特約保険料の払込免除の請求に関し、特約保険金受取人に詐欺行為（未遂を含みます。）があった場合。 (4)　この特約が付加されている基本契約若しくは他の保険契約が重大事由によって解除され、又は保険契約者、被保険者若しくは特約保険金受取人が他の保険者との間で締結した保険契約若しくは共済契約がその契約の重大事由により解除されるなどにより、会社の保険契約者、被保険者又は特約保険金受取人に対する信頼を損ない、この特約を継続することを期待しえない前３号に掲げる事由と同等の重大な事由がある場合。 ２　会社は、前項各号に掲げる事由がある場合には、特約保険金の支払事由又は特約保険料の払込免除事由が生じた後においても、前項の規定によりこの特約を解除することができます。この場合、同項各号に掲げる事由の発生時以後に生じた特約保険金の支払事由又は特約保険料の払込免除事由について、会社は、次のとおり取り扱います。 (1)　その特約保険金を支払いません。また、既にその特約保険金の支払をしたときは、その返還を請求することができます。 (2)　特約保険料を払込免除としません。また、既に特約保険料を払込免除としたときは、その特約保険料の払込みを請求することができます。 ３　第１項の規定によるこの特約の解除については、前条第１項及び第２項の規定を準用します。
第27条	**（加入限度額超過による特約の解除）** **第27条**　会社は、この特約の特約保険金額が、加入限度額（郵政民営化法及び同法施行令の定める

	被保険者１人当たりの特約保険金額をいいます。以下同じとします。）を超える場合（他の特約の特約保険金額その他の金額との合計額が加入限度額を超える場合を含みます。以下同じとします。）には、その超える特約を将来に向かって解除することができます。 ２　前項の規定によるこの特約の解除については、第25条第１項及び第２項の規定を準用します。

２　疾病入院特約においては、疾病入院特約条項の次の規定は、保険法の施行日以後の復活の申込み（同法の施行の際現にされている復活の申込みを含みます。）の際の告知について、それぞれ次のとおり読み替えて適用します。

読替えを行う条項	読替後の規定
第22条	**（告知義務）** **第22条**　保険契約者又は被保険者は、この特約の締結又は復活の際、特約保険金の支払事由又は特約保険料の払込免除事由の発生の可能性に関する重要な事項のうち会社所定の質問表（告知書）に掲げる質問事項について、その質問表（告知書）により告知することを要します。
第23条	**（告知義務違反による特約の解除）** **第23条**　保険契約者又は被保険者が、前条の告知の際、会社所定の質問表（告知書）に掲げる質問事項について悪意又は重大な過失によって事実を告げず、又は真実でないことを告げたときは、会社は、将来に向かってこの特約を解除することができます。 ２　会社は、次のいずれかの場合には、前項の規定による特約の解除をすることができません。 ⑴　会社が、この特約の締結又は復活の際、解除の原因となる事実を知り、又は過失によってこれを知らなかったとき。 ⑵　保険媒介者（会社のために保険契約の締結の媒介を行うことができる者（会社のために保険契約の締結の代理を行うことができる者を除きます。）をいいます。以下この条において同じとします。）が、保険契約者又は被保険者が前条の告知をすることを妨げたとき。 ⑶　保険媒介者が、保険契約者又は被保険者に対し、前条の告知をしないことを勧めたとき、又は事実でないことを告げることを勧めたとき。 ⑷　会社が解除の原因を知った時から１か月が経過したとき。 ⑸　この特約がその責任開始の日（復活した特約にあっては、その復活に係る責任開始の日）から起算して２年以上継続したとき（その期間内に特約保険金の支払事由又は特約保険料の払込免除の規定に該当する事由が生じた場合において、その特約保険金の支払事由又は特約保険料の払込免除の規定に該当する事由について同項の解除の原因たる事実の存するときを除きます。）。 ３　前項第２号又は第３号の場合において、それぞれに規定する保険媒介者の行為がなかったとしても、保険契約者又は被保険者が、前条の告知の際、会社所定の質問表（告知書）に掲げる質問事項について、事実を告げなかったか又は事実でないことを告げたと認められるときは、前項の規定を適用しません。
第24条	**（解除の効果）** **第24条**　会社は、前条の解除の原因となる事実がある場合には、特約保険金の支払事由又は特約保険料の払込免除事由が生じた後でも、この特約を解除することができます。この場合、会社は、次のとおり取り扱います。 ⑴　その特約保険金を支払いません。また、既にその特約保険金の支払をしたときは、その返還を請求することができます。 ⑵　特約保険料を払込免除としません。また、既に特約保険料を払込免除としたときは、その特約保険料の払込みを請求することができます。 ２　前項にかかわらず、保険契約者、被保険者又は特約保険金受取人が、その特約保険金（その特約保険金の支払事由が発生した後この特約の解除までに発生した特約保険金の支払事由がある場合には、その特約保険金を含みます。以下この条において同じとします。）の支払事由又は特約保険料の払込免除事由の発生の原因がその解除の原因となった事実に基づかないことを証明したときは、その特約保険金を支払い、又は特約保険料を払込免除とします。
第25条	**（解除の相手方）** **第25条**　第23条の規定による特約の解除は、保険契約者又はその法定代理人に対する通知により行います。 ２　前項の場合において、保険契約者若しくはその法定代理人を知ることができないとき、又はこれらの者の所在を知ることができないときその他正当な理由により保険契約者又はその法定代理人に通知できないときは、被保険者、特約保険金受取人又はそれらの法定代理人に通知します。

３　疾病入院特約においては、保険法の施行日以後に復活の申込み（同法の施行の際現にされている復活の申込みを含みます。）があり、かつ、その申込みを承諾した場合には、疾病入院特約条項の次の規定は、その申込時からそれぞれ次のとおり読み替えて適用する。

読替えを行う条項	読替後の規定
第28条	**（詐欺による特約の取消し）** **第28条**　保険契約者、被保険者又は特約保険金受取人の詐欺により特約の締結又は復活が行われたときは、会社は、その特約又は復活を取り消すことができます。この場合、既に払い込んだ特約保険料は払い戻しません。

第52条	（消滅時効の援用） **第52条**　特約保険金等の支払又は特約保険料の払込免除を請求する権利の消滅時効が完成した場合であっても、会社は、その時効の援用を２年間はすることがありません。

（保険証券の記載事項）

第112条　疾病入院特約の復活の申込みを承諾したとき（保険法の施行日以後に承諾したときに限ります。）に交付する保険証券には、基本契約の普通保険約款に定める保険証券の記載事項のほか、次の事項を記載します。

(1)　支払事由

(2)　特約保険金の額

（特約保険金受取人に関する特則）

第113条　特約保険金受取人を被保険者以外の者に変更することはできません。

（特約保険金受取人による特約の存続）

第114条　保険契約者以外の者でこの特約の解約をすることができる者（以下「債権者等」といいます。）によるこの特約の解約（保険法の施行日前に解約の通知を行ったものを除きます。）は、解約の通知が会社に到達した時から１か月を経過した日に効力を生じます。

２　前項の解約が通知された場合でも、通知の時において保険契約者でない特約保険金受取人が、保険契約者の同意を得て、前項の期間が経過するまでの間に、その解約の通知が会社に到達した日に解約の効力が生じたとすれば会社が債権者等に支払うべき金額を債権者等に支払い、かつ会社にその旨を通知したときは、前項の解約はその効力を生じません。

３　特約保険金受取人が前項の通知をしようとするときは、別表に定める必要書類を会社又は会社の指定した場所に提出してください。

（特約保険金等の支払期限等）

第115条　保険法の施行日以後に発生した特約保険金等（特約保険金、特約の返戻金その他この特約に基づく諸支払金をいいます。以下この条において同じとします。）の支払事由による特約保険金等は、疾病入院特約条項に定める必要書類が会社に到着した日の翌日からその日を含めて５営業日以内に、会社又は会社の指定した場所で支払います。

２　特約保険金を支払うために次表の事項の確認が必要な場合において、この特約の締結時から特約保険金請求時までに会社に提出された書類だけではその確認ができないときは、次のとおり確認（会社の指定した医師による診断を含みます。）を行います。この場合には、前項にかかわらず、特約保険金等を支払うべき期限は、前項の必要書類が会社に到着した日の翌日からその日を含めて45日を経過する日とし、会社は、特約保険金等を請求した者にその旨を通知します。

特約保険金を支払うために確認が必要な場合	確認する事項
(1)　特約保険金の支払事由発生の有無の確認が必要な場合	疾病入院特約条項第13条所定の支払事由に該当する事実の有無
(2)　特約保険金の免責事由に該当する可能性がある場合	特約保険金の支払事由が発生するに至った原因
(3)　告知義務違反に該当する可能性がある場合	会社が告知を求めた事項及び告知義務違反に至った原因
(4)　疾病入院特約条項に定める重大事由、詐欺又は不法取得目的に該当する可能性がある場合	前２号に定める事項又は保険契約者、被保険者若しくは特約保険金受取人の特約締結の目的若しくは特約保険金請求の意図に関する特約の締結時から特約保険金請求時までにおける事実

３　前項の確認をするため、次の特別な照会や調査が不可欠な場合には、前２項にかかわらず、特約保険金等を支払うべき期限は、第１項の必要書類が会社に到着した日の翌日からその日を含めてそれぞれ次の各号に定める日数（当該各号のうち複数に該当する場合であっても、180日とします。）を経過する日とし、会社は、特約保険金等を請求した者にその旨を通知します。

(1)　前項第２号から第４号までに定める事項について弁護士法その他の法令に基づく照会　180日

(2)　前項第１号、第２号又は第４号に定める事項に関し、保険契約者、被保険者又は特約保険金受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等から明らかである場合における、その刑事手続の結果の照会　180日

(3)　前項に定める事項についての日本国外における調査　180日

４　前２項の必要な事項の確認に際し、保険契約者、被保険者、基本契約の保険金受取人又は特約保険金受取人が正当な理由なくその確認を妨げ、又はこれに応じなかったとき（会社の指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます。）は、会社は、これによりその必要な事項の確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は特約保険金等は支払いません。

５　特約保険料の払込免除については、前４項の規定を準用します。

第５節　疾病傷害入院特約に関する特則

（疾病傷害入院特約条項の読替え）

第116条　疾病傷害入院特約においては、疾病傷害入院特約条項の次の規定は、保険法の施行日以後は、それぞれ次のとおり読み替えて適用します。

読替えを行う条項	読替後の規定
第27条	（重大事由による特約の解除） **第27条**　会社は、次のいずれかの重大事由が生じた場合には、将来に向かってこの特約を解除することができます。

	(1) 保険契約者、被保険者又は特約保険金受取人が、この特約の特約保険金を詐取する目的又は他人に詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をした場合。 (2) 保険契約者、被保険者又は特約保険金受取人が、会社にこの特約の特約保険料を払込免除とさせる目的で事故招致（未遂を含みます。）をした場合。 (3) この特約の特約保険金又は特約保険料の払込免除の請求に関し、特約保険金受取人に詐欺行為（未遂を含みます。）があった場合。 (4) この特約が付加されている基本契約若しくは他の保険契約が重大事由によって解除され、又は保険契約者、被保険者若しくは特約保険金受取人が他の保険者との間で締結した保険契約若しくは共済契約がその契約の重大事由により解除されるなどにより、会社の保険契約者、被保険者又は特約保険金受取人に対する信頼を損ない、この特約を継続することを期待しえない前３号に掲げる事由と同等の重大な事由がある場合。 ２　会社は、前項各号に掲げる事由がある場合には、特約保険金の支払事由又は特約保険料の払込免除事由が生じた後においても、前項の規定によりこの特約を解除することができます。この場合、同項各号に掲げる事由の発生時以後に生じた特約保険金の支払事由又は特約保険料の払込免除事由について、会社は、次のとおり取り扱います。 (1) その特約保険金を支払いません。また、既にその特約保険金の支払をしたときは、その返還を請求することができます。 (2) 特約保険料を払込免除としません。また、既に特約保険料を払込免除としたときは、その特約保険料の払込みを請求することができます。 ３　第１項の規定によるこの特約の解除については、前条第１項及び第２項の規定を準用します。
第28条	**（加入限度額超過による特約の解除）** **第28条**　会社は、この特約の特約保険金額が、加入限度額（郵政民営化法及び同法施行令の定める被保険者１人当たりの特約保険金額をいいます。以下同じとします。）を超える場合（他の特約の特約保険金額その他の金額との合計額が加入限度額を超える場合を含みます。以下同じとします。）には、その超える特約を将来に向かって解除することができます。 ２　前項の規定によるこの特約の解除については、第26条第１項及び第２項の規定を準用します。

２　疾病傷害入院特約においては、疾病傷害入院特約条項の次の規定は、保険法の施行日以後の復活の申込み（同法の施行の際現にされている復活の申込みを含みます。）の際の告知について、それぞれ次のとおり読み替えて適用します。

読替えを行う条項	読替後の規定
第23条	**（告知義務）** **第23条**　保険契約者又は被保険者は、この特約の締結又は復活の際、特約保険金の支払事由又は特約保険料の払込免除事由の発生の可能性に関する重要な事項のうち会社所定の質問表（告知書）に掲げる質問事項について、その質問表（告知書）により告知することを要します。
第24条	**（告知義務違反による特約の解除）** **第24条**　保険契約者又は被保険者が、前条の告知の際、会社所定の質問表（告知書）に掲げる質問事項について悪意又は重大な過失によって事実を告げず、又は真実でないことを告げたときは、会社は、将来に向かってこの特約を解除することができます。 ２　会社は、次のいずれかの場合には、前項の規定による特約の解除をすることができません。 (1) 会社が、この特約の締結又は復活の際、解除の原因となる事実を知り、又は過失によってこれを知らなかったとき。 (2) 保険媒介者（会社のために保険契約の締結の媒介を行うことができる者（会社のために保険契約の締結の代理を行うことができる者を除きます。）をいいます。以下この条において同じとします。）が、保険契約者又は被保険者が前条の告知をすることを妨げたとき。 (3) 保険媒介者が、保険契約者又は被保険者に対し、前条の告知をしないことを勧めたとき、又は事実でないことを告げることを勧めたとき。 (4) 会社が解除の原因を知った時から１か月が経過したとき。 (5) この特約がその責任開始の日（復活した特約にあっては、その復活に係る責任開始の日）から起算して２年以上継続したとき（その期間内に特約保険金の支払事由又は特約保険料の払込免除の規定に該当する事由が生じた場合において、その特約保険金の支払事由又は特約保険料の払込免除の規定に該当する事由について同項の解除の原因たる事実の存するときを除きます。）。 ３　前項第２号又は第３号の場合において、それぞれに規定する保険媒介者の行為がなかったとしても、保険契約者又は被保険者が、前条の告知の際、会社所定の質問表（告知書）に掲げる質問事項について、事実を告げなかったか又は事実でないことを告げたと認められるときは、前項の規定を適用しません。
第25条	**（解除の効果）** **第25条**　会社は、前条の解除の原因となる事実がある場合には、特約保険金の支払事由又は特約保険料の払込免除事由が生じた後でも、この特約を解除することができます。この場合、会社は、次のとおり取り扱います。 (1) その特約保険金を支払いません。また、既にその特約保険金の支払をしたときは、その返還を請求することができます。

	(2) 特約保険料を払込免除としません。また、既に特約保険料を払込免除としたときは、その特約保険料の払込みを請求することができます。 2 前項にかかわらず、保険契約者、被保険者又は特約保険金受取人が、その特約保険金（その特約保険金の支払事由が発生した後この特約の解除までに発生した特約保険金の支払事由がある場合には、その特約保険金を含みます。以下この条において同じとします。）の支払事由又は特約保険料の払込免除事由の発生の原因がその解除の原因となった事実に基づかないことを証明したときは、その特約保険金を支払い、又は特約保険料を払込免除とします。
第26条	**（解除の相手方）** **第26条** 第24条の規定による特約の解除は、保険契約者又はその法定代理人に対する通知により行います。 2 前項の場合において、保険契約者若しくはその法定代理人を知ることができないとき、又はこれらの者の所在を知ることができないときその他正当な理由により保険契約者又はその法定代理人に通知できないときは、被保険者、特約保険金受取人又はそれらの法定代理人に通知します。

3 疾病傷害入院特約においては、保険法の施行日以後に復活の申込み（同法の施行の際現にされている復活の申込みを含みます。）があり、かつ、その申込みを承諾した場合には、疾病傷害入院特約条項の次の規定は、その申込時からそれぞれ次のとおり読み替えて適用する。

読替えを行う条項	読替後の規定
第29条	**（詐欺による特約の取消し）** **第29条** 保険契約者、被保険者又は特約保険金受取人の詐欺により特約の締結又は復活が行われたときは、会社は、その特約又は復活を取り消すことができます。この場合、既に払い込んだ特約保険料は払い戻しません。
第54条	**（消滅時効の援用）** **第54条** 特約保険金等の支払又は特約保険料の払込免除を請求する権利の消滅時効が完成した場合であっても、会社は、その時効の援用を２年間はすることがありません。

（保険証券の記載事項）

第117条 疾病傷害入院特約の復活の申込みを承諾したとき（保険法の施行日以後に承諾したときに限ります。）に交付する保険証券には、基本契約の普通保険約款に定める保険証券の記載事項のほか、次の事項を記載します。

(1) 支払事由

(2) 特約保険金の額

（特約保険金受取人に関する特則）

第118条 特約保険金受取人を被保険者以外の者に変更することはできません。

（特約保険金受取人による特約の存続）

第119条 保険契約者以外の者でこの特約の解約をすることができる者（以下「債権者等」といいます。）によるこの特約の解約（保険法の施行日前に解約の通知を行ったものを除きます。）は、解約の通知が会社に到達した時から１か月を経過した日に効力を生じます。

2 前項の解約が通知された場合でも、通知の時において保険契約者でない特約保険金受取人が、保険契約者の同意を得て、前項の期間が経過するまでの間に、その解約の通知が会社に到達した日に解約の効力が生じたとすれば会社が債権者等に支払うべき金額を債権者等に支払い、かつ会社にその旨を通知したときは、前項の解約はその効力を生じません。

3 特約保険金受取人が前項の通知をしようとするときは、別表に定める必要書類を会社又は会社の指定した場所に提出してください。

（特約保険金等の支払期限等）

第120条 保険法の施行日以後に発生した特約保険金等（特約保険金、特約の返戻金その他この特約に基づく諸支払金をいいます。以下この条において同じとします。）の支払事由による特約保険金等は、疾病傷害入院特約条項に定める必要書類が会社に到着した日の翌日からその日を含めて５営業日以内に、会社又は会社の指定した場所で支払います。

2 特約保険金を支払うために次表の事項の確認が必要な場合において、この特約の締結時から特約保険金請求時までに会社に提出された書類だけではその確認ができないときは、次のとおり確認（会社の指定した医師による診断を含みます。）を行います。この場合には、前項にかかわらず、特約保険金等を支払うべき期限は、前項の必要書類が会社に到着した日の翌日からその日を含めて45日を経過する日とし、会社は、特約保険金等を請求した者にその旨を通知します。

特約保険金を支払うために確認が必要な場合	確認する事項
(1) 特約保険金の支払事由発生の有無の確認が必要な場合	疾病傷害入院特約条項第13条所定の支払事由に該当する事実の有無
(2) 特約保険金の免責事由に該当する可能性がある場合	特約保険金の支払事由が発生するに至った原因
(3) 告知義務違反に該当する可能性がある場合	会社が告知を求めた事項及び告知義務違反に至った原因
(4) 疾病傷害入院特約条項に定める重大事由、詐欺又は不法取得目的に該当する可能性がある場合	前２号に定める事項又は保険契約者、被保険者若しくは特約保険金受取人の特約締結の目的若しくは特約保険金請求の意図に関する特約の締結時から特約保険金請求時までにおける事実

3 前項の確認をするため、次の特別な照会や調査が不可欠な場合には、前２項にかかわらず、特約保険金等を支払うべき期限は、第１項の必要書類が会社に到着した日の翌日からその日を含めてそれぞれ次の各号に定める日数（当該各号の

うち複数に該当する場合であっても、180日とします。）を経過する日とし、会社は、特約保険金等を請求した者にその旨を通知します。

(1) 前項第２号から第４号までに定める事項について弁護士法その他の法令に基づく照会　180日

(2) 前項第１号、第２号又は第４号に定める事項に関し、保険契約者、被保険者又は特約保険金受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等から明らかである場合における、その刑事手続の結果の照会　180日

(3) 前項に定める事項についての日本国外における調査　180日

４　前２項の必要な事項の確認に際し、保険契約者、被保険者、基本契約の保険金受取人又は特約保険金受取人が正当な理由なくその確認を妨げ、又はこれに応じなかったとき（会社の指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます。）は、会社は、これによりその必要な事項の確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は特約保険金等は支払いません。

５　特約保険料の払込免除については、前４項の規定を準用します。

第６節　無配当傷害入院特約に関する特則

（無配当傷害入院特約条項の読替え）

第121条　無配当傷害入院特約においては、無配当傷害入院特約条項の次の規定は、保険法の施行日以後は、それぞれ次のとおり読み替えて適用します。

読替えを行う条項	読替後の規定
第18条	**（重大事由による特約の解除）** **第18条**　会社は、次のいずれかの重大事由が生じた場合には、将来に向かってこの特約を解除することができます。 (1) 保険契約者、被保険者又は特約保険金受取人が、この特約の特約保険金を詐取する目的又は他人に詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をした場合。 (2) 保険契約者、被保険者又は特約保険金受取人が、会社にこの特約の特約保険料を払込免除とさせる目的で事故招致（未遂を含みます。）をした場合。 (3) この特約の特約保険金又は特約保険料の払込免除の請求に関し、特約保険金受取人に詐欺行為（未遂を含みます。）があった場合。 (4) この特約が付加されている基本契約若しくは他の保険契約が重大事由によって解除され、又は保険契約者、被保険者若しくは特約保険金受取人が他の保険者との間で締結した保険契約若しくは共済契約がその契約の重大事由により解除されるなどにより、会社の保険契約者、被保険者又は特約保険金受取人に対する信頼を損ない、この特約を継続することを期待しえない前３号に掲げる事由と同等の重大な事由がある場合。 ２　会社は、前項各号に掲げる事由がある場合には、特約保険金の支払事由又は特約保険料の払込免除事由が生じた後においても、前項の規定によりこの特約を解除することができます。この場合、同項各号に掲げる事由の発生時以後に生じた特約保険金の支払事由又は特約保険料の払込免除事由について、会社は、次のとおり取り扱います。 (1) その特約保険金を支払いません。また、既にその特約保険金の支払をしたときは、その返還を請求することができます。 (2) 特約保険料を払込免除としません。また、既に特約保険料を払込免除としたときは、その特約保険料の払込みを請求することができます。 ３　第１項の規定による特約の解除は、保険契約者又はその法定代理人に対する通知により行います。 ４　前項の場合において、保険契約者若しくはその法定代理人を知ることができないとき、又はこれらの者の所在を知ることができないときその他正当な理由により保険契約者又はその法定代理人に通知できないときは、被保険者、特約保険金受取人又はそれらの法定代理人に通知します。
第19条	**（加入限度額超過による特約の解除）** **第19条**　会社は、この特約の特約保険金額が、加入限度額（郵政民営化法及び同法施行令の定める被保険者１人当たりの特約保険金額をいいます。以下同じとします。）を超える場合（他の特約の特約保険金額その他の金額との合計額が加入限度額を超える場合を含みます。以下同じとします。）には、その超える特約を将来に向かって解除することができます。 ２　前項の規定によるこの特約の解除については、前条第３項及び第４項の規定を準用します。

２　無配当傷害入院特約においては、保険法の施行日以後に復活の申込み（同法の施行の際現にされている復活の申込みを含みます。）があり、かつ、その申込みを承諾した場合には、無配当傷害入院特約条項の次の規定は、その申込時からそれぞれ次のとおり読み替えて適用する。

読替えを行う条項	読替後の規定
第20条	**（詐欺による特約の取消し）** **第20条**　保険契約者、被保険者又は特約保険金受取人の詐欺により特約の締結又は復活が行われたときは、会社は、その特約又は復活を取り消すことができます。この場合、既に払い込んだ特約保険料は払い戻しません。

第42条	**（消滅時効の援用）** **第42条**　特約保険金等の支払又は特約保険料の払込免除を請求する権利の消滅時効が完成した場合であっても、会社は、その時効の援用を２年間はすることがありません。

（保険証券の記載事項）

第122条　無配当傷害入院特約の復活の申込みを承諾したとき（保険法の施行日以後に承諾したときに限ります。）に交付する保険証券には、基本契約の普通保険約款に定める保険証券の記載事項のほか、次の事項を記載します。

(1)　支払事由

(2)　特約保険金の額

（特約保険金受取人に関する特則）

第123条　特約保険金受取人を被保険者以外の者に変更することはできません。

（特約保険金受取人による特約の存続）

第124条　保険契約者以外の者でこの特約の解約をすることができる者（以下「債権者等」といいます。）によるこの特約の解約（保険法の施行日前に解約の通知を行ったものを除きます。）は、解約の通知が会社に到達した時から１か月を経過した日に効力を生じます。

２　前項の解約が通知された場合でも、通知の時において保険契約者でない特約保険金受取人が、保険契約者の同意を得て、前項の期間が経過するまでの間に、その解約の通知が会社に到達した日に解約の効力が生じたとすれば会社が債権者等に支払うべき金額を債権者等に支払い、かつ会社にその旨を通知したときは、前項の解約はその効力を生じません。

３　特約保険金受取人が前項の通知をしようとするときは、別表に定める必要書類を会社又は会社の指定した場所に提出してください。

（特約保険金等の支払期限等）

第125条　保険法の施行日以後に発生した特約保険金等（特約保険金、特約の返戻金その他この特約に基づく諸支払金をいいます。以下この条において同じとします。）の支払事由による特約保険金等は、無配当傷害入院特約条項に定める必要書類が会社に到着した日の翌日からその日を含めて５営業日以内に、会社又は会社の指定した場所で支払います。

２　特約保険金を支払うために次表の事項の確認が必要な場合において、この特約の締結時から特約保険金請求時までに会社に提出された書類だけではその確認ができないときは、次のとおり確認（会社の指定した医師による診断を含みます。）を行います。この場合には、前項にかかわらず、特約保険金等を支払うべき期限は、前項の必要書類が会社に到着した日の翌日からその日を含めて45日を経過する日とし、会社は、特約保険金等を請求した者にその旨を通知します。

特約保険金を支払うために確認が必要な場合	確認する事項
(1)　特約保険金の支払事由発生の有無の確認が必要な場合	無配当傷害入院特約条項第12条所定の支払事由に該当する事実の有無
(2)　特約保険金の免責事由に該当する可能性がある場合	特約保険金の支払事由が発生するに至った原因
(3)　無配当傷害入院特約条項に定める重大事由、詐欺又は不法取得目的に該当する可能性がある場合	前号に定める事項又は保険契約者、被保険者若しくは特約保険金受取人の特約締結の目的若しくは特約保険金請求の意図に関する特約の締結時から特約保険金請求時までにおける事実

３　前項の確認をするため、次の特別な照会や調査が不可欠な場合には、前２項にかかわらず、特約保険金等を支払うべき期限は、第１項の必要書類が会社に到着した日の翌日からその日を含めてそれぞれ次の各号に定める日数（当該各号のうち複数に該当する場合であっても、180日とします。）を経過する日とし、会社は、特約保険金等を請求した者にその旨を通知します。

(1)　前項第２号又は第３号に定める事項について弁護士法その他の法令に基づく照会　180日

(2)　前項に定める事項に関し、保険契約者、被保険者又は特約保険金受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等から明らかである場合における、その刑事手続の結果の照会　180日

(3)　前項に定める事項についての日本国外における調査　180日

４　前２項の必要な事項の確認に際し、保険契約者、被保険者、基本契約の保険金受取人又は特約保険金受取人が正当な理由なくその確認を妨げ、又はこれに応じなかったとき（会社の指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます。）は、会社は、これによりその必要な事項の確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は特約保険金等は支払いません。

５　特約保険料の払込免除については、前４項の規定を準用します。

第７節　無配当疾病傷害入院特約に関する特則

（無配当疾病傷害入院特約条項の読替え）

第126条　無配当疾病傷害入院特約においては、無配当疾病傷害入院特約条項の次の規定は、保険法の施行日以後は、それぞれ次のとおり読み替えて適用します。

読替えを行う条項	読替後の規定
第24条	**（重大事由による特約の解除）** **第24条**　会社は、次のいずれかの重大事由が生じた場合には、将来に向かってこの特約を解除することができます。

	(1) 保険契約者、被保険者又は特約保険金受取人が、この特約の特約保険金を詐取する目的又は他人に詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をした場合。 (2) 保険契約者、被保険者又は特約保険金受取人が、会社にこの特約の特約保険料を払込免除とさせる目的で事故招致（未遂を含みます。）をした場合。 (3) この特約の特約保険金又は特約保険料の払込免除の請求に関し、特約保険金受取人に詐欺行為（未遂を含みます。）があった場合。 (4) この特約が付加されている基本契約若しくは他の保険契約が重大事由によって解除され、又は保険契約者、被保険者若しくは特約保険金受取人が他の保険者との間で締結した保険契約若しくは共済契約がその契約の重大事由により解除されるなどにより、会社の保険契約者、被保険者又は特約保険金受取人に対する信頼を損ない、この特約を継続することを期待しえない前３号に掲げる事由と同等の重大な事由がある場合。 ２　会社は、前項各号に掲げる事由がある場合には、特約保険金の支払事由又は特約保険料の払込免除事由が生じた後においても、前項の規定によりこの特約を解除することができます。この場合、同項各号に掲げる事由の発生時以後に生じた特約保険金の支払事由又は特約保険料の払込免除事由について、会社は、次のとおり取り扱います。 (1) その特約保険金を支払いません。また、既にその特約保険金の支払をしたときは、その返還を請求することができます。 (2) 特約保険料を払込免除としません。また、既に特約保険料を払込免除としたときは、その特約保険料の払込みを請求することができます。 ３　第１項の規定によるこの特約の解除については、前条第１項及び第２項の規定を準用します。
第25条	**（加入限度額超過による特約の解除）** **第25条**　会社は、この特約の特約保険金額が、加入限度額（郵政民営化法及び同法施行令の定める被保険者１人当たりの特約保険金額をいいます。以下同じとします。）を超える場合（他の特約の特約保険金額その他の金額との合計額が加入限度額を超える場合を含みます。以下同じとします。）には、その超える特約を将来に向かって解除することができます。 ２　前項の規定によるこの特約の解除については、第23条第１項及び第２項の規定を準用します。

２　無配当疾病傷害入院特約においては、無配当疾病傷害入院特約条項の次の規定は、保険法の施行日以後の復活の申込み（同法の施行の際現にされている復活の申込みを含みます。）の際の告知について、それぞれ次のとおり読み替えて適用します。

読替えを行う条項	読替後の規定
第20条	**（告知義務）** **第20条**　保険契約者又は被保険者は、この特約の締結又は復活の際、特約保険金の支払事由又は特約保険料の払込免除事由の発生の可能性に関する重要な事項のうち会社所定の質問表（告知書）に掲げる質問事項について、その質問表（告知書）により告知することを要します。
第21条	**（告知義務違反による特約の解除）** **第21条**　保険契約者又は被保険者が、前条の告知の際、会社所定の質問表（告知書）に掲げる質問事項について悪意又は重大な過失によって事実を告げず、又は真実でないことを告げたときは、会社は、将来に向かってこの特約を解除することができます。 ２　会社は、次のいずれかの場合には、前項の規定による特約の解除をすることができません。 (1) 会社が、この特約の締結又は復活の際、解除の原因となる事実を知り、又は過失によってこれを知らなかったとき。 (2) 保険媒介者（会社のために保険契約の締結の媒介を行うことができる者（会社のために保険契約の締結の代理を行うことができる者を除きます。）をいいます。以下この条において同じとします。）が、保険契約者又は被保険者が前条の告知をすることを妨げたとき。 (3) 保険媒介者が、保険契約者又は被保険者に対し、前条の告知をしないことを勧めたとき、又は事実でないことを告げることを勧めたとき。 (4) 会社が解除の原因を知った時から１か月が経過したとき。 (5) この特約がその責任開始の日（復活した特約にあっては、その復活に係る責任開始の日）から起算して２年以上継続したとき（その期間内に特約保険金の支払事由又は特約保険料の払込免除の規定に該当する事由が生じた場合において、その特約保険金の支払事由又は特約保険料の払込免除の規定に該当する事由について同項の解除の原因たる事実の存するときを除きます。）。 ３　前項第２号又は第３号の場合において、それぞれに規定する保険媒介者の行為がなかったとしても、保険契約者又は被保険者が、前条の告知の際、会社所定の質問表（告知書）に掲げる質問事項について、事実を告げなかったか又は事実でないことを告げたと認められるときは、前項の規定を適用しません。
第22条	**（解除の効果）** **第22条**　会社は、前条の解除の原因となる事実がある場合には、特約保険金の支払事由又は特約保険料の払込免除事由が生じた後でも、この特約を解除することができます。この場合、会社は、次のとおり取り扱います。

	(1) その特約保険金を支払いません。また、既にその特約保険金の支払をしたときは、その返還を請求することができます。 (2) 特約保険料を払込免除としません。また、既に特約保険料を払込免除としたときは、その特約保険料の払込みを請求することができます。 2 前項にかかわらず、保険契約者、被保険者又は特約保険金受取人が、その特約保険金（その特約保険金の支払事由が発生した後この特約の解除までに発生した特約保険金の支払事由がある場合には、その特約保険金を含みます。以下この条において同じとします。）の支払事由又は特約保険料の払込免除事由の発生の原因がその解除の原因となった事実に基づかないことを証明したときは、その特約保険金を支払い、又は特約保険料を払込免除とします。
第23条	**（解除の相手方）** **第23条** 第21条の規定による特約の解除は、保険契約者又はその法定代理人に対する通知により行います。 2 前項の場合において、保険契約者若しくはその法定代理人を知ることができないとき、又はこれらの者の所在を知ることができないときその他正当な理由により保険契約者又はその法定代理人に通知できないときは、被保険者、特約保険金受取人又はそれらの法定代理人に通知します。

3 無配当疾病傷害入院特約においては、保険法の施行日以後に復活の申込み（同法の施行の際現にされている復活の申込みを含みます。）があり、かつ、その申込みを承諾した場合には、無配当疾病傷害入院特約条項の次の規定は、その申込時からそれぞれ次のとおり読み替えて適用する。

読替えを行う条項	読替後の規定
第26条	**（詐欺による特約の取消し）** **第26条** 保険契約者、被保険者又は特約保険金受取人の詐欺により特約の締結又は復活が行われたときは、会社は、その特約又は復活を取り消すことができます。この場合、既に払い込んだ特約保険料は払い戻しません。
第48条	**（消滅時効の援用）** **第48条** 特約保険金等の支払又は特約保険料の払込免除を請求する権利の消滅時効が完成した場合であっても、会社は、その時効の援用を２年間はすることがありません。

（保険証券の記載事項）

第127条 無配当疾病傷害入院特約の復活の申込みを承諾したとき（保険法の施行日以後に承諾したときに限ります。）に交付する保険証券には、基本契約の普通保険約款に定める保険証券の記載事項のほか、次の事項を記載します。

(1) 支払事由

(2) 特約保険金の額

（特約保険金受取人に関する特則）

第128条 特約保険金受取人を被保険者以外の者に変更することはできません。

（特約保険金受取人による特約の存続）

第129条 保険契約者以外の者でこの特約の解約をすることができる者（以下「債権者等」といいます。）によるこの特約の解約（保険法の施行日前に解約の通知を行ったものを除きます。）は、解約の通知が会社に到達した時から１か月を経過した日に効力を生じます。

2 前項の解約が通知された場合でも、通知の時において保険契約者でない特約保険金受取人が、保険契約者の同意を得て、前項の期間が経過するまでの間に、その解約の通知が会社に到達した日に解約の効力が生じたとすれば会社が債権者等に支払うべき金額を債権者等に支払い、かつ会社にその旨を通知したときは、前項の解約はその効力を生じません。

3 特約保険金受取人が前項の通知をしようとするときは、別表に定める必要書類を会社又は会社の指定した場所に提出してください。

（特約保険金等の支払期限等）

第130条 保険法の施行日以後に発生した特約保険金等（特約保険金、特約の返戻金その他この特約に基づく諸支払金をいいます。以下この条において同じとします。）の支払事由による特約保険金等は、無配当疾病傷害入院特約条項に定める必要書類が会社に到着した日の翌日からその日を含めて５営業日以内に、会社又は会社の指定した場所で支払います。

2 特約保険金を支払うために次表の事項の確認が必要な場合において、この特約の締結時から特約保険金請求時までに会社に提出された書類だけではその確認ができないときは、次のとおり確認（会社の指定した医師による診断を含みます。）を行います。この場合には、前項にかかわらず、特約保険金等を支払うべき期限は、前項の必要書類が会社に到着した日の翌日からその日を含めて45日を経過する日とし、会社は、特約保険金等を請求した者にその旨を通知します。

特約保険金を支払うために確認が必要な場合	確認する事項
(1) 特約保険金の支払事由発生の有無の確認が必要な場合	無配当疾病傷害入院特約条項第12条所定の支払事由に該当する事実の有無
(2) 特約保険金の免責事由に該当する可能性がある場合	特約保険金の支払事由が発生するに至った原因
(3) 告知義務違反に該当する可能性がある場合	会社が告知を求めた事項及び告知義務違反に至った原因
(4) 無配当疾病傷害入院特約条項に定める重大事由、詐欺又は不法取得目的に該当する可能性がある場合	前２号に定める事項又は保険契約者、被保険者若しくは特約保険金受取人の特約締結の目的若しくは特約保険金請求の意図に関する特約の締結時から特約保険金請求時までにおける事実

３　前項の確認をするため、次の特別な照会や調査が不可欠な場合には、前２項にかかわらず、特約保険金等を支払うべき期限は、第１項の必要書類が会社に到着した日の翌日からその日を含めてそれぞれ次の各号に定める日数（当該各号のうち複数に該当する場合であっても、180日とします。）を経過する日とし、会社は、特約保険金等を請求した者にその旨を通知します。

⑴　前項第２号から第４号までに定める事項について弁護士法その他の法令に基づく照会　180日

⑵　前項第１号、第２号又は第４号に定める事項に関し、保険契約者、被保険者又は特約保険金受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等から明らかである場合における、その刑事手続の結果の照会　180日

⑶　前項に定める事項についての日本国外における調査　180日

４　前２項の必要な事項の確認に際し、保険契約者、被保険者、基本契約の保険金受取人又は特約保険金受取人が正当な理由なくその確認を妨げ、又はこれに応じなかったとき（会社の指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます。）は、会社は、これによりその必要な事項の確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は特約保険金等は支払いません。

５　特約保険料の払込免除については、前４項の規定を準用します。

別表　必要書類

⑴　この基本契約又は特約に基づく請求等に必要な書類は、次のとおりとします。

項目	提出する者	必要書類
保険金受取人による保険契約の存続	保険金受取人 特約保険金受取人	１　会社所定の通知書 ２　保険金受取人又は特約保険金受取人の戸籍抄本 ３　債権者等に返戻金相当額を支払ったことを証明できる書類 ４　保険証券
年金受取人による保険契約の存続	年金受取人	１　会社所定の通知書 ２　年金受取人の戸籍抄本 ３　債権者等に返戻金相当額を支払ったことを証明できる書類 ４　保険証券

⑵　会社は、前号の書類が基本契約又は特約の締結時に既に提出されている場合その他会社が定める場合には、同号の規定にかかわらず、同号の書類の一部の省略又はこれらの書類に代わるべき書類の提出を認めることがあります。また、会社が必要と認めた場合には、同号の書類以外の書類の提出を求めることがあります。